

令和2(2020)年度
自己点検・自己評価報告書



令和3(2021)年6月
東北文化学園大学

令和2（2020）年度自己点検・自己評価報告書
目次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

II. 沿革と現況

III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準1. 使命・目的等

- 1-1 使命・目的及び教育目的の設定
- 1-2 使命・目的及び教育目的の反映

基準2. 学生

- 2-1 学生の受入れ
- 2-2 学修支援
- 2-3 キャリア支援
- 2-4 学生サービス
- 2-5 学修環境の整備
- 2-6 学生の意見・要望への対応

基準3. 教育課程

- 3-1 単位認定、卒業認定、修了認定
- 3-2 教育課程及び教授方法
- 3-3 学修成果の点検・評価

基準4 教員・職員

- 4-1 教学マネジメントの機能性
- 4-2 教員の配置・職能開発等
- 4-3 職員の研修
- 4-4 研究支援

基準5 経営・管理と財務

- 5-1 経営の規律と誠実性
- 5-2 理事会の機能
- 5-3 管理運営の円滑化と相互チェック
- 5-4 財務基盤と収支
- 5-5 会計

基準6 内部質保証

- 6-1 内部質保証の組織体制
- 6-2 内部質保証のための自己点検・評価
- 6-3 内部質保証の機能性

IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価

基準A. 地域・社会との連携

- A-1 大学の有する資源の提供
- A-2 地域・社会と協働するイベントの開催
- A-3 地域・社会との連携基盤の構築

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 東北文化学園大学の建学の精神

東北文化学園大学（以下「本学」という。）は、平成 9(1997)年 9 月 30 日付けで文部大臣に提出した東北文化学園大学設置認可申請書に本学設置の目標「絶えざる技術の進歩、高度情報化、国際化、高齢化の進む中で、学問・研究を通じて、自ら考える力と習慣を身につけ、必要な専門技術を修得した人材の育成を目指し、もって新世紀に生じうる未経験のさまざまな問題に対応して豊かな将来社会の開拓に寄与すること。」を建学の精神として位置づけてきたが、法人理事会等の意思決定によるものではなかった。

平成 9(1997)年の大学設置認可申請にあたっては、この本学設置の目標に基づいて、「医療福祉学部」「総合政策学部」「科学技術学部」の 3 学部を擁する総合大学として設置することとした。医療福祉学部は、高齢化社会の到来にあたり、理学療法士及び作業療法士に対する需要が益々高く、さらに、社会福祉士、介護福祉士等に対する需要も高くなっていることから、この分野の指導者を育成することを目的とした。総合政策学部は、経済の国際化のもと新たな事業機会を求めるアントレプレナー（自ら企画、立案し、実行できる人材）の養成を通じ、分権的ネットワーク時代の地域社会の経営に貢献する人材を育成することを目的とした。科学技術学部は、近年飛躍的に発展を続ける情報科学や建築技術等、生活周辺環境の充実を求める科学の発展に対応するため、既設の東北科学技術短期大学を改組転換し、更に高度な研究・教育を推進することを目的とした。

令和元(2019)年 5 月 28 日(火)開催の理事会にて、学校法人東北文化学園大学の建学の精神・理念を新たに「輝ける者を育む」と定めることが承認され、令和元年（2019）年 6 月 1 日に開催された学校法人東北文化学園大学創立 40 周年記念式典において周知した。また、建学の精神・理念に基づく人物像は『「輝ける者」とは、自立した力を持ち、他者とかかわり合いながら未経験の問題に応える人』とした。

—建学の精神・理念—

「輝ける者を育む」

—建学の精神・理念に基づく人材像—

「輝ける者」とは、自立した力を持ち
他者とかかわり合いながら未経験の問題に応える人

2. 東北文化学園大学の教育理念

本学では、建学の精神を実現するため、以下の 5 つの教育理念を掲げている。これらの教育理念は、各学部学科・研究科の教育目的や、大学全体あるいは各学部学科・研究科で定める 3 つのポリシー策定の基本となっている。

（1）豊かな人間性と創造力の養成

専門技術・知識を習得し、独自に工夫・応用できる創造性を育成する。同時に、豊かな人間性と愛情をはぐくむ。

（２）専門技術の研鑽

専門技術の学問としての確立と研究の推進を行い、あわせて、実社会の需要に積極的に応えられる技術と情熱を持つ人材を育成する。

（３）国際性豊かな人材の育成

高い識見と専門技術を生かし、多様な世界との文化・技術交流に積極的に取り組むことのできる国際性豊かな人材を育成する。

（４）社会の一員としての自覚と問題解決能力による貢献

国際社会、国家、地域社会の一員としての役割、責任を自覚し、社会に対する洞察力と問題解決能力をもって、進んで社会貢献に参加する人材を育成する。

（５）地域社会とともに発展する大学

地域社会との交流を活発に行い、同時に職業人の再教育、編入学、科目等履修生及び社会人の受け入れなど、生涯学習に対応する。

３．東北文化学園大学の使命・目的

以上のような経緯、建学の精神、教育理念を踏まえて、本学の使命・目的については、本学学則第１条及び大学院学則第２条において、以下のように明確に定められている。

表Ⅰ－１ 東北文化学園大学の目的

東北文化学園大学学則 第１条
東北文化学園大学（以下「本学」という。）は、新しい時代が求める医療・福祉、経済開発・地域経営及び応用情報・環境工学の分野での確固たる専門技術と広く豊かな視野を身につけて、地域社会の発展に進んで協力し、それを通じて国家と人類社会の発展に貢献する人材の育成を目的とし、そのための教育研究を行う。

表Ⅰ－２ 東北文化学園大学大学院の目的

東北文化学園大学大学院学則 第２条
本大学院は、健康で文化的な生活の創造に関する学術の理論と応用を教授研究し、その深奥を究めて、地域と文化の発展に寄与することを目的とする。

4. 東北文化学園大学の個性・特色

○多職種連携教育の推進

本学の個性・特色は、大規模ではないものの3学部7学科からなる総合大学である点にある。医療福祉学部はリハビリテーション学科4専攻、看護学科及び保健福祉学科2専攻を含め7学科専攻で構成しており、総合政策学部1学科及び科学技術学部3学科を加え、大学全体は11学科専攻での構成となっている。医療福祉分野の教育研究が充実している点が大きな特色となっている。平成28(2016)年度には、科学技術学部臨床工学科を開設し、この特色はさらに強化された。

以上のことを踏まえ、本学は地域に根差した多職種連携を重視し、医療福祉学部の9つの専門職（看護師、保健師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、視能訓練士、社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士）を目指す学生が集い「専門職連携セミナー」と名付けた合同実習報告会を実施し、学生が自らの専門性を明確にするとともに、他の専門職との相互理解を深める教育を提供してきた。ここに科学技術学部臨床工学科が加わり、東北地方で最も充実した医療福祉職連携が学べる大学となっている。

○大学院健康社会システム研究科ナースプラクティショナー養成分野

本学は医療福祉学部の他に、科学技術学部及び総合政策学部を擁しており、全学として健康な社会の形成に資することを目標に教育研究を推進しているが、大学院では、このようなコンセプトをより深めるため「健康社会システム研究科」を設置している。

同研究科は健康福祉専攻と生活環境情報専攻から構成されているが、健康福祉専攻に設けられたナースプラクティショナー養成分野は、保健師助産師看護師法に基づく「特定行為研修の指定研修機関」として厚生労働大臣から指定を受け、平成28年4月から厚生労働省令に規定された21区分38行為すべての特定行為について研修を開始した。38の特定行為全てについて指定されている機関は、東北地方で唯一、本学大学院のみであり、大きな特色となっている。



図 I-2 学部構成と多職種連携の関係

○「輝ける者を育む全学共通教育」

輝ける者を育む全学共通教育をより一層強化させるべく、新たな全学共通教育プログラムとして、新入生に対する初年次教育の「育みプロジェクト」と、全学共通教養教育の「探求・理解プロジェクト」から成る「輝ける者 Principle」を構築した。

「輝ける者 Principle」を令和 2(2020)年度から各学科専攻のキャリアキュラムに反映させるための学則改正を、令和元(2019)年度に大学運営会議及び理事会において承認した。

Ⅱ. 沿革と現況

1. 本学の沿革

本学の沿革（年表）を表Ⅱ-1 に示す。本学の前身は、昭和 53(1978)年 3 月学校法人東北文化学園として設立認可され、同年 4 月宮城県仙台市本町に専修学校として設置認可された宮城デザイン専門学校である。平成 4(1992)年 12 月には文部省から東北科学技術短期大学の設置が認可され、平成 5(1993)年 4 月に同短期大学を開学した。

平成 10(1998)年 12 月には、同短期大学を改組転換する東北文化学園大学の設置が認可され、法人名を現在の学校法人東北文化学園大学（以下「本法人」という。）に変更、平成 11(1999)年 4 月、本学は、医療福祉学部リハビリテーション学科及び保健福祉学科、総合政策学部総合政策学科、科学技術学部応用情報工学科及び環境計画工学科の 3 学部 5 学科の体制で開学した。その後、医療福祉学部には、平成 20(2008)年 4 月にリハビリテーション学科言語聴覚学専攻及び視覚機能学専攻、平成 22(2010)年 4 月に看護学科を設置した。さらに、平成 28(2016)年 4 月に科学技術学部臨床工学科を設置し、現在の 3 学部 7 学科 6 専攻の体制に至っている。

一方、大学院は、平成 15(2003)年 4 月に、「健康で文化的な生活の創造に関する学術の理論と応用を教授研究し、その深奥を究めて、地域と文化の発展に寄与する」ことを目的として修士課程を設置した。平成 19(2007)年 4 月には、博士課程前期 2 年の課程及び博士課程後期 3 年の課程に課程変更をした。平成 23(2011)年 4 月、厚生労働省が進めている「特定看護師(仮称)養成調査試行事業」に対応した「ナースプラティクショナー養成分野」を大学院健康社会システム研究科健康福祉専攻博士課程前期 2 年の課程に開設した。さらに、同分野は平成 28(2016)年 2 月、厚生労働大臣から保健師助産師看護師法第 37 条第 2 項第 5 号に定める特定行為研修指定研修機関として指定された。同法に定める 21 区分 38 行為すべての特定行為について指定されたのは、東北地方で本学が唯一である。

平成 29(2017)年 9 月には、東北文化学園大学総合発達研究センター附属国見の杜クリニックを開設した。同クリニックは、地域の障害児・者への治療・支援のため、リハビリテーション学科言語聴覚学専攻が中心となって、構音障害、音声障害、吃音、言語発達障害、失語症、高次機能障害、聴覚障害及び発達障害等を対象とするものである。

本学園は平成 30(2018)年に創立 40 周年を迎えており、令和元(2019)年は本学開学 20 周年にあたることから、令和元(2019)年 6 月に学校法人東北文化学園大学創立 40 周年記念式典を開催し、本学の新たな建学の精神「輝ける者を育む」を発表した。

○東日本大震災の対応

平成 23(2011)年 3 月 11 日の東北地方太平洋沖地震（マグニチュード 9）による東日本

大震災の際には、本学、久慈幼稚園、友愛幼稚園及び東北文化学園専門学校の学生・園児及び教職員が被災したうえ、各学校の施設設備も被災した。本学の学生 1 人が津波により亡くなったほか、少なからぬ学生・教職員の親・親族が亡くなり、自宅が全壊・半壊等の被害を受けた。学生が被災によって修学を断念することがないように、本学独自の「東日本大震災に伴う特別措置制度」（以下「特別措置制度」という。）を設け、支援を行った。また、特別な事情により経済的に困窮し、授業料等の納付が困難な学生に対して行う「授業料減免制度」も新たに実施した。これら 2 つの制度は、現在も継続して実施している。

地震等の震災に備えた安全対策や、東日本大震災からの教育研究環境の復旧活動や復興支援事業は継続して実施している。

表Ⅱ-1 本学の沿革（年表）

年 月	概 要
昭和 53(1978)年 3 月	学校法人東北文化学園の設立認可。
昭和 53(1978)年 4 月	仙台市青葉区本町に宮城デザイン専門学校開校。
昭和 56(1979)年 4 月	宮城デザイン専門学校を東北工科美術専門学校に学校名称変更。
昭和 59(1984)年 4 月	東北医療専門学校開校。
昭和 60(1985)年 3 月	学校法人木村学園から東北商科専門学校（昭和 55 年 4 月設置認可）を継承。
昭和 60(1985)年 9 月	東北商科専門学校を東北情報工学専門学校に学校名称変更。
平成 2(1990)年 4 月	仙台市青葉区国見にキャンパスを移転。 東北工科美術専門学校と東北情報工学専門学校を統合、東北工科情報専門学校に学校名称変更。東北医療専門学校を東北医療福祉専門学校に学校名称変更。
平成 5(1993)年 4 月	東北初の理工系カレッジとして東北科学技術短期大学開学。
平成 10(1998)年 12 月	東北文化学園大学の設置認可、学校法人東北文化学園大学に法人名称変更。
平成 11(1999)年 4 月	東北文化学園大学開学。 東北医療福祉専門学校と東北工科情報専門学校を統合、東北文化学園専門学校に学校名称変更。
平成 12(2000)年 10 月	東北科学技術短期大学の廃止認可。
平成 14(2002)年 9 月	学校法人東北文化学園大学に設置していた東北文化学園専門学校を、友愛幼稚園を設置している学校法人友愛学園に移管。
平成 14(2002)年 10 月	東北文化学園大学医療福祉学部収容定員の変更認可。
平成 14(2002)年 12 月	東北文化学園大学大学院の設置認可。
平成 15(2003)年 3 月	アレン国際短期大学及び久慈幼稚園を設置していた学校法人頌美学園を合併。
平成 15(2003)年 4 月	東北文化学園大学大学院修士課程を設置。
平成 18(2006)年 11 月	東北文化学園大学大学院修士課程を博士課程に課程変更認可。

東北文化学園大学

平成 19(2007)年 1 月	アレン国際短期大学の廃止認可。
平成 19(2007)年 4 月	東北文化学園大学大学院博士課程前期 2 年の課程及び博士課程後期 3 年の課程を設置。
平成 20(2008)年 4 月	東北文化学園大学医療福祉学部リハビリテーション学科に言語聴覚学専攻及び視覚機能学専攻を設置。
平成 21(2009)年 10 月	友愛幼稚園及び東北文化学園専門学校を設置していた学校法人友愛学園を合併。
平成 22(2010)年 4 月	東北文化学園大学医療福祉学部看護学科を設置。
平成 23(2011)年 4 月	東北文化学園大学大学院博士課程前期 2 年の課程の健康社会システム研究科健康福祉専攻にナースプラクティショナー養成分野を設置。
平成 25(2013)年 4 月	東北文化学園大学科学技術学部人間環境デザイン学科を、建築環境学科に学科名称変更。
平成 27(2015)年 2 月	東北文化学園専門学校の視能訓練士科、こども未来科、介護福祉科、社会福祉科、医療秘書科、建築科（平成 29 年 2 月に建築土木科へ名称変更）及びインテリア科が文部科学大臣から職業実践専門課程として認定。
平成 27(2015)年 4 月	友愛幼稚園が仙台市から幼稚園型認定こども園として認定。
平成 28(2016)年 2 月	東北文化学園大学大学院健康社会システム研究科健康福祉専攻(ナースプラクティショナー養成分野)が、厚生労働大臣から保健師助産師看護師法第 37 条の 2 第 2 項第 5 号に規定する特定行為研修指定研修機関(特定行為 21 区分)として指定。
	東北文化学園専門学校の医療情報管理科が文部科学大臣から職業実践専門課程として認定。
平成 28(2016)年 3 月	久慈幼稚園が岩手県から幼稚園の廃止の認可。
平成 28(2016)年 4 月	東北文化学園大学科学技術学部臨床工学科を設置。
	久慈幼稚園が岩手県から幼保連携型認定こども園久慈幼稚園として認定。
平成 28(2016)年 11 月	「アレン記念館」が文部科学大臣から国の登録有形文化財に登録。
平成 29(2017)年 9 月	東北文化学園大学総合発達研究センター附属国見の杜クリニックを設置。
令和元(2019)年 6 月	学校法人東北文化学園大学創立 40 周年記念式典を開催。建学の精神・理念「輝ける者を育む」を発表。

2. 本学の現況

【大学名】 東北文化学園大学

【所在地】 宮城県仙台市青葉区国見六丁目45番1号

【学部・大学院構成】

< 学 部 >

学 部	学 科	専 攻
医療福祉学部	リハビリテーション学科	理学療法学専攻 作業療法学専攻 言語聴覚学専攻 視覚機能学専攻
	看護学科	
	保健福祉学科	保健福祉専攻 生活福祉専攻
総合政策学部	総合政策学科	
科学技術学部	知能情報システム学科	
	建築環境学科	
	臨床工学科	

< 大 学 院 >

研 究 科	博士課程前期2年の課程	博士課程後期3年の課程
健康社会システム 研 究 科	健康福祉専攻	健康福祉専攻
	生活環境情報専攻	生活環境情報専攻

【学部・大学院学生数】

< 学部 >

令和2(2020)年5月1日現在

学部	学科・専攻	1年次	2年次	3年次	4年次	計
医療福祉学部	リハビリテーション学科	169	174	114	158	615
	理学療法学専攻	87	82	54	70	293
	作業療法学専攻	37	39	21	41	138
	言語聴覚学専攻	26	36	22	28	112
	視覚機能学専攻	19	17	17	19	72
	看護学科	83	89	61	81	314
	保健福祉学科	67	58	47	35	207
	保健福祉専攻	61	51	43	30	185
	生活福祉専攻	6	7	4	5	22
	計	319	321	222	274	1,136
総合政策学部	総合政策学科	89	88	69	93	339
	計	89	88	69	93	339
科学技術学部	知能情報システム学科	50	53	32	31	166
	建築環境学科	50	48	28	31	157
	臨床工学科	50	60	44	43	193
	計	150	161	104	105	520
計		558	570	395	472	1,995

東北文化学園大学

<大学院>

令和2(2020)年5月1日現在

研 究 科	専 攻	学 生 数		研究指導 教員	兼担 教員
		前期課程	後期課程		
健康社会システム 研究科	健康福祉専攻	35	7	17	21
	生活環境情報専攻	2	0	8	10
計		37	7	25	31

【教員数及び職員数】

<教員数>

令和2(2020)年5月1日現在

学 部	学 科	教授	准教授	講師	助教	計	助手
医療福祉学部	リハビリテーション学科	20	9	7	7	43	8
	看護学科	12	6	5	7	30	2
	保健福祉学科	9	9	1	1	20	0
総合政策学部	総合政策学科	7	8	0	0	15	0
科学技術学部	知能情報システム学科	4	3	1	0	8	0
	建築環境学科	5	2	1	0	8	0
	臨床工学科	5	2	0	2	9	0
計		62	39	15	17	133	10

<職員数>

令和2(2020)年5月1日現在

性 別	正職員	嘱託職員	契約職員	派遣職員	計
男	41	5	3	0	49
女	23	2	5	7	37
計	64	7	8	7	86

※学校法人基礎調査より

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1 使命・目的及び教育目的の設定

《1-1 の視点》

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-③ 個性・特色の明示

1-1-④ 変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

本学の建学の精神・教育理念「輝ける者を育む」は、令和元(2019)年 5 月 28 日(火)理事会において、学校法人東北文化学園大学の建学の精神・理念として定めることを決定、平成元(2019)年 6 月 1 日開催の学校法人創立 40 周年記念式典で発表し、学生・教職員等に共有を図るとともに、ホームページにも公開した。オープンキャンパスや高校教員説明会、保護者懇談会等においても説明している。また、法人誌や各種リーフレット等にも順次掲載し、広く周知を図っている。

本学の使命・目的については、「東北文化学園大学学則」（以下「学則」という。）第 1 条に「東北文化学園大学（以下「本学」という。）は、教育基本法及び学校教育法に基づき、建学の精神である「輝ける者を育む」に則り広く豊かな教養と専門的知識・技術を身につけ、地域社会に根ざし、国家と人類社会の発展に貢献する人材を育成することを目的とする」と明確に定めている。【資料 1-1-1】

大学院の使命・目的については、「東北文化学園大学大学院学則」（以下「大学院学則」という。）第 2 条に「本大学院は、健康で文化的な生活の創造に関する学術の理論と応用を教授研究し、その深奥を究めて、地域と文化の発展に寄与することを目的とする。」と明確に定めている。【資料 1-1-2】

医療福祉学部、総合政策学部、科学技術学部及び各学科の教育目的は、表 1-1-1 に示すとおり学則第 3 条第 3 項に定めている。また、大学院健康社会システム研究科及び各専攻の教育目的は、表 1-1-2 に示すとおり大学院学則第 6 条の 2 に定めている。

令和 3(2021)年 4 月の入学生からは、医療福祉学部、現代社会学部、経営法学部、工学部の学部構成となる。そのための学則第 3 条第 3 項の改正を行って、各学部学科の教育目的は、表 1-1-3 のように定めた。

表 1-1-1 各学部学科の教育研究上の目的（学則第 3 条第 3 項）

学部・学科	教育研究上の目的
医療福祉学部	医療福祉学部は、広い教養と豊かな人間性を有し生命の尊厳に対し深い理解を示す能力を養うとともに、医療福祉分野の専門能力を備えた専門職としての自覚を持ち、積極的な行動のできる人材を育成することを目的とする。
リハビリテーション学科	リハビリテーション学科は、理学療法学、作業療法学、言語聴覚学、視覚機能学の各分野について、理論及び応用の研究を行うとともに、それぞれに十分な知識と技能を有し、医療福祉の実践を担う専門能力及び豊かな人間性を備えた理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、視能訓練士等の人材を育成する。
看護学科	看護学科は、看護学、保健学の各分野について、理論及び応用の研究を行うとともに、それぞれに十分な知識と技能を有し、医療福祉の実践を担う専門能力及び豊かな人間性を備えた看護師、保健師の人材を育成する。
保健福祉学科	保健福祉学科は、社会福祉、精神保健福祉、介護福祉に関わる各分野について、理論及び応用の研究を行うとともに、それぞれに十分な知識と技能を有し、医療福祉の実践を担う専門能力及び豊かな人間性を備えた社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、福祉援助等に係る人材を育成する。
総合政策学部	総合政策学部総合政策学科は、社会科学、人文科学及びその他の関連する分野を総合的に学び、研究することにより、変化する社会環境を的確に分析し、対応する能力を身に付け、社会経済の変化に対する先見性、自立した事業運営力、地域活性化に貢献する情報発信力、国際社会で活躍する能力、豊かな教養と人間性をもった人材を育成する。
総合政策学科	
科学技術学部	科学技術学部は、実践的教育に基づき、科学技術に関わる深い見識と高度の技術力を身に付けることに加えて、高い倫理観と豊かな創造力、多面的な分析力と協調性、実社会における具体的な問題把握力と解決能力をもつ人材の育成を目的とする。
知能情報システム学科	知能情報システム学科は、ネットワーク、マルチメディア、バイオロボティクスの各分野について、幅広いコンピュータの基礎知識に加え実践的な技術力を教授し、豊かな発想力と自在な応用力を身に付けた高度情報化社会に対応できる人材を育成する。
建築環境学科	建築環境学科は、建築デザイン、健康インテリア、建築設備の各分野を核として、環境に配慮した建築空間の構成技術の獲得とその実践をとおして、充実した基礎教育と時代に適合した先端教育を行い、建築空間と人間生活の適正な関係の改善に寄与できる人材を育成する。
臨床工学科	臨床工学科は、臨床工学に関わる医療技術や医療機器開発の各分野について、理論及び応用の研究を行うとともに、広い教養、高い倫理観、豊かな人間性と研究心を有し、かつチーム医療の重要な一員として活動でき、さらに新たな医療機器の開発に参画できる臨床工学技士の人材を育成する。

表 1-1-2 大学院研究科各専攻の教育研究上の目的（大学院学則第 6 条の 2）

研究科・専攻	教育研究上の目的
健康社会システム研究科	健康社会システム研究科は、健康福祉及び生活環境情報に関する学術の理論並びに応用を教授研究し、その深奥をきわめるとともに、高度の専門職性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を養い、社会文化の進展に寄与することを目的とする。
健康福祉専攻	健康福祉専攻は、福祉社会の形成に必要な保健・医療・福祉に関する学術の理論及び応用を教授研究するとともに、高度の専門職性が求められる職業を担うための深い知識や卓越した能力を培い、健康福祉に関する高い学問的見識と研究能力を有する人材を育成する。
生活環境情報専攻	生活環境情報専攻は、健康・安全生活環境の維持・創成に必要な情報・環境及びその応用工学に関する理論及び技術を教授研究するとともに、高度の専門職性が求められる職業を担うための深い知識や卓越した能力を培い、生活環境情報に関する高い学問的見識と研究能力を有する人材を育成する。

表 1-1-3 各学部学科の教育研究上の目的（学則第3条第3項、令和3(2021)年度入学生から適用）

学部・学科	教育研究上の目的
医療福祉学部	医療福祉学部は、広い教養と豊かな人間性を有し生命の尊厳に対し深い理解を示す能力を養うとともに、医療福祉分野の専門能力を備えた専門職としての自覚を持ち、積極的な行動のできる人材を育成することを目的とする。
リハビリテーション学科	リハビリテーション学科は、理学療法学、作業療法学、言語聴覚学、視覚機能学の各分野について、理論及び応用の研究を行うとともに、それぞれに十分な知識と技能を有し、医療福祉の実践を担う専門能力及び豊かな人間性を備えた理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、視能訓練士等の人材を育成する。
看護学科	看護学科は、看護学、保健学の各分野について、理論及び応用の研究を行うとともに、それぞれに十分な知識と技能を有し、医療福祉の実践を担う専門能力及び豊かな人間性を備えた看護師、保健師の人材を育成する。
現代社会学部	現代社会学部現代社会学科は、社会学と社会福祉学の理論及び応用の研究を行うとともに、それぞれに十分な知識と技能を有し、幅広い視野と柔軟な思考を持った人材、ならびに現代において多様な人々が共に生きる社会の創生に貢献できる人材を育成する。
現代社会学科	
経営法学部	経営法学部経営法学科は、法学及び経営学を中心とした社会科学、その他の関連する分野を総合的に教授し、研究することにより、豊かな教養と人間性を養うとともに、日々変化する社会を的確に捉え対応していく能力、地域活性化に資する能力、国際社会で活躍する能力を持った人材を育成する。
経営法学科	
工学部	工学部は、実践的教育に基づき、工学に関わる深い見識と高度の技術力を身に付けることに加えて、高い倫理観と豊かな創造力、多面的な分析力と協調性、実社会における具体的な問題把握力と解決能力をもつ、情報・建築・医療領域の人材の育成を目的とする。
知能情報システム学科	知能情報システム学科は、ネットワーク、マルチメディア、バイオロボティクスの各分野について、幅広いコンピュータの基礎知識に加え実践的な技術力を教授し、豊かな発想力と自在な応用力を身に付けた高度情報化社会に対応できる人材を育成する。
建築環境学科	建築環境学科は、建築デザイン、健康インテリア、建築設備の各分野を核として、環境に配慮した建築空間の構成技術、長寿命化技術の獲得とその実践をとおり、充実した基礎教育と時代に適合した先端教育を行い、建築空間と人間生活の適正な関係の改善に寄与できる人材を育成する。
臨床工学科	臨床工学科は、臨床工学に関わる医療技術や医療機器開発の各分野について、理論及び応用の研究を行うとともに、チーム医療の重要な一員として活動でき、さらに新たな医療機器の開発に参画できる人材を育成する。

1-1-② 簡潔な文章化

本学の建学の精神、教育理念、本学及び大学院の教育目標等については、学則、大学院学則、学生募集要項、大学案内、TBGU ハンドブック等に必要な内容を明示するとともに、本学ホームページにも掲載し広く公開している。【資料 1-1-3】 【資料 1-1-4】 【資料 1-1-5】

令和元（2019）年 6 月 1 日に建学の精神・理念を「輝ける者を育む」とし、建学の精神・理念に基づく人物像を『「輝ける者」とは、自立した力を持ち、他者とかかわり合いながら未経験の問題に答える人』と簡潔に明文化した。【資料 1-1-6】 <エビデンス変更>

1-1-③ 個性・特色の明示

本学では、本学の個性や特色を分かりやすく伝えるために、令和元(2019)年 5 月に定め新たな建学の精神・理念とともに、「学生へのメッセージ」をまとめ、明示した。【資料 1-1-7】

このメッセージについては、全学生や教職員に配布される季報に掲載するとともに、本学ホームページでも閲覧できるようにしている。【資料 1-1-8】 【資料 1-1-9】

1-1-④ 変化への対応

平成 27(2015)年 4 月に、平成 28(2016)年 4 月の臨床工学科設置に向けて、学則第 3 条第 3 項にその教育目的を追加した。【資料 1-1-10】

平成 27(2015)年 12 月に、科学技術学部の智能情報システム学科及び建築環境学科の教育課程の改正を行い、これに伴い学則第 3 条第 3 項の教育目的を改正した。

令和元(2019)年度は、令和 3(2021)年 4 月に設置する新学部学科及び名称変更を行う学部等について、教育目的等の見直しを各学部学科で行うとともに、学部学科再編準備会において調整を進めた。

既存の学科専攻については、令和 3(2021)年度入試改革を策定し、アドミッションポリシーを中心に 3 つのポリシーの見直しを進めている。

また、令和元(2019)年度には、新学部学科の設置及び学部学科名称変更の届出（令和 2(2020)年 4 月）に向けて学則変更の手続きを進め、令和 2(2020)年度においては、令和 3(2021)年 4 月に設置する現代社会学部現代社会学科、学部学科名称を変更する経営法学部経営法学科及び学部名称を変更する工学部について文部科学省に届出を行った。

(3) 1-1 の改善・向上方策（将来計画）

①意味・内容の具体性と明確性

本学は、使命・目的及び教育目的について、建学の精神、教育理念及び学則、大学院学則において具体的かつ明確に定め、広く社会に公表しており、これを継続する。

②簡潔な文章化

使命・目的及び教育目的については、時代の要請や教育課程の改正等に応じて、より適切で簡潔な表現について、見直しに努める。

③個性・特色の明示

個性や特色を伝えるために作成した「学生へのメッセージ」を含めて、個性・特色を整理し、広報的な面も含めて検討する。

④変化への対応

令和 3(2021)年度に新設される現代社会学部現代社会学科、名称変更される経営法学部経営法学科及び工学部について、各学部学科の教育目的や 3 つのポリシーを遵守しつつ新たな対応を検討する。

エビデンス集（データ編・資料編）

【資料 1-1-1】東北文化学園大学学則【資料 F-3】と同じ

【資料 1-1-2】東北文化学園大学大学院学則【資料 F-3】と同じ

【資料 1-1-3】東北文化学園大学 2018 大学案内【資料 F-2】と同じ

【資料 1-1-4】2018TBGUハンドブック【資料 F-5】と同じ

【資料 1-1-5】本学ホームページ（教育理念）

【資料 1-1-6】大学運営会議議事要録（平成 27(2015)年 11 月 4 日開催）、資料「東北文化学園大学のめざすところ」

【資料 1-1-7】大学運営会議議事要録（平成 27(2015)年 11 月 4 日開催）

【資料 1-1-8】 2018TBGUハンドブック【資料 F-5】と同じ
【資料 1-1-9】 本学ホームページ（特色 本学のめざすところ）
【資料 1-1-10】 東北文化学園大学学則【資料 F-3】と同じ

1-2 使命・目的及び教育目的の反映

《1-2 の視点》

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-2 の自己判定

基準項目 1-2 を満たしている。

(2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

建学の精神や教育理念、教育目的等は、学則、大学院学則、大学案内、TBGUハンドブック、本学ホームページ等の各種配布印刷物やメディアに必要な内容を掲載することにより、情報共有している。【資料 1-2-1】【資料 1-2-2】【資料 1-2-3】【資料 1-2-4】【資料 1-2-5】

各学科専攻の教育目的は、平成 21(2009)年度に各学科専攻で検討し、各教授会で審議後、本学役職者で構成される大学運営会議で承認を経て、平成 22(2010)年 2 月の理事会において決定し、学則に追加された。その後、平成 3(2021)年新学部新学科設置等に向けての改正まで、何度かの改正や策定を同様の手続きを経て行っている。

したがって、本学の使命・目的及び教育目的は、役員及び教職員の理解と支持を得て策定されている。【資料 1-2-6】

建学の精神「輝ける者を育む」を教育面に反映させるために、全学共通教育プログラム「輝ける者 Principle」（育みプロジェクト＋探求・理解プロジェクト）を組み込んだ新たな教育課程を全学科専攻で策定し、令和 2(2020)年度からの導入を目指して多面的に点検を行った。輝ける者 Principle の内容には、外部評価委員会による客観的評価も反映させ、教務委員会及び教学マネジメント委員会で内容・運営等を精査している。

1-2-② 学内外への周知

本学の使命・目的については、学則に定めるとともに、学生・教職員に配付されるTBGU ハンドブックに明記している。また、各学部学科で定める教育目標に関しても周知徹底を図るため、TBGUハンドブックに掲載している。【資料 1-2-7】

主要な建物の入口には、大学の教育理念を記したパネルを掲示している。

本学の教育理念等については、大学案内等にも掲載することで周知徹底を図っている。

教育理念、学則及び大学院学則、各学部の教育目標、アセスメントポリシー、3つのポリシー（ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシー）は、本学ホームページに掲載され、いつでも閲覧できるようにしており、新任教職員には、入職時の初任者研修において周知を図っている。【資料 1-2-11】 【資料 1-2-12】

新入生に対しては、入学当初の新入生オリエンテーション、学外研修時に講話等を通じて周知し、更なる理解を深められるように配慮している。【資料 1-2-13】

高校教員説明会やオープンキャンパスでは全体説明会を開催し、スライドを使って入学希望者及び保護者に説明を行っている。【資料 1-2-14】

例年9月から10月にかけて、東北6県において、保護者懇談会を開催し、学長等から、本学教育の使命・目的を周知している。なお、令和 2(2020)年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、保護者懇談会に代えて、本学において個別相談会・電話相談会を実施した。【資料 1-2-15】

さらに、本法人が定期刊行している学園情報誌「季報」を教職員及び外部にも配布し、本学の使命・目的に沿った取り組み等を広く周知している。【資料 1-2-16】

各学部学科が発刊している紀要等においても、本学の教育理念や学部学科の教育目標等について明記し、更なる周知の徹底を図っている。

医療福祉学部では、学部として発刊しているハッピーキャンパスに教育理念や学部の教育目標を明記している。各学科専攻では、保健福祉学科が紀要に明記しており、他の学科専攻も紀要等に記載の予定である。

総合政策学部では、紀要に本学の教育理念や学科の教育目標を明記している。

科学技術学部では、毎年発行する年次報告に建学の精神、教育理念や学部の教育目標を明記し、広く学外に周知している。【資料 1-2-3】 【資料 1-2-8】 【資料 1-2-9】 【資料 1-2-10】

1-2-③ 中長期的な計画への反映

本学の使命・目的については、建学の精神・教育理念に示されている。それを分かりやすく発信するために建学の精神・理念を「輝ける者を育む」とし、建学の精神・理念に基づく人物像を『「輝ける者」とは、自立した力を持ち、他者とかかわり合いながら未経験の問題に応える人』を策定し提示した。

令和元(2019)年度から令和 3(2021)年度までの3か年間の中期目標・中期計画「輝ける者を育むⅡ」を令和元(2019)年4月に策定し、計画の実施を開始した。【資料 1-2-17】

令和 2(2020)年度の中期計画における学修環境の整備のひとつ「新たなラーニングスペースの設置」については、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の影響で保留となっている。

中期目標・中期計画「輝ける者を育むⅡ」に掲げた目標を実現するために、常勤理事と各担当課が検討し、3ケ年の進め方を立案した。また、FD・SD委員会が中心となって、学科専攻単位及び各課単位のFDSD研修を制度化した。令和 2(2020)年度から、全学的FDSD集会の実施を計画していたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため中止した。

各学科専攻の改善計画に関する常勤理事ヒアリングが定例化され、自己点検のPDCAサイクルとして連動している。

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

本学の教育目標は使命・目的を踏まえており、それらを具体化する方策として3つのポリシーがある。ディプロマポリシーは、学生が卒業時（大学院は修了時）に身につけるべき能力等を明確に定めている。カリキュラムポリシーは、教育目的を達成するための事項を明確に定めている。アドミッションポリシーは、本学の学部、学科、専攻及び大学院研究科が求める学生像を明確に定めている。【資料 1-2-18】

さらに、教育における学習成果を厳正に評価し、その結果を教育の質改善につなげることを目的として、前述の3つのポリシーに基づくアセスメントポリシーを定め、学修成果を多面的に評価している。【資料 1-2-19】

平成元(2019)年度には、高大接続入試改革に連動させた3ポリシーに基づき、輝ける者 Principle を組み込んだ全学の令和2(2020)年度からの教育課程について、ディプロマポリシー対応の点検を行った。

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

本学の教育研究組織は、表 1-2-1 に示すとおりである。大学の使命・目的を果たすため、学則第3条に医療福祉学部、総合政策学部及び科学技術学部の3学部を置くことを定め、同第2項に各学部置く各学科専攻を規定し、同第3項に各学部学科の教育研究上の目的を明確に定めている。

表 1-2-1 教育研究組織の構成

東北文化学園大学	医療福祉学部	リハビリテーション学科	理学療法学専攻
			作業療法学専攻
			言語聴覚学専攻
			視覚機能学専攻
		看護学科	
	保健福祉学科	保健福祉専攻	
		生活福祉専攻	
	総合政策学部	総合政策学科	
	科学技術学部	知能情報システム学科	
		建築環境学科	
		臨床工学科	
	大学院	健康社会システム研究科	健康福祉専攻
			生活環境情報専攻
	総合発達研究センター		
	総合情報センター		
教育支援センター			
地域連携センター			
健康管理センター			
大学事務局			

また、学則第3条の2に本学に大学院を置くことを定めている。大学院学則第4条に大学院に「健康社会システム研究科」を置くことを定め、第5条に博士前期課程及び後期課程の設置、同第6条に健康福祉専攻と生活環境情報専攻の2専攻の設置を規定し、第6条の2に研究科の目的及び各専攻の目的を明示している。【資料 1-2-1】 【資料 1-2-2】

本学の使命・目的を果たすための組織として、学則第 3 条の 3 に総合発達研究センター、第 4 条に総合情報センター、第 4 条の 2 に教育支援センター、第 4 条の 3 に地域連携センター、第 5 条に事務局及び第 6 条に健康管理センターを置くことを定めている。【資料 1-2-1】

(3) 1-2 の改善・向上方策（将来計画）

①役員、教職員の理解と支持

教育課程の改正等は、本学の使命・目的及び教育目的に基づいて行われているが、今後とも教育課程の見直しに当たっては、大学運営会議をはじめ、各種委員会や組織において検証を行っていく。

②学内外への周知

本学の使命・目的及び教育目的を示している、建学の精神、教育理念及び各学部学科の教育目的に加えてその特色をさらに広く、分かりやすく伝えられる方策について、教学組織が連携しながら検討する。各号館入口にパネル掲示するとともに、TBGU ハンドブック、大学案内、ホームページ、高校教員説明会やオープンキャンパス等でも説明する。

各学部学科から発刊されている紀要等においても、本学の教育理念や学部学科の教育目標等について明記し、更なる周知の徹底を図る。

③中長期的な計画への反映

中長期かつ総合的な展望に立った将来構想については、常勤理事会を中心として、本学の建学の精神、使命・目的及び教育目的を反映した積極的な取り組みを検討していく。

④三つのポリシーへの反映

3 つのポリシーの実質化に向けて、PDCA サイクルを回しながら取組む。教職員の意見を吸い上げるシステムとして、イントラネット等を利用した方法を検討する。

⑤教育研究組織の構成との整合性

令和 3（2021）年度からスタートする新学部を加え 4 学部の体制となる。使命・目的及び教育目的を踏まえ、既存の教育研究組織との整合性を検討していく。

エビデンス集（データ編・資料編）

- 【資料 1-2-1】東北文化学園大学学則【資料 F-3】と同じ
- 【資料 1-2-2】東北文化学園大学大学院学則【資料 F-3】と同じ
- 【資料 1-2-3】東北文化学園大学 2018 大学案内【資料 F-2】と同じ
- 【資料 1-2-4】2018TBGUハンドブック【資料 F-5】と同じ
- 【資料 1-2-5】本学ホームページ（教育理念）
- 【資料 1-2-6】大学運営会議議事要録（平成 21(2009)年 12 月 2 日開催、平成 22(2010)年 1 月 6 日開催、平成 22(2010)年 2 月 3 日開催）
- 【資料 1-2-7】2018TBGUハンドブック【資料 F-5】と同じ
- 【資料 1-2-8】保健福祉学科紀要 2018 No.16
- 【資料 1-2-9】東北文化学園大学ハッピーキャンパス
- 【資料 1-2-10】平成 29 年度東北文化学園大学科学技術学部年次報告第 19 巻
- 【資料 1-2-11】学内イントラネット（東北文化学園大学規程集等）
- 【資料 1-2-12】平成 30(2018)年度新任教員ガイダンス資料
- 【資料 1-2-13】平成 30 年度新入生教務部ガイダンスタイムスケジュール
- 【資料 1-2-14】オープンキャンパススライド（学長あいさつ）
- 【資料 1-2-15】保護者懇談会 2018（学長スライド）

【資料 1-2-16】 学園広報誌「季報」vol.09

【資料 1-2-17】 中期目標・中期計画「輝ける者を育む」平成 27 年度・平成 30 年度

【資料 1-2-18】 2018TBGUハンドブック

【資料 1-2-19】 アセスメントポリシー(本学ホームページ)

【基準 1 の自己評価】

建学の精神に基づく本学の使命・目的及び教育目的は明確であり、具体的かつ簡潔な文章で表現されている。また、本学の個性・特色を分かりやすく伝えるため、「東北文化学園大学からのメッセージ」を策定し、「輝ける者」という言葉で本学の育てる人材のイメージを明示している。

本学の使命・目的及び教育目的は法令に適合し、役員及び教職員の理解と支持が得られている。これらは印刷物や本学ホームページ等をとおして学内外に周知している。

学部学科の教育目的については、教育課程の改正や学科新設に対応して見直しや追加を行っている。

中長期的な計画及び 3 つのポリシー等は使命・目的及び教育目的に基づき策定されている。教育研究組織も本学の使命・目的及び教育目的を果たすため、適切に構成されている。

以上のことから、基準 1「使命・目的等」について、基準を満たしていると判断した。

基準 2. 学生

2-1. 学生の受け入れ

《2-1 の視点》

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受け入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入数の維持

(1) 2-1 の自己判定

基準項目 2-1 を満たしている。

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

[全学]

東北文化学園大学（以下「本学」という。）のアドミッション・ポリシー（以下「AP」という。）は、建学の精神及び教育理念に基づく入学者受け入れの方針として全学 AP を掲げている。全学 AP は、学生募集要項、TBGU ハンドブック、本学ホームページ等を通じて学内外に広く周知している。【資料 2-1-1】 【資料 2-1-2】 【資料 2-1-3】

各学科専攻は、全学 AP に基づき、それぞれの教育目標に即した AP を定め、全学 AP と共に広く学内外へ周知している。【資料 2-1-1】 【資料 2-1-2】 【資料 2-1-3】

令和 3(2021)年度入学者向けの AP については、大学パンフレット、入試ガイドや募集要項に記載しており、令和 2(2020)年度の高校教員説明会やオープンキャンパスにおいても、丁寧な説明を行う予定であったが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、高校教員説明会や一部のオープンキャンパスは Web 開催とした。入試ガイドによる丁寧な説明等は十分に行えたとは言えない。また、入試日程を一部変更したことに伴い、入試ガイドは途中から使用を停止し、学生募集要項を使用した。【資料 2-1-8】 【資料 2-1-9】

[大学院]

大学院学則第 6 条の 2 に定める「研究科の目的」を達成するため、平成 28(2016)年度に大学院 AP を定め、平成 29(2017)年度入試より適応している。また、AP は専攻別、博士課程前期 2 年の課程、博士課程後期 3 年の課程にも定め、学生募集要項、ハンドブック（授業概要）に記載し、ホームページ等を通じて学内外に広く周知している。【資料 2-1-4】 【資料 2-1-5】

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受け入れの実施とその検証

○入学者の選抜及び受入れについて

本学は、学長を委員長とする「入学試験委員会」を設置し、その下に「入学者選抜試験実施専門委員会」「入学者選抜判定専門委員会」を置いて、AP に沿った入学者の選抜を行っている。

AP に応じた入学者選抜を実現するための方策の企画・立案に参画し、円滑な入学者選

抜の実施を図ることを目的として、平成 30(2018)年 4 月にアドミッション・オフィスを設置し、アドミッション・オフィサーを置いて機能の充実を図った。本学はこの体制により公正かつ適切な方法で入学者を選抜している。平成 31(2019)年 4 月には、アドミッションセンターの入試課と広報課を再編成し、入試・広報課とした。【資料 2-1-6】

本学は、令和 3(2021)年度入学者選抜試験に向けて、平成 30(2018)年度に将来構想委員会の専門委員会「高大接続・入試改革検討専門委員会」を設置し検討を続け、令和元(2019)年度からは担当副学長を中心に検討を進めた。検討内容は、大学教育改革に伴う大学入学者選抜方法改革に対応するため、入試区分ごとに選抜方法の再検討を行い、基礎学力を適切に評価・判定する選抜方法について、最終的に入試委員会で決定した。【資料 2-1- 7】

令和 3(2021)年度入学者選抜試験は、総合型選抜の育成入試、自己アピール入試及びスポーツ特別入試、学校推薦型選抜の指定校推薦入試及び一般推薦入試、一般選抜の一般選抜前期日程入試、一般選抜後期日程入試、大学入学共通テスト利用入試前期及び大学入学共通テスト利用入試後期、社会人選抜入試、編入学試験等の新たな入試区分毎に、全学 AP 及び各学科専攻の AP に即した選抜方法となるよう、入学試験問題を本学の教員が作題、点検している。学長から任命された作題者及び点検者は、守秘義務等の誓約書を取り交わし、作題要領に従って厳正に業務を行っている。

入学試験の合否判定は、入学者選抜判定専門委員会が入学試験結果から作成する合否判定案に基づき、各学部の教授会で審議を行い、最終的に学長が決定している。【資料 2-1-10】

○入学者の選抜方法の検証

本学の入学者が全学 AP 及び学科専攻 AP に沿っているかの検証については、IR 室が、入学者の成績（GPA）の推移と国家試験合否、休学、退学等との関係を分析している。

[大学院]

大学院健康福祉専攻ナースプラクティショナー養成分野では、受験希望者全員に「事前相談」として個別面談を実施している。事前相談では、カリキュラム内容や授業形態、臨床実習成果の活用等について説明を行い、受験希望者の入学目的の明確化を図り、将来のキャリアを踏まえた助言を行っている。【資料 2-1-12】

大学院 AP は、学部と同様に「知識・理解」、「思考・判断」、「技能・表現」、「関心・意欲」に分類して定め、学ぶ意欲に重点を置いており、入試では、面接試験で研究計画における目的意識を確認している。そのため、中途退学はほとんどなく、多くの者が到達目標に達し、学位を得ている。

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入数の維持

○学部学科の再編及び定員の適正化

平成 28(2016)年度、科学技術学部臨床工学科を設置し、知能情報システム学科及び建築環境学科の教育課程の改正と入学定員の見直しを行った。これらの結果、同学部の平成 29(2017)年度の入学定員充足率は向上した。平成 30(2018)年度は収容定員の適正化のため、知能情報システム学科及び建築環境学科の平成 30(2018)年度以降の編入学定員の見直し

を実施した。【図 2-1-1③】 【資料 2-1-14】

平成 30(2018)年度には、入学定員未充足の保健福祉学科及び総合政策学科は、入学定員及び編入学定員の見直しを行った。これらの結果、医療福祉学部及び総合政策学部の平成 30(2018)年度の入学定員充足率は向上した。

加えて、社会の要請に応え得る学部学科へと再編成も合わせて検討し、令和 3(2021)年度から新学部新学科への改組と定員の見直しを決定した。【資料 2-1-14】

令和 3(2021)年度からは、保健福祉学科を廃止し、現代社会学部現代社会学科を新設するとともに、総合政策学部総合政策学科を経営法学部経営法学科に、科学技術学部を工学部に名称変更する。更に入学定員の見直しとして、医療福祉学部リハビリテーション学科作業療法学専攻の定員を 60 人から 40 人に、経営法学部経営法学科の定員を 70 人から 100 人に変更し、現代社会学部現代社会学科の定員は 100 人とする。これらの改組について文部科学省に届出し、認可となった。【資料 2-4- 】

○入学生を誘引するための優遇制度

平成 22(2010)年度に導入した「兄弟姉妹等優遇制度」は、本学入学者の兄弟姉妹及び父母が、本学または東北文化学園専門学校（旧設置校を含む）に在学の場合は入学金を全額免除し、卒業の場合は入学金を半額免除する。【資料 2-4-9】

平成 22(2010)年度から運用している「姉妹校優遇制度」は、本法人が設置する学校（旧設置校を含む）の卒業生が本学に入学する場合に、入学金を全学免除する制度である。【資料 2-4-10】

平成 24(2012)年度から設けていた、独自の特別奨学生制度「輝ける者奨学生」は、令和元年(2019)年度をもって廃止し、新たに高等教育の修学支援新制度として、独立行政法人日本学生支援機構の給付型奨学金と連動した授業料等の減免制度を開始した。【資料 2-4- 】

○本学の認知度を高める取り組み

本学の認知度を高めるため、毎年東北 6 県を中心に 400 校以上の高校訪問及び進学ガイダンスを積極的に実施し、高校教員対象説明会を各地で開催し、100 校以上の教員の参加を得ている。【資料 2-1-13】

平成 28(2016)年度からは、科学技術学部臨床工学科及び医療福祉学部リハビリテーション学科各専攻が、東北各地のモール等でパネル展示、体験イベント、学科専攻紹介等を行っている。令和元(2019)年度においても、東北、北関東の高校に広報活動を行った。

臨床工学科では、毎年、臨床工学技士の理解を深めるために、東北各地の臨床工学技士会と共同で一般向けの広報活動等も行っている。【資料 2-1-14】 【資料 2-1-15】

DM 発送、ホームページからの情報発信、WEB 媒体の充実やメールマガジンを活用した広報活動に取り組むとともに、Web 広告など広く認知度を高める広報活動を行っている。【資料 2-1-16】

出前授業や模擬授業などを積極的に行うとともに、高校生に本学の施設や授業内容をよく知ってもらうため、見学会も多く実施している。【資料 2-1-17】 【資料 2-1-18】

令和 2 年(2020)年度は、新型コロナの影響で直接高校生に接触するガイダンスや認知度向上のイベントを開催することができず、ホームページを中心とした動画や情報発信が中心となっている。今後、通信インフラの変更等に対応するための研修等に引き続き参加し情報収集を行うとともに Web コンテンツの拡充を強化する。

なお、大学のホームページを、デザインを考慮するとともに見やすい情報掲載にむけて、令和3年(2021)年4月からリニューアルする方向で検討している。

新型コロナの影響で、直接高校生に接触するガイダンスや認知度向上のイベントを開催することができず、ホームページを中心とした動画や情報発信が中心となっていたが、5Gコンテンツの研修等に引き続き参加し、大容量通信可能な時代に即した魅力あるホームページコンテンツ制作を行うために引き続き情報収集を行っている。

〔大学院〕

健康福祉専攻では、リハビリテーション医療、保健福祉、ナースプラクティショナー養成の各分野の指導体制を整えている。博士課程前期2年の課程には、リハビリテーション医療分野で毎年2人から4人程度、ナースプラクティショナー分野で6人から8人前後の入学者がおり、概ね定員を充たしている。また、博士課程後期3年の課程は、毎年度1人から2人前後の入学学生であり、定員を充たすことは少ない。

生活環境情報専攻では、情報工学分野、地域環境分野、健康建築分野を設けて指導体制を整えている。最近では入学学生が減少しており、毎年1～2人と低迷している。

(3) 2-1の改善・向上方策（将来計画）

①教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

本学は、アドミッション・ポリシーを明確に定め、各種媒体で周知しており、入試説明会やオープンキャンパスにおいても、より丁寧な説明を実施し、一層の周知に努めていく。

今後、直接説明するための詳細な資料を作成し、高校教員説明会やオープンキャンパスにおいて対応する。

②アドミッション・ポリシーに沿った入学学生受入れの実施とその検証

2021年度の入試区分は決定しており、今後、具体的実施に向けた評価基準や実施方法を調整する。

各学科専攻の基礎学力の担保方法等の検討を行い、今後、具体的な評価方法などを検討し策定する。また、入試ガイドや募集要項に記載する評価内容を継続的に検討する。

③入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

新設される現代社会学部、総合政策学部総合政策学科から名称変更される経営法学部経営法学科および工学部への応募状況の検証を進めていく。

本学の認知度を高める取り組みとして、各種進学ガイダンスや高校教員説明会を東北各県で開催しているが、受験関係者のみならず、社会的に本学の認知度を高めるため、インターネット等の情報ツールを駆使した広報活動を充実させる。

エビデンス集（データ・資料編）

- 【(PT)資料 2-1-1】 募集要項
- 【(PT)資料 2-1-2】 総合型選抜育成入試ガイドブック
- 【(PT)資料 2-1-3】 育成入試_理学療法入門塾
- 【(PT)資料 2-1-4】 AP と入学学生特性
- 【(PT)資料 2-1-5】 2020 年度訪問授業等実績

- 【(PT)資料 2-1-6】 理学療法学専攻紹介パンフレット
- 【(PT)資料 2-1-7】 オープンキャンパス理学療法学専攻ポスター
- 【資料 2-1-1】 2021 年度学生募集要項
- 【資料 2-1-2】 2020TBGU ハンドブック
- 【資料 2-1-3】 本学ホームページ（教育情報の公表）
- 【資料 2-1-4】 2021 年度東北文化学園大学大学院学生募集要項
- 【資料 2-1-5】 2020TBGU ハンドブック・授業概要（大学院）
- 【資料 2-1-6】 東北文化学園大学入学試験委員会規程
- 【資料 2-1-7】 大学運営会議議事要録(平成 29 年 2 月 1 日開催)、平成 28 年度第 10 回入学試験委員会報告（平成 29 年 1 月 25 日開催）
- 【資料 2-1-8】 2021 年度入学者選抜試験実施要領
- 【資料 2-1-9】 東北文化学園大学 2021 入試ガイドブック
- 【資料 2-1-10】 各学部教授会議事要録（平成 29(2017)年 2 月 7 日開催）
- 【資料 2-1-11】 入学試験委員会議事要録、入学試験委員会議事要録
- 【資料 2-1-12】 2021 東北文化学園大学大学院学生募集要項（健康福祉専攻 NP 養成分野「事前相談」）
- 【資料 2-1-13】 高校教員説明会のご案内
- 【資料 2-1-14】 本学ホームページ（平成 30 年度名取構内イベント）

- 【資料 2-1-16】 本学ホームページ
- 【資料 2-1-17】 出前授業及び模擬授業実施一覧

2-2. 学修支援

《2-2 の視点》

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA（Teaching Assistant）等の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 2-2 の自己判定

基準項目2-2を満たしている。

(2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

○学修支援に関する方針・計画・実施体制の整備・運営

学修に関する方針・計画・実施体制については、教務委員会が策定し大学運営会議で審議し、意思決定を行っている。委員長は教務部長が務め、委員は各学科専攻の教員及び大学事務局長から指名された職員で構成され、意思決定には教職員の意見が反映される。

【資料 2-2-1】

医療福祉学部各学科専攻、科学技術学部臨床工学科及び大学院健康福祉専攻ナースプラクティショナー養成分野の学外実習については、大学事務局教務部実習教育計画課が実習内容の検討及び事前・事後の教員による指導、実習に伴う各種手続き及び学生の生活環境面の調整等を担当しており、学生及び教員が実習科目に集中して取り組める体制を整えている。また、国家試験受験に関わる事務手続きと受験予定学生への説明についても、同課が担っている。【資料 2-3-4】

○入学前ガイダンス・新入生ガイダンス・新入生学外研修・在学生ガイダンス

入学後の学修を円滑にスタートさせるため、各学科専攻で入学予定者と保護者を対象とした「入学前ガイダンス」を開催している。【資料 2-2-2】

新入生には、入学式当日及び翌日に全体及び各学科専攻で「新入生ガイダンス」を開催し、履修その他の学修及び学生生活に関する説明を教員及び担当職員が行っている。【資料 2-2-3】

例年、教職員と東北文化学園大学学友会（以下「学友会」という。）の協働による「新入生学外研修」を実施し、新入生が大学生活に馴染めるように働きかけを行ってきた。新入生学外研修は、学友会学生リーダー会が主体的に企画・運営を行い、先輩学生からのアドバイス等により、新入生が大学生活へスムーズに移行するためのサポートとして効果を上げてきたが、令和 2 (2020)



写真 2-3-1 新入生学外研修

年度は中止となった。【資料 2-2-5】

2 年次以上の在学生に対しては、各学期開始時に各学科専攻による「在学生ガイダンス」を実施し、履修、その他の学修及び学生生活に関する諸指導を、教員及び担当職員が協働で行っている。【資料 2-2-6】

令和元(2019)年度の新入生ガイダンス・新入生学外研修・在学生ガイダンスは、前年度までの実施内容等の点検に基づき、一連の新入学生導入プログラムとして実施した。

令和 2(2020)年度からは、新たに始まる全学共通教育「輝ける者 Principle」（「探究・理解プロジェクト」及び「育みプロジェクト」）への導入を考慮した、新入生導入プログラムとなるべく検討している。

さらに、令和 3(2021)年度以降の入学式・新入生ガイダンス・TBGU ベーシックテスト・学外研修等を、初年次教育導入のための一連のプログラムとして充実させる方針を掲げ、教学担当副学長（兼教務部長）の下、学生部長、教育支援センター長、教務課及び学生課の協働で検討を開始している。

○教育支援センターの学修支援

教育支援センターでは、センター長（教授）、教育アドバイザー及び職員が協働し、学生の学修支援を行っている。全学共通教養教育の一環として「Eサポセミナー」を企画・運営し、学修の機会を提供している。【資料 2-2-11】

令和元(2019)年度には、イングリッシュブートキャンプや新しい試みであるハワイチャレンジなどの学修支援企画を実践した。

また、教育支援センターの主管で、平成 24(2012)年度から新入生全員の基礎学力を確認する「TBGU ベーシックテスト」を実施している。テストの結果は、学生への個別指導、語学教育のクラス編成及び教育の質改善のための基礎データ等として、学修支援に活用している。【資料 2-2-10】

令和元(2019)年度には、「TBGU ベーシックテスト」のあり方を検討した。入試制度、カリキュラム、学部構成が大きく変わる時期にあたり、環境が変動する中で学生の学

力の定位置を確認する必要があることから、当面は今まで同様のベーシックテストを実施することとした。

令和2(2020)年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で、ハワイチャレンジは中止が決定、Eサポセミナーも「BOOK TALK 電子書籍セミナー」1企画のみの実施となった。また、ベーシックテストは中止した。

○総合情報センターの学修支援

総合情報センター図書館では、センター長（教授）及び業務委託による統括管理者を含めた8人のスタッフが、閲覧・貸出・レファレンス・ILL（Inter-Library Loan、図書館間相互貸借システム）等の専門的サービスを提供している。また、学修や就職活動のサポートを目的とした展示や「ビブリオバトル」等のイベントを実施している。【資料 2-2-12】

○地域連携センターの学修支援

地域連携センターでは、センター長（教授）及び職員が協働し、地域貢献活動への参加を支援している。特に、ボランティア活動を学ぶことを奨励するために、「ボランティアポイント制度」を設けている。一定のポイントを獲得し、一定の課題を行った場合には単位を付与し、優秀なボランティア活動を実践した学生には、表彰を行って顕彰している。

【資料2-2-13】

○学修及び授業支援に対する学生の意見をくみ上げる仕組み

教務委員会が主管する「授業評価アンケート」を毎学期実施し、結果を「ユニバーサルパスポート」（以下「ユニパ」という。）で公開している。平成23(2011)年度後期からは、教員が学生の評価結果に応じて授業を改善した点や学生への要望等を「学生へのメッセージ」欄に記載し、フィードバックを図っている。【資料 2-2-14】

学生委員会が主管し、全学生対象の「学生生活実態調査」を4年毎に7つのカテゴリー（①個人属性、②経済状況、③学業、④進路希望、⑤課外活動、⑥からだと心の健康、⑦大学への満足度と要望）について実施している。間の3年間は2カテゴリー（①個人属性、⑦大学への満足度と要望）について調査を行っている。【資料 2-2-15】

学生生活実態調査の結果は、学生委員会学生生活実態調査WGが報告書にまとめ、学内環境の整備や学修の質向上の検討等に活用している。平成28(2016)年度には、報告書の内容をFD研修会でも公表し、教職員で共有を図った。【資料 2-2-16】

平成19(2007)年度から実施しているFD研修会は、全教職員を対象としており、教育に関する全学的情報交換の場であるのみならず、教員と職員との協働による教育力及び学修支援能力を涵養する場としても有益である。【資料 2-2-17】

○初年次ポートフォリオによる学修支援

令和元(2019)年度、初年次ポートフォリオに、以下のような管理サイクルを導入した。

- ①プロセス評価：各学科専攻は前期に実施した初年次ポートフォリオの実績に基づき、内容、活用、課題、対応策等をまとめ、10月の教務委員会を通じて全学共有した。
- ②アウトプット評価：3月当該年度の初年次ポートフォリオに関する評価アンケートを学科専攻の各教員に対して行った。各教員によるアウトプット評価結果は、2020年度教務委員会にて報告し、各学科専攻の学修支援の基礎資料に活用する予定である。

以上①②の管理サイクルを継続的に実施し、各学科専攻における学修支援の改善を図る。

[大学院]

専任教員のみならず学部からの兼任教員を多く配置し、専門的な学修に対応できるよう各専攻・分野ともに指導体制を整えている。また、NP 養成分野における学外実習の調整については、実習教育計画課が支援している。

大学院では、土曜日及び夜間にも授業を開講し、社会人が修学しやすい環境を整備している。【資料2-2-8】

大学院では、前学期および後学期にガイダンスを実施し、研究倫理講習、履修登録、学位論文審査、日本学生支援機構奨学金等について説明を行っている。【資料2-2-9】

2-2-② TA (Teaching Assistant) 等の活用をはじめとする学修支援の充実

[全学]

OTA (Teaching Assistant) の活用

本学では「東北文化学園大学ティーチング・アシスタント取扱要項」に基づき、実験・実習・演習の授業で、大学院生のティーチング・アシスタント (TA) による教育支援体制を整えている。【資料 2-2-20】

オフィスアワー

全教員がオフィスアワーを設定し、学生の様々な学修相談・生活相談に応じている。各教員のオフィスアワーは、ユニパで全学生に配信し、掲載し周知している。【資料 2-2-19】

〇休学、留年、中途退学への対応

本学では、成績不振学生への早期対応により休学、留年、退学等を防ぐことを目的として、各学科専攻で成績不振の判断基準を定め、該当学生に対する修学指導を実施している。

【資料 2-2-21】

平成 29(2017)年度には、修学指導をより適切に行うために「修学指導記録システム」を導入した。SA が指導を行い、システム上の記録内容を更新すると、通知が閲覧権限者 (学科長、学部長等) に届く仕組みであり、対応策検討の迅速化が図られた。【資料 2-2-23】

本学では、学則第 25 条の 2 に基づき、学生が転学部又は転学科若しくは転専攻 (以下「転学部等」という。) を志願するときは、当該学科に欠員のある場合には、選考の上、転学部等を認める制度を設けている。この制度は、入学後に専門分野変更を希望する学生の受け皿となっており、中途退学への対応策にもなっている。【資料 2-2-24】

平成 28(2016)年からは、中途退学対応策検討のため、各学科専攻の退学学生について、出身高校、入試形態、成績等との関連分析を IR 室が行い、示唆された傾向や留意点等を、当該学科の他、管理責任を担う教員及び職員で共有している。【資料 2-2-25】

本学では、東北 6 県の県庁所在地等で毎年度「保護者懇談会」を開催しており、学生の学修状況及び大学の現況・将来計画等について説明し、必要な情報を共有するとともに、協働して指導に当たっているが、2020 年度に関しては新型コロナウイルス感染症の影響により仙台会場で「保護者個別相談会」として実施し、来学できない保護者の方には電話による相談を実施した。【資料 2-2-26】

[大学院]

各専攻・分野において、博士課程後期 3 年の課程の院生が博士課程前期 2 年の課程の院生指導に当たるピア・カウンセリングの体制をとっている。

(3) 2-2 の改善・向上方策（将来計画）

①教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

本学が新生及び在学生に対して実施しているガイダンスについては、全体と各学部学科のガイダンスに内容の重複等もあったため、学期初めのスケジュール等を含めて、見直しを行ってきたが、更に検討をすすめる。

成績不振学生の指導に資するため、平成 29(2017)年度から「修学指導記録システム」が導入された。その使用方法や活用方法について、点検、評価、改善を検討する。様々な理由から学修困難に陥っている学生の学修支援方法について、更なる対策を検討し、休学、留年、転学部転学科及び中途退学する学生数の減少を図る。

②TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

全学的に実施されているオフィスアワーについては、活用状況や学生の学修相談に関するニーズを整理するため、その効果について調査及び評価を行い、改善を検討する。

エビデンス集（データ編・資料編）

- 【資料 2-2-1】 東北文化学園大学教務委員会規程
- 【資料 2-2-2】 入学前ガイダンス開催案内（各学科専攻）
- 【資料 2-2-3】 新生教務部ガイダンスタイムスケジュール
- 【資料 2-2-4】 <欠番>
- 【資料 2-2-5】 新入生学外研修について
- 【資料 2-2-6】 平成 30 年度前期ガイダンス・成績発表について
- 【資料 2-2-7】 学校法人東北文化学園大学事務組織規程
- 【資料 2-2-8】 平成 30 年度大学院前期授業時間割【前期課程】
- 【資料 2-2-9】 平成 30(2018)年度東北文化学園大学大学院ガイダンス次第
- 【資料 2-2-10】 TBGU ベーシックテスト実施状況
- 【資料 2-2-11】 E サポセミナー一覧
- 【資料 2-2-12】 図書館ホームページ（図書館の案内）
- 【資料 2-2-13】 ボランティアポイント制度について
- 【資料 2-2-14】 ユニバーサルパスポートメニュー画面(授業評価アンケート)学生へのメッセージ
- 【資料 2-2-15】 平成 27 年度学生生活実態調査実施結果報告書
- 【資料 2-2-16】 平成 28 年度第 2 回 FD 研修会（学生生活実態調査報告）
- 【資料 2-2-17】 FD 研修会開催状況(平成 29 年度～平成 30 年度)
- 【資料 2-2-18】 ユニバーサルパスポート（メニュー画面）
- 【資料 2-2-19】 2018TBGU ハンドブック(オフィスアワー一覧)
- 【資料 2-2-20】 東北文化学園大学ティーチング・アシスタント取扱要項
- 【資料 2-2-21】 東北文化学園大学成績不振学生の修学指導に関する細則
- 【資料 2-2-22】 修学指導報告書用紙
- 【資料 2-2-23】 修学指導記録システム（出力フォーマット）
- 【資料 2-2-24】 東北文化学園大学転学部又は転学科若しくは転専攻規程
- 【資料 2-2-25】 IR 室帳票一覧
- 【資料 2-2-26】 保護者懇談会参加件数一覧（平成 25 年度～平成 28 年度）

2-3. キャリア支援

《2-3の視点》

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

(1) 2-3の自己判定

基準項目2-3を満たしている。

(2) 2-3の自己判定の理由（事実の証明及び自己評価）

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

○就職・進学に対する相談・助言体制の整備、運営

本学は、大学事務局にキャリアサポートセンターを設置し、「職業安定法」上の「学校等の行う無料職業紹介事業」に基づき、様々な形で学生の「キャリア形成」の支援を行っている。特に平成30（2018）年以降、就職斡旋、就職活動支援業務だけでなく、就職委員会及び各学部学科専攻と連携し、学部低学年からの段階的キャリア教育を補完する部署としての機能を担ってきた。【資料2-3-4】

同センターでは、学生の望む就職内定獲得まで、一人ひとりを個別支援する体制をとっており、3、4年次のインターンシップ活動を含む採用試験対策はもとより、全学年を対象としたキャリアカウンセリングを行うことで、早期の自己理解、適性把握、キャリア観涵養を目標としている。具体的な支援内容としては、各学科の就活時期に合わせて、スタートアップ、インターンシップ等のガイダンスを実施するほか、「社会人基礎力テスト」、「就活作文対策」、「公務員試験対策」、「マナー、着こなしセミナー」等、時期や目的別に多様な講座を企画、開催している。【資料2-3-5】

令和2(2020)年度は感染症防止対策を講じながら、採用意欲の高い事業所を紹介する機会として、学内個別説明会も随時開催した。（現時点で122事業所から申込、学生の希望、コロナによる中止88、開催実績は36事業所。）加えて一般系、建築系、情報系、医療系の分野別に業界研究会、合同就職説明会等も例年通り学内開催し、学生の意識付けや事業所との職業マッチングの機会を多く提供することができた。【資料2-3-5】

令和2(2020)年度は新型コロナの影響により採用活動も停滞し、就職活動にも大きな影響が生じ、就活生には不安の年となった。そのため、前期中はオンラインによる支援体制の整備、強化につとめた。また緊急事態宣言解除後は、感染症防止対策を徹底したうえで、対面による就職相談、模擬面接指導、応募書類添削等を再開し、オンライン、オフライン両面からコロナ禍における学生の就職活動を支援した。また県外での就職活動に際しても、事前事後の指導や届出制を徹底し学生の就活に制限が生じないよう配慮した。

本センターでは、例年就職活動マニュアル「キャリアハンドブック」を企画制作しているが、令和2(2020)年度はWEB面接マニュアル、電子書籍を追加掲載する等、内容を更新するとともに、同ハンドブックのデジタル版をホームページにも掲載し、スマホでも活用できるようにする等、学生目線の改善を図った。【資料2-3-6】

就職委員会は、原則毎月開催され、学生の進路内定状況をモニタリングし、進路内定状況のデータは、就職委員会から大学運営会議及び学部教授会等で周知され、学内における情報共有を図っている。センター職員が参加したキャリア関連ガイダンスや就職指導研究

会での情報については、センター内で勉強会を実施し、就職委員会にも報告を行って、情報共有につなげている。

大学院の健康福祉専攻リハビリテーション医療分野、ナースプラクティショナー養成分野においては、多くの院生が社会人入学者であり、より専門性を高めることを目的としているため、職業的自立の点では問題がない。

就職支援については指導教員を中心として相談にのっている。また、インターンシップに代えて、企業との共同研究をとおして、職業教育も実践している。

○インターンシップ・キャリア教育のための支援体制

医療福祉学部の各学科及び科学技術学部臨床工学科では、目標とする職業分野の理解と国家資格の取得に向けて、授業（実習及び実習の事前事後指導を含む）や国家試験対策講座の中でキャリア教育が行われている。その成果は、各国家試験の合格率及び就職率として示される。【資料2-3-2】

一般企業等就職が中心となる総合政策学部及び科学技術学部知能情報システム学科及び建築環境学科では、教育課程にキャリア教育科目を初年次から段階的に配置している。

【資料2-3-3】

○障がいのある学生への配慮

本学では、特別な配慮の必要な学生には、学科専攻、健康管理センター、学生課及び教務課等の関連部署が連携して対応してきたが、平成 30(2018)年 4 月より、健康管理センターに特別支援室を設置し、平成 30(2018)年 5 月に「東北文化学園大学特別な配慮を必要とする学生の修学支援に関する指針（ガイドライン）」を制定し、特別な配慮を必要とする学生に関わる修学支援についての体制が整った。本指針（ガイドライン）に関する業務は、健康管理センター特別支援室が行い、学科専攻、教務課、学生課及びキャリアサポートセンター等が連携協力して学修支援に当たっている。【資料 2-3-1】

（3）2-3 の改善・向上方策（将来計画）

①教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

キャリアサポートセンターを中心として、既存の就職直結型プログラムに加え、低学年向けの基礎的なキャリア形成プログラムを検討する。

各種プログラムの効果を分析し、改善方法を検討する。

就職情報サイトの支援メニューやサービス内容を確認し、学生が主体的に利用できるよう指導する。

本学のインターンシップ実施要項をもとに、単位認定型インターンシップの学内実施体制を構築する。

採用実績事業所や県内外の商工団体との連携を強化し、単位認定型インターンシップの拡充を図る。

単独及び合同形式の業界研究会、就職説明会について、参加事業所・学生の満足度調査を継続し、要望を分析する。

求人企業・機関に関する情報蓄積・活用方法について検討し、蓄積された情報の活用方法、改善策について検討する。

エビデンス集（データ編・資料編）

- 【(PT)資料2-3-1】 理学療法学専攻求人情報周知メール
- 【(PT)資料2-3-2】 理学療法学専攻の卒業生講演会パンフレット
- 【(PT)資料2-3-3】 理学療法学専攻新カリキュラム
- 【資料2-3-1】 東北文化学園大学特別な配慮を必要とする学生の修学支援に関する指針
- 【資料2-3-2】 平成28(2016)年度国家試験受験者/合格者状況
- 【資料2-3-3】 2017 T B G Uハンドブック(総合政策学部、科学技術学部)【資料F-5】と同じ
- 【資料2-3-4】 学校法人東北文化学園大学事務組織規程
- 【資料2-3-5】 東北文化学園大学就職委員会規程
- 【資料2-3-6】 平成30(2018)年度就職ガイダンス等実施状況・合同説明会実施一覧
- 【資料2-3-7】 平成30(2018)年度就職内定状況（平成30(2018)年5月1日現在）

2-4. 学生サービス

《2-4 の視点》

2-4-① 学生生活の安定のための支援

(1) 2-4 の自己判定

基準項目 2-4 を満たしている。

(2) 2-4の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-4-① 学生生活の安定のための支援

○学生サービス、厚生補導のための組織

本学は、学生委員会において奨学生の推薦・適格認定、課外活動支援及び厚生補導等を担っている。学生委員会は、学生部長が委員長となり、各学部から選出された委員で構成し、庶務は学生課が担当している。【資料 2-4-1】

学生生活の様々な問題等については、各学科専攻の SA 教員、学生委員会及び学生課の協働で対応している。学生課は、学生委員会及び学内の関係部門と連携しながら、学生に係る厚生補導の統括及び連絡調整を担当している。【資料 2-4-2】

令和元(2019)年度も学生生活実態調査を実施しており、学生サービスについての評価も問うている。また、学生の代表者に直接ヒアリングする FD 研修会を開催した。学生生活実態調査や FD 研修会においても、学生からは「カフェ」の要望が高いことが確認され、次年度において設置できるよう検討した。令和 2 (2020) 年度に関しては、コロナウイルス感染症拡大防止のため前期授業期間が入構禁止となり、例年の実施時期に学生生活実態調査を実施していないが、時期をずらして前期ガイダンス（3 月）に実施し、学生サービスについての評価も問うている。

○学生に対する経済的支援

本学で奨学金を受給している学生は、日本学生支援機構奨学金を中心に在籍者の 5 割強を占めている。【資料 2-4-3】

医療福祉学部の各学科及び科学技術学部臨床工学科の学生には、取得する国家資格によ

って返還が免除される、外部団体による返還免除型奨学金がある。【資料 2-4-4】

令和 2(2020)年度から、高等教育の修学支援制度が開始された。新型コロナウイルス感染症の影響により申込、推薦の期限が延期され、都度対応している。また新型コロナウイルス感染症の影響により、進学、修学をあきらめることが無いよう実施された学生支援緊急給付金についても対応した。

本学では、4 年を超えて在学し、かつ学修意欲があり、一定要件を満たした学生に対しては、授業料等の経済的負担軽減を目的とした「授業料等特別措置制度」を、平成 21(2009)年度から施行している。【資料 2-4-8】

平成 30(2018)年度から卒業年次生に対する「特別貸与奨学制度」が新設され、令和元(2019)年度は運用改善を行った。在学生の国民年金の学生納付特例制度を、学生課を担当部署として運用開始した。

[大学院]

大学院では、修学者に対して学業・研究を奨励し有為な人材を育成するため、「東北文化学園大学大学院奨学生規程」を制定、給付型の奨学金制度を設けている。【資料 2-4-7】

平成 30(2018)年度に規程改正を行い、平成 31(2019)年度入学生から学業優秀で収入等の資格要件を満たす者には、博士課程前期 2 年の課程で年額 60 万円、博士課程後期 3 年の課程で年額 100 万円を一律給付するように改善した。

○スチューデント・ジョブ（S J）制度

本学では、学生が授業の空き時間等に学内で修学資金を得られる「スチューデント・ジョブ（Student JOB）制度」（以下「SJ」という。）を平成 18(2006)年度から導入している。約 70 人の学生が SJ クルーとして登録しており、学内の様々な作業に当たっている。なお、「Student JOB」

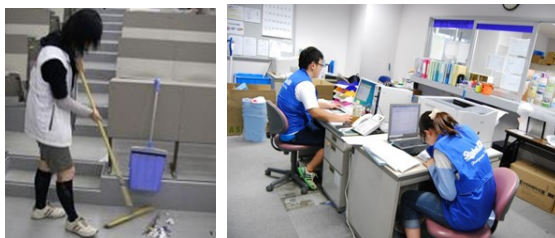


写真 2-7-1 SJ 制度（清掃、本部）

は平成 20(2008)年 1 月に商標登録第 5103376 号を取得した。【資料 2-4-13】

2020 年度の SJ の活動内容は、新型コロナウイルス感染症の影響により清掃業務は法人事務局管財部管理課へ移管されることとなり、新たに遠隔授業ピアサポーター業務を創出し、経済的支援を行った。

イベントへの積極参加等、教職員と協働する部分も多い。また、SJ 交流会やスポーツ大会を独自に企画し、スタッフ同士の交流を深める機会を設け、学生の社会性を高める取り組みともなっている。

○学生に対する健康相談、心的支援、生活相談

学生の心身の健康に係る相談に対応する部門として健康管理センターに「保健室」、「学生相談室」及び「特別支援室」を設置しており、その運営管理は、健康管理センター運営委員会によって行われている。同委員会は、健康管理センター所長、学生部長及び各学部から選出された教員で構成している。【資料 2-4-21】

保健室には看護師資格を有する常勤職員 1 人を配置し、学生への対応及び必要に応じて学生相談室や専門医につなぐ業務を担っている。令和 2(2020)年度の健康相談件数は遠隔授業であった前期に比べ対面授業となった後期は急増した。学生の定期健康診断は 4 月（在

学生)と10月(新入生)の2回に分け、マスク着用・入口での検温・手指消毒・密を避ける等の新型コロナウイルス感染症対策を行い実施した。また健康診断の結果通知及び有所見者への事後指導等を行っている。新型コロナウイルス感染症対策として、学生からの体調不良の連絡には症状等を聞き取り、入構停止及び解除等の健康管理センター所長の指示を学生に連絡し相談にも応じている。なお令和2(2020)年度において感染者は発生していない。【資料2-4-22】

学生相談室には、公認心理師及び臨床心理士資格を有する専任職員1人を配置し、学生の多様な相談に対応している。【資料2-4-24】

本学では、平成22(2010)年度から入学生に「健康調査票」の提出を義務付け、支援が必要な場合、教職員が連携して対応の準備を整える体制を整えた。【資料2-4-23】

平成22(2010)年度には「東北文化学園大学発達障害支援室の組織運営申合せ」を定めて「発達障害支援室」を設置した。発達障害支援室では、発達障害の学生だけでなく、対応する教職員への支援や関係者間の情報共有を図る体制を整えている。【資料2-4-25】

平成30(2018)年4月に、障がい及び社会的障壁により特別な配慮を必要とする学生支援のため、健康管理センターに「特別支援室」を設置した。本学では、障がいにより大学での修学に困難を感じている学生が自立して学生生活を送れるよう、相談内容に応じて学生相談室・保健室・各学部学科・事務局等と連携し、支援している。

また、SD研修会において特別支援室の目的、役割について報告するとともに法や指針に基づく合理的配慮の理念と必要性について周知を図った。また、大学運営会議において毎月活動内容の報告を健康管理センター所長が行っている。

総合政策学部では、平成24(2012)年度から、発達障害など多様な学生に対応できる自習室として「OASIS (Open Access Space for Independent Studies)」を設置している。

令和2(2020)年度のコロナ禍の大学閉鎖期間においても、学生相談室では電話・メール・オンラインで相談業務を継続した。閉鎖解除後は、換気・消毒・飛沫防止パネルの設置を行う等の感染防止対策を行った上で対面相談も再開した。また、学生向け心理ケア文書をHPやユニパ上に掲載、さらに学生個人へメール送付を行った。同様に、教職員向け心理ケア文書を全教職員へ送付した。併せて、視覚機能学専攻、総合政策学科、建築環境学科の全1年生を対象に、「コロナ禍で起こりやすい心身の不調と対処法」について心理講話を実施し、心身不調の予防に一定の効果を示した。

○編入生、転学部転学科等生への支援

医療福祉学部保健福祉学科では、毎年度、転学部転学科等を検討中の学生を対象に、学科内容を紹介するガイダンスを実施している。【資料2-4-26】

医療福祉学部保健福祉学科、総合政策学部総合政策学科、科学技術学部建築環境学科では、年度当初に転学部転学科等生及び編入生を対象としたガイダンスを開催し、個別の履修指導を行うなど当該学生が円滑なスタートを切ることが出来るよう支援している。【資料2-4-27】

○学友会・課外活動への支援

本学では、学生の課外活動、学生と教職員の親睦のための組織として学友会を組織しており、教職員による学生の課外活動への支援の多くは、学友会の活動を通して行われている。【資料2-4-14】

会則によって、学友会会長は学生部長が努め、学生委員会各委員が幹事として、学友会各機関（学生会代表者会議、課外活動委員会、学園祭実行委員会、卒業アルバム作成委員会、学生リーダー会、広報委員会）を担当し、学生課とともにその活動を支援している。

課外活動委員会は、運動部会と文化部会に所属するサークル 29 団体及び同好会 8 団体で構成されており、各サークル・同好会は教職員が顧問となり、その活動を支援している。

学友会が主体となり学生及び教職員が協働して開催する全学的行事（「新入生学外研修」「文化学園祭」及び「スポーツ大会」等）は、学友会の各機関やサークル等と学生課及び学生委員会の密接な連携の下で企画、運営されている。

学生リーダー会は、毎年度始めに行われる「新入生学外研修」を主体的に企画運営し、教職員が支援する協働行事となっている。【資料 2-4-15】

学生リーダー会メンバーの資質向上のための「学生リーダー・学生サポーター研修会」（年 4 回実施）には、学生委員会委員（教員）及び学生課職員がアドバイザーとして参加し、教職員の立場から学生リーダー育成の支援に取り組んでいる。【資料 2-4-16】

学友会各機関及び各サークル等のリーダーが、親交を深め資質を高めることを目的として、

「学友会役員・サークルリーダー研修会」を毎年度末に実施している。会長や担当の教職員も参加し支援している。【資料 2-4-17】



写真 2-7-2 学友会学生リーダー・学生サポーター研修会

「文化学園祭」は、学園祭実行委員会が中心となって企画運営している。その準備は、進捗状況や企画内容の確認のために開催する「学園祭連絡協議会」において、東北文化学園専門学校の教職員を含め、学友会会長、学友会の担当幹事及び学生課の職員が参加し、支援している。【資料 2-4-18】

学友会では、課外活動において特筆される活動を行った卒業年次生を表彰する制度として「輝ける者賞」制度を設けており、学位記授与式において、毎年 10 人前後の学生が表彰されている。【資料 2-4-19】

平成 26(2014)年度には、在学中に顕著な活躍をした学生を表彰する制度として「学友会会長特別賞」を制定した。この賞は、他薦・自薦で候補者を募り、学生委員会で受賞者を決定し、表彰している。【資料 2-4-20】

また、平成 30 (2018) 年度には、学友会役員（学生）と大学幹部との意見交換会を開催した。

(3) 2-4の改善・向上方策（将来計画）

①学生生活の安定のための支援

学生サービスに係る取り組みについては、定期的に検証し、必要に応じて改善を図る。奨学金に関しては、成績優秀者を奨励する制度について検討する。

修学に何らかの支援を必要とする学生へのサービス体制として、健康管理センターでは、保健室は学生の健康診断や健康相談に加え、引き続き新型コロナウイルス感染症予防に努め、学生相談室はこのような状況下で学生ならびに教職員の身体的・精神的負担が増加していることに鑑みてより綿密なコンタクトをおこない問題解決にあたる。

特別支援室は、徐々にその機能が強化されてきており、学生の就学や生活に対するよりきめ細やかな援助を行う。従来、発達障害支援室として独立した部門を、発達障害支援に資する業務として健康管理センターがこれを行う。

エビデンス集（データ編・資料編）

- 【資料 2-4-1】東北文化学園大学学生委員会規程
- 【資料 2-4-2】学校法人東北文化学園大学事務組織規程
- 【資料 2-4-3】日本学生支援機構奨学金の種類及び受給者内訳
- 【資料 2-4-4】返還免除型奨学金の種類及び受給者内訳
- 【資料 2-4-5】東北文化学園大学特別奨学生制度に関する規程
- 【資料 2-4-6】輝ける者奨学生Ⅰ及びⅡの受給者内訳
- 【資料 2-4-7】東北文化学園大学大学院奨学生規程、実績表(H26～H30 年度)
- 【資料 2-4-8】東北文化学園大学授業料等特別措置制度規程、実績表(H26～H30 年度)
- 【資料 2-4-9】学校法人東北文化学園大学兄弟姉妹等に関する入学金免除規程、実績表(H26～H30 年度)
- 【資料 2-4-10】学校法人東北文化学園大学姉妹校入学に関する入学金免除規程、実績表(H26～H30 年度)
- 【資料 2-4-11】学校法人東北文化学園大学が設置する東北文化学園大学の東日本大震災に伴う特別措置制度規程、実績表(H26～H30 年度)
- 【資料 2-4-12】学校法人東北文化学園大学が設置する東北文化学園大学及び東北文化学園専門学校の授業料減免に関する規程、実績表(H26～H30 年度)
- 【資料 2-4-13】S J 業務稼働学生数の推移
- 【資料 2-4-14】東北文化学園大学学友会会則
- 【資料 2-4-15】新入生学外研修【実施報告】
- 【資料 2-4-16】学生リーダー冬季研修会実施報告（夏季、秋季、冬季）及び、新入生学外研修学生リーダー、学生サポーター研修会実施報告
- 【資料 2-4-17】サークルリーダー等研修会の実施報告
- 【資料 2-4-18】学園祭連絡協議会開催日一覧
- 【資料 2-4-19】東北文化学園大学学友会輝ける者賞に関する申合せ
- 【資料 2-4-20】東北文化学園大学学友会会長特別賞に関する申合せ
- 【資料 2-4-21】東北文化学園大学健康管理センター規程
- 【資料 2-4-22】平成 29 年度第 1 回全学合同会議健康管理センター報告
- 【資料 2-4-23】健康調査票
- 【資料 2-4-24】東北文化学園大学健康管理センター学生相談室運営細則
- 【資料 2-4-25】東北文化学園大学発達障害支援室の組織運営申合せ
- 【資料 2-4-26】保健福祉学科転学科・転専攻・編入ガイダンスプログラム
- 【資料 2-4-27】転学部転学科等生及び編入生ガイダンス（保健福祉学科、総合政策学科、建築環境学科）

2-5. 学修環境の整備

《2-5 の視点》

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-5 の自己判定

基準項目 2-5 を満たしている。

(2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

○校地と校舎の概要

本学キャンパスは宮城県仙台市青葉区国見に立地しており、仙台駅から仙山線で約 14 分、仙台駅から仙山線で約 14 分、最寄りの国見駅から徒歩 1 分である。

運動場は、本学から徒歩 15 分の位置に第一総合運動公園（仙台市青葉区荒巻字仁田谷地）、自動車で 15 分の位置に第二総合運動公園（仙台市太白区茂庭字真里）を整備している。本学の校地・校舎の面積は、

大学設置基準上必要な面積を満たしている。【資料 2-5-1】 【資料 2-5-2】

講義室、実習室及び実験室等は、1 号館から 5 号館に配置している。1 号館には、学生総合サービスセンター、図書館、教育支援センター、地域連携センター、健康管理センター、スキルズラボ等を配置している。5 号館地下及び 2 号館地下には学生食堂（平日 9 時～20 時、土曜日 9 時～14 時）があり、昼食時以外は自習等にも開放している。

厚生棟 1 階にコンビニエンス・ストア、2 階に学生の主体的学習スペースとして、自習室（平日 7 時～22 時、土曜日 7 時～18 時）を設置している他、【資料 2-5-1】

○学修環境の整備と適切な運営・管理

土地、建物、施設設備の保守・管理・補修等については、法人事務局管財部（以下「管財部」という。）が担当し管理運営を行っている。日常的に建物及び施設設備等の保守点検を実施し、補修等が必要な場合は、管財部職員または外部業者に依頼して迅速な対応に努めている。【資料 2-5-6】

建物の耐震性については、全ての建物が平成 2(1990)年以降に建築されており、昭和 56(1981)年に改正された建築基準法施行令の新耐震設計基準を満たしている。

平成 22(2010)年 6 月には、災害時等に飲料水確保を目的に「災害時緊急給水システム」

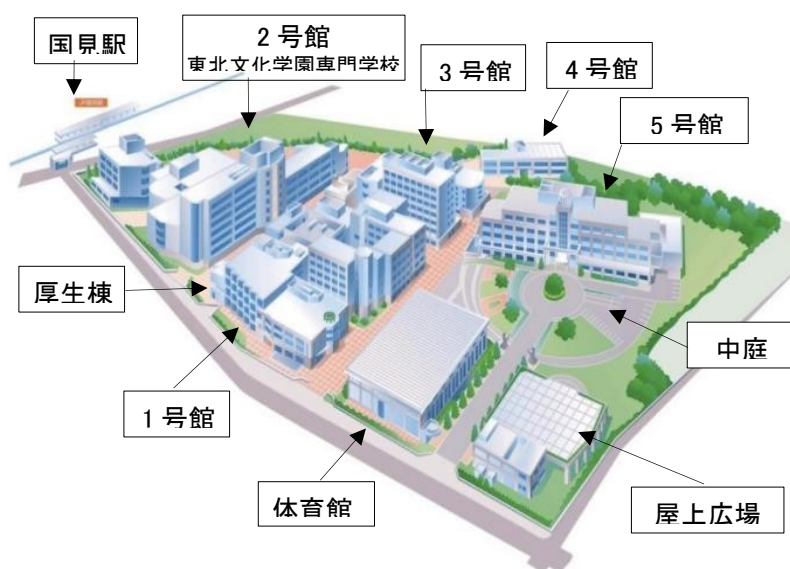


図 2-5-1 東北文化学園大学校舎等配置図

を受水槽に設置した。また、小型太陽光パネルを用いた発電機の整備、校舎内における非常時の案内板の整備、救急用品の整備等を行った。特に、災害時緊急給水システムは、平成 23(2011)年の東日本大震災時には発災翌日から地域への緊急給水を実施し、延べ 3,000 人分を超える水量を提供した。

警備は、外部委託し 24 時間体制で行っている。また、キャンパス内の入り口 4 カ所に防犯カメラを設置し、不審者の出入りを監視している。なお、本学全教職員、非常勤講師及び外部訪問者には、名札の着用を義務付けている。

学内に AED (自動体外式除細動器) を 5 台設置しており、学生及び教職員を対象に AED に係る講習会を開催し、使用方法を周知している。令和元 (2019) 年度も教職員対象に講習会を開催した。【資料 2-5-7】

令和元(2019)年度には、ビル監視システムの老朽化に伴うシステム更新を行い、9 月上旬に完了した。

エアコン更新については、1 号館 2 階・4 階の教員研究室及び 3 号館介護実習室を実施した。LED 照明器具交換については、2 号館の実習室 14 室、5 号館の実習室 4 室を実施した。トイレ洋式化、消防設備防災盤更新についても完了した。

[大学院]

大学院生には各専攻・分野で院生室を設け、適正な学習環境の確保に努めている。また必要な研究設備を整え、自由に活用できるように指導している。特に、大学院生室は電子キーを導入し、盗難防止、データ管理等の厳正化を実現した。また、夜間および休日における施設設備の使用に関しても手続きを簡素化し、研究時間の確保を図っている。



写真 2-5-1 地域への緊急給水
(東日本大震災時)

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

○教室整備

平成 30(2018)年度に階段教室 1 及び階段教室 2 のプロジェクタなどの視聴覚機器の更新を行った。2 号館のアネックス棟の教室をアクティブ・ラーニング仕様に整備した。また、令和元(2019)年度には、アネックス棟 4 階の教室をアクティブ・ラーニング仕様に整備した。今後、全体の状況を踏まえ順次整備計画を進めていく。

○総合情報センター (図書館・IT 施設)

本学では、総合情報センターが図書館及び IT 関係施設の管理・運用を行っている。図書館運営に関わる事項を審議する機関として、各学部から選出された委員で構成される「図書館運営委員会」を設けている。【資料 2-5-8】

図書館では、教育理念及び人間教育を重視した専門教育に対応するため、豊富で精選された資料を集積することを「東北文化学園大学図書館蔵書構築指針」に掲げている。【資料 2-5-9】

図書館は、平成 26(2014)年 4 月から運営を業務委託しており、現地統括管理者を含めて 8 人のスタッフが、閲覧・貸出・レファレンス・ILL (Inter-Library Loan、図書館間相互

貸借システム) など専門的サービスを提供している。また、学修や就職活動のサポートを目的とした展示やビブリオバトルなどのイベントも実施している。

令和元(2019)年度には、環境整備として老朽化した机と椅子を交換し、個人ブースの整備とブラインドの設置を完了した。合計 351 席の閲覧室と 22 席のグループ学習室で構成され、PC コーナーにパソコン 44 台を常設し、貸し出し用ノートパソコン 20 台を用意している。開館時間は平日 8 時 40 分～21 時、土曜は 9 時～18 時、日曜日(定期試験、国家試験期間の 1～2 月、7 月のみ)は 10 時～17 時まで 1 階閲覧室部分のみ開放している。

平成 26(2014)年 4 月から、博士論文・各学部紀要を中心とする「東北文化学園大学機関リポジトリ」を作成し、図書館ホームページで公開している。【資料 2-5-10】

各種検索システムや文献データベースが利用でき、平成 26(2014)年 6 月には、蔵書検索システム(OPAC)が学外からも利用可となり、平成 28(2016)年 9 月には、学内外 OPAC が統合され、より使いやすい環境となった。【資料 2-5-11】

平成 29(2017)年 7 月には、閲覧室の一部を会話禁止のサイレントエリアとし、集中して学習できる環境を整えた。同年 11 月にパソコン 44 台、プリンタ 2 台の入替えを行い、要望の多かった統計解析ソフト SPSS (20 ライセンス)を導入した。

5 号館には、コンピュータ室を設置し、パソコン 100 台を設置している。1 号館には、多用な教育に利用される CALL (Computer Assisted Language Learning) 教室 2 室があり、それぞれパソコン 60 台を設置している。

学生が自由に活用できるパソコン機器として、図書館に 44 台、教育支援センター(E サポ)に 8 台を配備している。貸し出し用ノートパソコンは図書館に 20 台、教育支援センター(E サポ)に 10 台を用意している。

5 号館 2 階学生ラウンジ、地下学生食堂、教育支援センター(E サポ)、図書館、階段教室 1・2、及び厚生棟自習室には、無線 LAN 環境を整備している。

2020 年度前期は、新型コロナウイルス感染症対策の入構制限のため、閉館が多くなった。後期からの対面授業開始後は、閲覧席数の減少措置を実施するとともに、定期的に館内消毒を実施するなどの感染症対策を行った。

○教育支援センター

平成 27(2015)年度に教育支援センター(E サポ)を、1 号館地下階に移転し、ラーニング・コモンズとして整備した。同センターは、教育アドバイザーが常駐する「E サポカウンター」、自由な学修スペースを作る「E スペース」、プロジェクト完備でゼミ等に向けた「ボックススペース」、Web 検索やレポート作成のできる「PC スペース」の他、リラックスできる「ソファスペース」や「ドリンクコーナー」を設けている。【資料 2-5-4】

令和 2 (2020) 年度は、新型コロナウイルス感染症による学生のキャンパス入構制限により 7 月まで閉館、8 月からはレイアウト変更(座席の減少)、個人使用のみに限定する等の感染症対策を行いながら開館した。

○体育施設

第一総合運動公園は、主にフットサルコート、テニスコートとして利用され、第二総合運動公園は、主に野球場、サッカー場として利用されている。

体育関連授業及びスポーツ活動のための整備としては、駐車場の屋上広場にテニスコートを平成 29(2017)年 6 月に新設した。また、テニスコートをサークル等に所属しない学生

にも昼休みに開放している。

体育館には、アリーナの他に、剣道場、柔道場、ウェイトトレーニング室、ランニングコース、シャワールーム、サークル室が配置されている。体育館は、地域活動として、各種のスポーツ大会等で利用されている。【資料 2-5-3】

令和元(2019)年度には、体育施設運営委員会から安全確保のためにトレーニング室の扉の交換について要望し、室内を見えるように改善が行われた。令和 2(2020)年度には、防犯カメラの設置、フェンシング審判機の設置および体育館剣道場の整備を行った。

○スキルズラボ

医療福祉系資格を目指す各学科専攻の分野で重要となる技術に関して、繰り返し練習できる場として、平成 28(2016)年度から 1 号館 2 階に「スキルズラボ」を開設した。各ブースには丁寧な実習マニュアルを準備し、教員が交替制で指導している。【資料 2-5-5】

[大学院]

教育・研究に関する設備については計画的に整備している。ただし、学内におけるインターネット環境については研究を推進するうえでも改善を要する。

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

○施設・設備の利便性の確保

バリアフリー対策として、建物の出入口にスロープ等を設置するとともに、体育館には、車椅子用の自動昇降機を設置している。

1 号館に 3 箇所、3 号館と 5 号館にそれぞれ 2 箇所、バリアフリー対応トイレを設置している。平成 27(2015)年 4 月には、1 号館 1 階のトイレを改修し、女性専用のパウダールームを設置した。また、トイレ便器の洋式化工事については、令和元(2019)年度実施計画分を 8 月上旬に完了した。

学生食堂(360 人収容)は、5 号館地下階に設置しており、運営を業務委託している。営業時間は、平日 11 時から 14 時 30 分である。

厚生棟では、コンビニエンス・ストアが営業しており、地域にも開放している。ATM は、正門北側及び厚生棟のコンビニエンス・ストア内に設置されている。

サークル室は、1 号館、5 号館及び体育館に用意し、学生の課外活動を支援している。

駐車場は、教職員用、非常勤講師用及び来客用を整備している。学生用駐輪場は、本学敷地内及び国見駅南側に整備している。

[大学院]

大学院としても積極的に校内のバリアフリー化について提言した。

夜間、休日の施設利用について手続きを簡略化し、研究環境を整えた。さらに、電子キーを導入し、防犯、情報漏洩の防止策を強化した。

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

講義科目については、開講形態・履修者数に応じた教室を適切に運用している。【資料 2-5-12】 【資料 2-5-13】

演習及び実習科目で使用する演習室・実習室に関しては、授業種別、前年度履修者数及び科目担当者の意見等を踏まえ、教務課が適切に選定している。

語学系科目では、CALL 教室等を活用したアクティブ・ラーニング授業を行っており、1 クラス当たりの履修人数が 25～30 人程度となるよう調整している。

本学では、初年次から基礎ゼミによる少人数教育の実施に取り組んでおり、数人から 10 人前後を担当する「基礎課程ゼミ」（科目名称は学科専攻によって異なる）または「ホームルーム」を設け、学修面のみならず学生生活面の指導も併せた個別的指導を実践している。

大学院健康福祉専攻においては定員を満たすことが出来ており、生活環境情報専攻についても徐々に進学者が増加している。また両専攻において、規模に適した少人数教育を実践している。

(3) 2-5 の改善・向上方策（将来計画）

①校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

施設・設備については、中期計画において 2020 年度に予定されているエアコン更新、LED 照明器具への交換及びトイレの洋式化を計画に沿って実施する。また、老朽化に伴う消防設備防災盤更新を実施する。

情報技術の進展に対応して、ICT 及びネットワーク環境が全学的に安全に便利に利用できるよう、環境整備を進める。

②実習施設、図書館等の有効活用

学生の健康活動、課外活動に資するよう運動場や体育施設の改善に努める。令和 2(2020) 年度には体育館について、トレーニング室の整備、防犯カメラの設置、フェンシング審判機の設置および剣道場の整備を行っており、有効活用を図る。また、柔道場が多目的に利用できるよう、改修を検討実施する。

ラーニングコモンズ（E サポ・図書館等）の連携と環境のさらなる充実を図る。

図書館の環境整備として個人ブースの整備とブラインドの設置を完了した。学生からの満足度を反映し更なる環境整備の向上を図る。

2 号館のアネックス棟の 2 階と 4 階の教室をアクティブ・ラーニング仕様に整備した。今後、全体の状況を踏まえ順次整備計画を進めていく。

③バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

施設・設備については、安全性、バリアフリー及び老朽化について点検を行い、適切なメンテナンスを行うとともに、必要な更新等を計画的に進めていく。

④授業を行う学生数の適切な管理

教務課が中心となり、授業形態に合わせた教室の選定等、各学科専攻と連携して適切な管理を行う。特に、2020 年度は、新型コロナウイルス感染症対策のため最新の注意を払って管理する。

エビデンス集（データ編・資料編）

【(PT)資料 2-5-1】理学療法士作業療法士養成施設指導ガイドライン

【(PT)資料 2-5-2】認証評価認定証

- 【(PT)資料 2-5-3】 理学療法学専攻授業支援教員配置（最新版差換予定）
- 【資料 2-5-1】 東北文化学園大学の位置及び校地・校舎の配置図
- 【資料 2-5-2】 校地・校舎の面積【表 2-18】と同じ
- 【資料 2-5-3】 体育館平面図（ハンドブック）
- 【資料 2-5-4】 E サポご利用案内
- 【資料 2-5-5】 スキルズラボ提供プログラム
- 【資料 2-5-6】 学校法人東北文化学園大学安全衛生管理規程
- 【資料 2-5-7】 AED（自動体外式除細動器）の設置場所
- 【資料 2-5-8】 東北文化学園大学総合情報センター規程
- 【資料 2-5-9】 東北文化学園大学図書館蔵書構築指針
- 【資料 2-5-10】 東北文化学園大学機関リポジトリ（図書館ホームページ）
- 【資料 2-5-11】 東北文化学園大学図書館の検索サービス（図書館ホームページ）
- 【資料 2-5-12】 授業別受講者一覧
- 【資料 2-5-13】 講義室・機器装置一覧表

2-6. 学生の意見・要望への対応

《2-6 の視点》

- 2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
- 2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望等の把握・分析と検討結果の活用
- 2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

(1) 2-6 の自己判定

基準項目 2-6 を満たしている。

(2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

本学では、「学生生活実態調査」を通じて学生の満足度の把握に努めている。毎年度行う「大学への満足度と要望」に関する調査に加え、4 年毎に①個人属性、②経済状況、③学業、④進路希望、⑤課外活動、⑥からだと心の健康、⑦大学への満足度と要望の計 7 項目から成る調査を実施している。学生生活実態調査の結果については、毎年、報告書を作成し公表している。【資料 2-6-1】

学生生活実態調査の結果は、FD 研修会等を通じて全学の教職員にフィードバックされる。【資料 2-6-2】

学生生活実態調査で出された要望に応じて、平成 27(2015)年度に教育支援センター（E サポ）を移転・改築してラーニング・コモンズ化した。また同年度には、1 号館のトイレを改修してパウダールームの設置等を行った。【資料 2-6-3】

平成 28(2016)年度には学生食堂のメニューを増やすなどの改善を行い、本学が補助することで価格の値下げを行った。また、野菜を多く摂りたいとの要



写真 2-6-1 健康応援！サラダの日（学生食堂）

望に応え、同年9月から週1回「健康応援！サラダの日」を設け、サラダを無料で提供している。

ホームページ上に「学生意見箱」を開設し、学生が直接意見を伝える環境を整え、TBGUハンドブックに説明文を記載している。令和2(2020)年度後期、コロナ禍対応のため学生食堂の座席制限が行われたが、学生意見箱に食事スペース・時間の不足の意見が寄せられ、食事スペースの設置、カレー弁当販売等の対応を行った。【資料2-6-4】

平成30(2018)年度には、学友会で役員を務める学生と学長・副学長等との懇談会を開き、意見交換を行った。学生から出されたwifiの要望や図書館の改善などが実施された。

本学では毎年度、東北6県の主要都市で「保護者懇談会」を開催しているが、令和2(2020)年度に関しては新型コロナウイルス感染症の影響により仙台会場で「保護者個別相談会」として実施し、来学出来ない保護者の方には電話による相談を実施し、本学の取り組み、進級・卒業要件等について理解を深めて頂き、個別面談も実施し、保護者と教員が学生の状況を共有する機会となった。【資料2-6-5】

令和元(2019)年度には、9月に授業改善をテーマとし、学生をパネラーとして招きFD研修会を開催した。

[大学院]

少人数教育のなかで、常に学生の意見を汲み取りながら対応している。また、前期および後期のガイダンスにおいて定期的な調査を行い、意見聴取の機会を増やしている。

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望等の把握・分析と検討結果の活用

[全学]

心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望等の把握・分析については4年毎に「学生生活実態調査」①個人属性、②経済状況、③学業、④進路希望、⑤課外活動、⑥からだと心の健康、⑦大学への満足度と要望の計7項目から成る調査を実施し、結果報告書【資料2-6-1】としてまとめ活用している。

学友会役員&サークルリーダー研修会にて、学生の要望とりまとめと発表会を行う予定としていたが、COVID19感染対策のため中止となった。今後代替え措置を検討する2019年度末は、新型コロナウイルス感染症の影響により、学友会役員会、サークルリーダー研修会等を実施できなかった。

2020年度前学期は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、大学への入構が制限され、学友会活動も従来のような活動が出来ない状況であった。学生会代表者会議構成員に対し、メールにて現在の状況において学友会活動でどのようなことが出来るか意見を聴取している。その意見を基、学生の意見を直接聴取するため、学生代表として学友会役員学生から大学役職者が要望を聞く懇談会を開催している。学友会役員会に合わせての懇談会も開催する。

[大学院]

少人数教育のなかで、常に学生の意見を汲み取りながら対応している。また、前期および後期ガイダンス時に、奨学生制度の説明と活用を勧めている。

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

毎年実施する学生生活実態調査結果【資料 2-6-6】で出された学修環境に関する学生の意見・要望等については、学生委員会で取りまとめ、関係部署へ分析と検討結果を依頼し、大学運営会議に報告している。また、学生にはユニパで結果を公表している。

大学の施設・設備に関する要望については、毎年実施する学生生活実態調査及び授業評価アンケートによって検討しており、施設の整備、食堂メニュー改善、施設開放時間の延長等を行っている。【資料 2-6-6】

令和元(2019)年度は、学生からの要望が多かった図書館閲覧室のフリーWiFi 環境の整備を行い、インターネット接続ができるよう整備を行った。

令和 2(2020)年度は、例年後期開始時のガイダンスで実施される学生生活実態調査を行うことができず、年度末に実施した。

[大学院]

少人数教育のなかで、常に学生の意見を汲み取りながら対応している。令和 2 (2020) 年度においては前期ガイダンスにおいて学修環境に関する周知、新型コロナウイルス感染症の特別講話を実施し、感染予防対策の徹底を促した。

新型コロナウイルス感染症対策による学習環境の悪化に対して、資料提供や図書館利用の希望などに随時対応した。

(3) 2-6の改善・向上方策（将来計画）

①学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学修状況実態調査・授業評価アンケートに示された学修支援に関する学生の意見を把握し、対応する。

②心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学生生活実態調査の結果を分析し、心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用について、検討する。学生の意見を反映させる仕組みについては、本学ホームページに「学生目安箱」を設置しているが、利用は少ない。廃止を検討する。

令和 2(2020)年度に実施された学生生活実態調査の結果を分析し、学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用について、検討する。

③学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学生生活実態調査の結果を分析し、学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用について、検討する。

エビデンス集（データ編・資料編）

【(PT)資料 2-6-1】理学療法学専攻特論グループ配置表（最新版差換予定）

【(PT)資料 2-6-2】理学療法学専攻 FD 実施一覧

【(PT)資料 2-6-3】東北文化学園大学特別貸与奨学金制度規程

【(PT)資料 2-6-4】学生自習場所配置一覧（最新版差換予定）

- 【(PT)資料 2-6-5】 デジタルキー設置実習室等一覧
- 【資料 2-6-1】 平成 27 年度学生生活実態調査実施結果報告書
- 【資料 2-6-2】 平成 28 年度第 2 回 FD 研修会（学生生活実態調査報告）
- 【資料 2-6-3】 E サポご利用案内
- 【資料 2-6-4】 本学ホームページ（学生意見箱）
- 【資料 2-6-5】 保護者懇談会のご案内
- 【資料 2-6-6】 平成 28 年度学生生活実態調査実施結果報告書（大学への満足度と要望）

〔基準 2 の自己評価〕

○学生の受入れ

本学の使命・目的を踏まえたアドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びディプロマ・ポリシーを明確に定めており、その周知についても各種媒体をとおして、適切に行っている。

平成 31 年度（2019）に引き続き令和 2(2020)年度も、リハビリテーション学科理学療法専攻、看護学科、総合政策学科、知能情報システム学科、建築環境学科及び臨床工学科が入学定員を確保した。

なお、令和 3(2021) 年度からの学部学科の再編として、保健福祉学科の廃止、現代社会学部現代社会学科の新設、総合政策学部総合政策学科の経営法学部経営法学科への名称変更、科学技術学部の工学部への名称変更及び入学定員の見直しを文部科学省に申請し認可となった。

本学の認知度を高める取り組みとして、進学ガイダンスや高校教員説明会を東北各県で開催しており、加えてインターネットやテレビコマーシャル等情報ツールを駆使した広報活動も展開している。

○学修支援及び単位認定・卒業認定等

学修及び授業支援に対する学生の意見をくみ上げる仕組みとしては、「授業評価アンケート」や「学生生活実態調査」を実施しており、報告書等にまとめ公表し、授業やアメニティーの改善に役立てている。

成績不振学生への早期対応により休学、留年、中途退学等を防ぐために、成績不振学生に対する修学指導を適切に行うために「修学指導記録システム」を導入した。S Aが成績不振学生の修学指導を行い、システム上の記録内容を更新すると、更新通知が閲覧権限者（学科長、学部長等）に届く仕組みであり、対応策検討の迅速化が図られた。

全学的な卒業及び修了判定並びに学位授与の方針を、ディプロマ・ポリシーとして定めている。学部学科及び研究科においてもその教育目的に即したディプロマ・ポリシーを定める階層的な仕組みとし、TBGU ハンドブックに掲載し周知している。

進級判定は、各学科の「進級及び履修に関する細則」に基づき、卒業認定については、各学科専攻の卒業要件に基づいて、教授会において厳正に審議し、学長が決定している。

○キャリア教育及び教育目標の達成状況

キャリア教育については、医療系各学科では、国家試験対策講座等をとおして、一般企業等への就職が中心となる学科では、キャリア教育のための科目を教育課程に配置し、適切に取り組んでいる。

本学では、各学科専攻が就職委員会及び就職センターと連携しながら、本学独自の業界研究会や就職ガイダンス等の企画、運営を行っている。

本学では、教育目的の達成状況の把握のため「学修状況調査」「授業評価アンケート」を毎年実施しており、点検・評価の結果をフィードバックしている。

○学生サービス

本学は「学生委員会」を設置して、学生の奨学金適格認定、課外活動支援及び厚生補導等を担う全学的組織として適切に機能させている。

学生への経済的支援については、日本学生支援機構奨学金の他、本学独自の奨学生制度を設け、適切な支援を行っている。また、学内行事等の支援や授業補助等のアルバイトを行うS J制度を設け、特徴ある支援制度として運用している。

学生の課外活動等への支援は、学生及び教職員を会員とする学友会を通して行われており、各種行事や研修会などは、学生と教職員が協働して取り組んでいる。

基準 3. 教育課程

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

《3-1 の視点》

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

(1) 3-1 の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている。

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

○卒業認定及び修了認定に関する方針

[全学]

本学は、建学の精神、教育理念及び学則の第 1 条及び第 3 条の 3 に掲げる教育目的を踏まえて、卒業及び学位授与の方針を表 2-4-1 に示すようにディプロマ・ポリシーとして定めている。さらに、全学に係るディプロマ・ポリシーに基づき、各学部学科の教育目的に即したディプロマ・ポリシーを定める階層的な構造とし、TBGU ハンドブック及び本学ホームページに掲載し周知している。【資料 3-1-1】

表 3-1-1 本学のディプロマ・ポリシー①

大学
東北文化学園大学は、その教育の過程において厳正な成績評価を行い、各学部学科の教育課程における所定の単位を修めるとともに以下の要件を備えた学生に対して、卒業を認定し学位を授与します。 1. 社会人としての基礎力 社会を構成する一員として、他者を尊重し、良好なコミュニケーションによって、自律、協調して主体的に行動する創造的能力を身に付けること。 2. 実学の修得と倫理観 専門家として、社会に評価される知識や技術を修得し、必要とされる倫理観を養い、他者と連携し問題を解決する能力を身に付けること。 3. 地域の理解と社会貢献 国際社会や地域社会を視野に入れ、地域に対する理解と社会に貢献するための実践的能力を身に付けること。

[大学院]

大学院は、建学の精神、教育理念及び大学院学則の第 2 条に定める目的に基づいて、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びディプロマ・ポリシーで構成する「東北文化学園大学大学院健康社会システム研究科のアカデミック・ポリシー」を定め、

TBGUハンドブック・授業概要（大学院）及び本学ホームページに掲載し周知している。

【資料 3-1-2】

東北文化学園大学大学院学則第 6 条の 2 に定める「研究科の目的」を達成するため、平成 28(2016)年度にディプロマ・ポリシーを定め、平成 29(2017)年度より適用している。また、ディプロマ・ポリシーは研究科全体、専攻別、博士課程前期 2 年の課程、博士課程後期 3 年の課程に分けて定め、ハンドブック・授業概要に記載し、広く周知している。

表 3-1-2 本大学院のディプロマ・ポリシー②

大学院
博士課程前期 2 年の課程 保健医療福祉及び生活環境情報において、広い視野に立って研究能力及び高度な知識と技術を有する専門的職業人と認められる者。 博士課程後期 3 年の課程 博士課程前期 2 年の課程の目標とする専門的能力を基礎に、さらに高度な知識や技術を修得し、高い学問的見識と自立的な研究開発・指導能力を有する、高度専門技術者、研究者及び教育者となる人材と認められる者。

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

○単位認定及び成績評価

単位の認定については、学則第 29 条に単位の計算方法、第 30 条に単位の認定及び成績の評価について定めている。他の大学等における学修については第 33 条及び第 34 条に、入学前の既修得単位の認定について第 35 条に定めており、本学以外で修得した単位については合わせて 60 単位を超えない範囲で認めると規定している。【資料 3-1-1】

大学院における単位の認定については、大学院学則第 30 条及び第 31 条に規定し、他の大学院等における修学については第 33 条から第 35 条に、入学前の既修得単位については第 36 条に定めており、本大学院以外で修得した単位は合わせて 10 単位を超えない範囲で認めると規定している。【資料 3-1-1】

単位の認定及び成績の評価に関しては、履修規程及び大学院履修規程に具体的な要件を定めており、学位の授与に関しては、「東北文化学園大学学位規程」に具体的な要件を定めて、厳正に運用している。【資料 3-1-3】【資料 3-1-4】

授業科目の成績評価の基準については、試験、課題、レポート、出席状況等、多面的な基準があるが、いずれの評価方法をどのような比重で採用するかについては、授業の形態、目的等によって異なるため、学部については各学科専攻の TBGU 授業概要に、大学院については TBGU ハンドブック・授業概要に、科目担当教員が授業計画とともに明示している。【資料 3-1-5】【資料 3-1-6】

成績評価に関しては、学部及び大学院の平成 25（2013）年度入学生から、評価レベルを従来の 4 種（A：80 点以上、B：70 点以上 80 点未満、C：60 点以上 70 点未満、D：60 点未満、A・B・C を合格として単位認定し、D を不合格とする）から 5 種（S：90 点以上、A：80 点以上 90 点未満、B：70 点以上 80 点未満、C：60 点以上 70 点未満、D：60 点未

満、S・A・B・Cを合格として単位認定し、Dを不合格とする)に変更し、精緻化を図った。【資料 3-1-1】 【資料 3-1-2】

令和元(2019)年度から、平成 30(2018)年度に定めたアセスメント・ポリシーの運用を開始し、TBGU ハンドブック及び本学ホームページに掲載し周知を図った。

アセスメント・ポリシーに基づく教育の質評価の枠組みを適切に運用し、必要に応じて改善を行った。

OGPA及びCAP制

各学部では、平成 26(2014)年度入学生から、単位認定等成績評価の公平性を確保するために、成績評価に対応した評価点(グレード・ポイント、以下「GP」という。)を設定し、不合格科目も含めた履修科目のGPの平均値(グレード・ポイント・アベレージ、以下「GPA」という。)に係る「東北文化学園大学における成績評価平均値(GPA)に関する細則」を定めて運用している。学生に対しては、学修到達の目安として GPA2.0 以上を目指すよう指導している。【資料 3-1-7】

平成 28(2016)年度からは、入学試験の成績優秀者に対する「東北文化学園大学特別奨学生制度」の継続審査における基準の指標として、GPA を用いて判定している。【資料 3-1-8】

単位の実質化を図るために、平成 26(2014)年度入学生から履修登録単位数の上限を設ける CAP 制を適用している。【資料 3-1-9】

[大学院]

ディプロマ・ポリシーに基づき、博士課程前期 2 年の課程、博士課程後期 3 年の課程において研究論文、成果物の審査を実施している。また、単位認定基準および修了認定基準を設けている。

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

○進級及び卒業・修了認定の基準

進級については、各学科が定めた「進級及び履修に関する細則」に基づいて、各学部教授会において厳正に判定している。【資料 3-1-10】

卒業認定については、学則第 43 条及び第 44 条に規定し、学則の別表第 1(学則第 26 条関係)に定める各学科専攻の教育課程の卒業要件に基づいて、学部教授会において判定を厳正に行い、学長が決定している。【資料 3-1-11】

大学院健康社会システム研究科博士課程の前期 2 年の課程及び後期 3 年の課程における修了要件及び学位授与については、大学院学則第 44 条から第 46 条の 2 に定め、厳正に適用している。【資料 3-1-2】

大学院の学位授与審査に係る事項については、「健康社会システム研究科前期課程学位授与審査申合せ」「健康社会システム研究科後期課程学位授与審査申合せ」「健康社会システム研究科後期課程を経ない者の学位授与申請及び審査申合せ」として定め、厳正に適用している。【資料 3-1-12】

令和元(2019)年度は、シラバスの厳正化に向けて様式を改善した。4 月 10 日 FD 研修会で、シラバスの意義・役割を改めて周知し、シラバスに基づく評価の厳正化を要請した。

令和元(2019)年度は、IR 室の協力により、GPA と諸要因の関連分析結果を学科専攻が教育の質改善の基礎データとして活用する基本的サイクルを構築した。しかし、基礎データ活用の取り組みには学科専攻で温度差がある。

[大学院]

各科目担当者の責任により単位認定を行っている。また、修了認定については教授会の審議を経て承認されている。

(3) 3-1 の改善・向上方策（将来計画）

[全学]

①教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

令和元年度に建学の精神、2021 年度以降の各学部教育目的等が改正されており、ディプロマ・ポリシーの整合性を検討する。

②ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

学位授与の方針や基準及び学位審査手続きについては、教務委員会を中心に継続的に検証し、必要に応じて改善する。

平成 30(2018)年度にアセスメント・ポリシーを定め具体的な運用を開始し、TBGU ハンドブック及び本学ホームページに掲載し周知を図ったが、今後、その内容及び運用状況等について点検・評価を行う。

③単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

精緻化した成績評価の妥当性を、科目毎の成績分布、学科専攻・学年別 GPA の分析等通じて検証する。その結果を学科専攻レベルの取り組みに反映させる。

科目評価の基本となるシラバスについても厳正化を徹底する。

エビデンス集（データ編・資料編）

【資料 3-1-1】東北文化学園大学学則

【資料 3-1-2】東北文化学園大学大学院学則

【資料 3-1-3】東北文化学園大学履修規程、東北文化学園大学大学院履修規程

【資料 3-1-4】東北文化学園大学学位規程

【資料 3-1-5】2017TBGU 授業概要

【資料 3-1-6】2017TBGU ハンドブック・授業概要（大学院）

【資料 3-1-7】東北文化学園大学における成績評価平均値（GPA）に関する細則

【資料 3-1-8】東北文化学園大学特別奨学生制度の継続審査基準等に関する申合せ

【資料 3-1-9】各学科における履修登録単位数の上限に関する細則

【資料 3-1-10】各学科における進級及び履修に関する細則

【資料 3-1-11】東北文化学園大学学則別表第 1（第 26 条関係）

【資料 3-1-12】健康社会システム研究科前期課程学位授与審査申合せ、健康社会システム研究科後期課程学位授与審査申合せ、健康社会システム研究科後期課程を経ない者の学位授与申請及び審査申合せ

3-2. 教育課程及び教授方法

《3-2 の視点》

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

(1) 3-2 の自己判定

基準項目 3-2 を満たしている。

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

本学は、建学の精神に基づく教育理念の下、「東北文化学園大学学則」（以下「学則」という。）第1条の教育目的に即して3学部7学科を設置している。各学部学科は、学則第1条の教育目的に基づく「人材養成その他の教育研究上の目的」及びその達成に向けた「学部の教育目標」を掲げている。【資料 3-2-1】

各学部学科は「人材養成その他の教育研究上の目的」及び「学部の教育目標」を踏まえたカリキュラム・ポリシーを定めている。学部学科のカリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシー及びアドミッション・ポリシーと対応しており、これら3つのポリシーの一貫性を確保している。以上はTBGUハンドブック、本学ホームページ等を通じて学内外に公表している。【資料 3-2-2】

[大学院]

大学院は、建学の精神に基づく教育理念の下、「東北文化学園大学大学院学則」（以下「大学院学則」という。）第2条の目的に則り、1研究科2専攻を設置し、各専攻については「研究科の目的」を定めている。【資料 3-2-3】

さらに、「研究科の目的」に則り、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びディプロマ・ポリシーから成る「東北文化学園大学大学院健康社会システム研究科のアカデミック・ポリシー」（以下「アカデミック・ポリシー」という。）を定めている。以上については、大学院TBGUハンドブック（学生便覧）、本学ホームページ等を通じて学内外に公表している。【資料 3-2-4】 【資料 3-2-5】

東北文化学園大学大学院学則第6条の2に定める「研究科の目的」を達成するため、平成28年度にカリキュラム・ポリシーを定め、平成29年度より適応している。また、カリキュラム・ポリシーは研究科全体、専攻別、博士課程前期2年の課程、博士課程後期3年の課程に分けて定め、ハンドブック（授業概要）に記載し、広く周知している。

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

[全学]

本学では、3つのポリシーに一貫する「未来」「実学」「地域」をキーワードとして、それぞれのポリシーを定めている。【資料 3-2-2】

今後も、カリキュラム改正の際にカリキュラム改正案と併せてアドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びディプロマ・ポリシー等の一貫性を検討することにして

[大学院]

ディプロマ・ポリシーおよびアドミッション・ポリシーについては、「知識・理解」、「思考・判断」、「技能・表現」、「関心・意欲」に分類して定め、入学から修了までの一貫性を保つようにカリキュラム・ポリシーを決めている。【資料 3-2-4】

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

[全学]

○教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成

各学部学科は、学則第 26 条に基づく「東北文化学園大学履修規程」（以下「履修規程」という。）において、カリキュラム・ポリシーに即した教育課程を定め、TBGUハンドブック、本学ホームページ等を通じて学内外に公表している。2019 年度入学生適用の授業科目分類は表 3-2-1 の通りである。【資料 3-2-2】 【資料 3-2-5】 【資料 3-2-6】

表 3-2-1 授業科目分類（2019 年度入学生適用）

科目分類	学部学科専攻
基礎科目	医療福祉学部、総合政策学部、科学技術学部
専門基礎科目	医療福祉学部リハビリテーション学科・看護学科、総合政策学部、科学技術学部
専門科目	医療福祉学部、総合政策学部、科学技術学部
選択必修科目	医療福祉学部リハビリテーション学科言語聴覚学専攻
研修科目	科学技術学部
統合科目	医療福祉学部看護学科

各学部学科では、学生が教育課程を体系的に理解した上で科目履修する一助とするため、1～4 年次までの教育課程をロードマップ化した「カリキュラム・ツリー」及び授業科目を学年配置した「カリキュラム配置図」を作成している。【資料 3-2-2】

本学は、学生が学修すべき授業科目を精選し、1 単位当たり必要な学修時間（45 時間）を確保することで授業内容を深く理解し身につけること（単位の実質化）を目指して、平成 26(2014)年度入学生から 1 年間または 1 学期間に履修登録できる単位数の上限を定める制度（以下「CAP 制度」という。）を導入した。【資料 3-2-6】 【資料 3-2-7】

CAP 制度の内容は、TBGU ハンドブック、本学ホームページ等により学内外に公表している。【資料 3-2-2】 【資料 3-2-5】

本学では、単位制の趣旨を保つための工夫として、授業概要で科目毎に予習・復習の指示を明示している。【資料 3-2-8】

令和 2(2020)年度からの教育課程の改正を、フローチャートに基づき行った。

学科専攻毎に令和 2(2020)年度教育課程のカリキュラム・ツリーを作成し、科目ナンバリングの点検・改善を行った。

[大学院]

大学院の各専攻は、大学院学則第 27 条第 3 項の規定に基づく「東北文化学園大学大学院履修規程」（以下「大学院履修規程」という。）において、教育目的及びアカデミック・ポリシーに即した教育課程を定め、TBGU ハンドブック・授業概要（大学院）及び本学ホームページ等を通じて学内外に公表している。【資料 3-2-9】

2019 年度入学生適用の授業科目分類は、博士課程前期 2 年の課程では「共通科目」及び「専門科目」、博士課程後期 3 年の課程では「学際領域科目」及び「専門科目」で構成している。【資料 3-2-9】

大学院の健康福祉専攻博士課程前期 2 年の課程に設置されているナースプラクティショナー養成分野は、平成 28(2016) 年 4 月に保健師助産師看護師法（第 37 条の 2 第 2 項第 5 号）に定める特定行為研修指定研修機関（特定行為 21 区分）の指定を受けたことに伴い、教育内容をさらに充実させた。【資料 3-2-10】

各専攻・分野の専門性に沿った教育課程を体系的に編成している。また、随時適切な改編をおこない、時代の要請に応えるべく科目編成している。また、シラバスを作成し、ガイダンスにおいて説明している。

3-2-④ 教養教育の実施

[全学]

本学の教養教育に関する最終的な意思決定及び責任は、大学運営会議に帰する。教養教育に係る教育課程上の実施等に係る体制の整備については、教務部長を委員長とする教務委員会及び教務課が担っている。【資料3-2-13】

平成29(2017)年度から設置された「教学マネジメント委員会」においても、教養教育の在り方について、全学的視点から検討を行っている。【資料3-2-14】

○全学共通の教養教育

本学は、平成24(2012)年度から全学共通の教養科目として、「TBGUプロジェクトⅠ（輝けるもの）」、「TBGUプロジェクトⅡ（地域活動・ボランティア）」及び「TBGUプロジェクトⅢ（人間形成）」の3科目を開講した。

「TBGUプロジェクトⅠ（輝けるもの）」は、ベートーヴェンの「交響曲第九番第4楽章合唱」を教材に用い、芸術活動により教養を育むとともに、東日本大震災からの復興再生支援を図る科目である。教育支援センターが主管し、科目の企画、運営等を中心的に担っている。【資料3-2-15】 【資料3-2-16】

「TBGUプロジェクトⅡ（地域活動・ボランティア）」は、ボランティア活動への参加・実践を通じて、学生の「生きる力」を醸成するとともに、東日本大震災からの復興再生支援を図る科目である。地域連携センターが主管し、科目の企画、運営等を行っている。【資料3-2-17】

「TBGUプロジェクトⅢ（人間形成）」は、専門教育を理解する土台作りを目指し、基礎的学習力の強化を通じて人間形成の基盤を涵養する科目である。教育支援センターが主

管し、科目の企画、運営等を行っている。【資料3-2-18】

教育支援センターは、全学的な教養教育及び学修支援等を行う組織である。課外の教養教育プログラム「Eサポセミナー」、海外での研修及び留学を支援する「グローバル・エデュケーション・プロジェクト」(GEP)、学生の多様な学修ニーズに対して個別的に対応する「コンサルティング&コーチング」(C&C)等の主管となり、全学的な教養教育の中心的役割を果たしている。【資料3-2-19】【資料3-2-20】【資料3-2-21】

地域連携センターは、本学の研究教育資源を活用した地域社会に貢献する事業を所轄しているが、全学共通教養科目「TBGUプロジェクトⅡ(地域活動・ボランティア)」の主管に加えて、本学の周辺地域の清掃活動「感謝の日」、障害者スポーツ大会「パロリンピック」及び「公開講座」等の企画・運営によって、広義の教養教育を支援している。【資料3-2-22】【資料3-2-23】

○学部学科の教養教育

学部学科における教養教育に係る科目は、各教育課程に基づき各学部学科が相互協力して実施している。時間割の作成、授業担当者の確認、兼任教員及び非常勤講師の調整等、教学上の管理は教務委員会及び教務課が連携して行っている。

○全学共通教養教育の再検討

平成27(2015)年度に学長の指示の下、「教育の質改革検討ワーキンググループ」を立ち上げて全学共通教養教育の枠組みを検討し、その答申を平成28(2016)年9月の大学運営会議で承認した。【資料3-2-24】

平成30(2018)年度には、ワーキンググループから委員会に変更し、検討を継続している。

平成29(2017)年度からは、新たな枠組みに基づく全学共通教養教育をスタートさせるため、現行の全学共通教養科目内容を見直し、再構築する作業を行い、2019年度には、2020年度から適用される新カリキュラムにおける全学共通基礎科目の策定を行った。【資料3-2-25】

平成29(2017)年度からは、本学の教育目標の実現に向けて、学生の実態を踏まえ、教育課程を編成・実施・評価し、その結果に基づいて改善を図る一連のサイクルを計画的・組織的に推進するために、「教学マネジメント委員会」を設置した。構成員は、学長、副学長、研究科長、学部長、教務部長、教務委員会から選出された教務委員、事務局長から指名された事務局職員等である。【資料3-2-14】

[大学院]

大学院では、両専攻に共通科目を設け、学際的な知識を修得できるように配慮している。

【資料3-2-3】

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

■ 教授方法の工夫・開発

○全学共通教育

本学の理想とする人間像「輝ける者」の育成に向けた全学共通科目「TBGUプロジェクトⅠ(輝けるもの)」「TBGUプロジェクトⅡ(地域活動・ボランティア)」及び「TBGUプロジェクトⅢ(人間形成)」を通じて、全学共通の教養教育や基礎学力の強

化を行っている。【資料 3-2-15】 【資料 3-2-17】 【資料 3-2-18】

全学共通教育「TBGU プロジェクトⅠ（輝けるもの）」「TBGU プロジェクトⅡ（地域活動・ボランティア）」及び「海外研修」は、それぞれ体験を通じた学生の主体的学修を促す内容となっている。

「海外研修」（科目名称は学部学科で異なる）では、異文化に対する理解及びコミュニケーション力の涵養を図っている。本学教員が引率し、ホームステイや大学の寮に宿泊しながら異文化体験や現地の人々との触れ合いを通じて、国際理解や国際感覚を身につけるものである。なお、平成 30（2018）年度は、海外研修における「危機管理マニュアル」を制定しマニュアルに基づき実施した。2019 年度はマニュアルの対象者を「GEP が提供する海外渡航プログラム」に拡大した。【資料 3-2-26】



写真 3-2-1 海外研修（韓国）

○少人数教育

初年次教育としての基礎教育については、少人数による「基礎課程ゼミ」（科目名称は学科専攻により異なる）または「ホームルーム」を設けている。この仕組みにより、学修面だけでなく、学生生活面の指導も併せた個別的指導を行っている。【資料 3-2-2】

3 年次以降の専門教育を徹底させるため、少人数での研究室（ゼミ）配属を必修科目と連動させている。研究室（ゼミ）担当教員は、3 年次以降の専門教育に係る学修面だけでなく学生生活面の指導に併せた個別的指導を行っている。【資料 3-2-2】

○個別学修指導（コンサルティング＆コーチング）

教育支援センターでは学生の多様な学修ニーズに応えるため、教育アドバイザー及び非常勤講師による個別的な学修指導「コンサルティング＆コーチング」（以下「C＆C」という。）を実施している。C＆Cは単なる学習指導に留まらず、学生との面談（コンサルティング）や担当教員等との連絡調整や学生個々の学修ニーズの明確化等、その意欲を引き出すこと（コーチング）も含めて対応している。令和 2（2020）年度は遠隔指導も加え指導方法を多様化した。【資料 3-2-21】

○専門職連携教育

医療福祉学部では 9 種の専門職（看護師、保健師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、視能訓練士、社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士）を養成している。各専門職が連携を図り、優れたチームワークを展開できる人材の養成を目的とする共通科目「専門職連携セミナー」（3 年次・通年、選択、1 単位）を開講し、約 2 週間のグループワーク授業を行っている。学生は、学科専攻を超えたチーム編成で事例に取り組んだ成果を報告会で発表し、学部教員を交えて討論を行う。【資料 3-2-27】



写真 3-2-2 専門職連携セミナー報告会

○他学部他学科履修制度

本学では、学際的交流を図るため、履修規程第 10 条に基づき「他学部他学科履修制度」を設けている。各学部が公開している科目を履修することで、知識や応用力をさらに高められる。この制度は、T B G Uハンドブック及び本学ホームページ等を通じて学内外に公表している。【資料 3-2-2】 【資料 3-2-5】

○「グローバル・エデュケーション・プロジェクト」の推進

平成 27(2015)年度は、本学におけるグローバル・エデュケーションの推進を図るために、「グローバル・エデュケーション・プロジェクト（以下「GEP」という。）」を設置し、その組織及び運営に関して必要な事項を定めた。【資料 3-2-20】

【大学院】

少人数教育の特徴を活かし、知識と技術がつながるよう演習・実習科目を配置している。また、健康福祉専攻ナースプラクティショナー養成分野では、学外実習の充実を図り、先進的な知識・技術を修得できる体制を整えている。

○大学院ナースプラクティショナー養成分野の設置

医療の高度化に対応する看護師を育成することを目的として、平成 23(2011)年 4 月に本学大学院健康社会システム研究科の健康福祉専攻内にナースプラクティショナー（以下「NP」という。）養成分野を設置した。

NP 養成分野は、平成 28(2016)年 2 月に看護師特定行為研修の研修機関として指定されており、改正保健師助産師看護師法に基づく特定研修制度における特定行為全 21 区分 38 特定行為全てを修得できる東北地方で唯一の施設である。加えて、周術期・救急医療・在宅医療に求められる高度な医学知識、医行為を修得し、的確な急性期及び慢性疾患の管理及び急変対応ができる能力修得が目標である。【資料 3-2-10】

ナースプラクティショナー養成分野では遠隔講義の方法を工夫し、課題の提出、評価フィードバックの迅速化などに努めた。また症例発表会では病院指導者の参加を求め、指導体制の強化に努めた。

■ 教授方法改善にむけた組織体制の整備、運用

本学は、教授方法の改善を組織的かつ継続的に進めるために、教務委員会及び教務課を主管としてFD研修会（年 5 回程度）、授業評価アンケート（年 2 回、学期末）及び授業公開制度（通年）を行っている。

授業評価アンケートでは、教員がアンケート結果を授業改善に役立てるとともに、報告書に記載する「学生へのメッセージ」を通じて、アンケート結果を授業にどう反映させているかを説明している。評価項目、評価基準、分析方法、結果の活用等については、教務委員会で継続的に検討している。【資料 3-2-28】

授業公開制度についても、制度の活用、実施の時期や方法等を教務委員会で継続的に検討している。【資料 3-2-29】

授業改善に関する全学的な情報共有は、大学運営会議、教授会、学科会議など多様な経路を通して行っている【資料 3-2-30】 【資料 3-2-31】

本学は、教員に対し 1 年間の活動を振り返る自己評価報告として「教員個人調書」「教員研究業績書」及び「教員活動記録票」の提出を毎年度義務付けている。教員活動記録票は、教員が前年度の活動を「教育活動」「学内業務」「研究活動」「社会貢献」「大

学における役割の達成度」の各領域で自らを振り返り、領域毎の成果と課題を検討するために活用している。【資料 3-2-32】

管理職（学部長、学科長等）は、管理下の教員に対して教員活動記録票に基づく面談を行う。上司から客観的評価を得ることで、自己の活動をより多面的かつ客観的に検討することを目的としている。

本学は、教育の質改善を目指して、平成 27(2015)年に「改革プロジェクト推進調整会議」を立ち上げており、平成 29(2017)年度は、下部に「高大接続改革検討」「教育の質改革検討」「障害をもつ学生等の修学支援システム検討」等の各ワーキンググループを設け、教育の質改善に関する検討を行っている。【資料 3-2-33】

本学は、保健医療福祉専門職養成における多職種連携教育の充実のため「多職種連携教育検討ワーキンググループ」を設置し、体系的な教育システムの構築を検討している。

【資料 3-2-27】

平成 30 年度には、ワーキンググループから委員会に変更し、検討を継続している。

平成 29(2017)年 4 月には、本学及び大学院の教育目標の実現、教育の質向上等を目指して、東北文化学園大学教学マネジメント委員会及び東北文化学園大学外部評価委員会を設置した。【資料 3-2-14】 【資料 3-2-34】

(3) 3-2 の改善・向上方策（将来計画）

[全学]

①カリキュラム・ポリシーの策定と周知

各学部学科の教育目標とカリキュラム・ポリシーの整合性を検証し、改善していく。また、ガイダンス、TBGU ハンドブック、ホームページ等を通じた周知を徹底する。

②カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーの一貫性を確保するため、教育課程改正時には、授業科目とディプロマ・ポリシーの対応確認を教務委員会にて行うこととし、工程表として平成 27(2015)年度に「カリキュラム改正に係るフローチャート」を作成した。これに基づいた教育課程改正を進める。

大学院においては、カリキュラム・ポリシーについて他のポリシーとの一貫性を担保するべく、より具体的に表現するよう継続的に検討を進める。

③カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成を充実させるため、科目ナンバリング制度を平成 29(2017)年度から導入しており、その点検・改善を行う。

④教養教育の実施

2021 年度から探求・理解プロジェクト科目「輝ける者」の講義内容を一新し、教育支援センターから改組される「基礎教育センター」が実施を主管する。

また、E サポセミナーを系統的に整理し、さらに講座の充実を図る。

⑤教授方法の工夫・開発と効果的な実施

FD・SD 研修会、授業評価アンケート、授業公開制度等の見直しを行い、教育・研究の活性化、授業の質改善を図る。

教員活動記録票に基づく教員評価を行う。一定の成果を挙げた教員を評価・顕彰することで、教育に対する全学的モチベーションの向上を図る。

教学マネジメント委員会及び外部評価委員会において、学生の実態を踏まえ、教育目標や教育課程の編成、実施及び評価について、PDCA サイクルを回すことにより、計画的かつ組織的に改善を推進する。

エビデンス集（データ編・資料編）

【(PT)資料 3-2-1】 国家試験出題基準と理学療法学専攻科目とのマッチング調査結果

【資料 3-2-1】 東北文化学園大学学則

【資料 3-2-2】 2018 T B G U ハンドブック

【資料 3-2-3】 東北文化学園大学大学院学則

【資料 3-2-4】 2018 T B G U ハンドブック・授業概要(大学院)

【資料 3-2-5】 本学ホームページ（学校教育法施行規則に基づく教育情報の公表）

【資料 3-2-6】 東北文化学園大学履修規程

【資料 3-2-7】 各学部学科における履修登録単位数の上限に関する細則（医療福祉学部リハビリテーション学科・看護学科・保健福祉学科、総合政策学部総合政策学科、科学技術学部）

【資料 3-2-8】 2018 T B G U 授業概要(各学科)

【資料 3-2-9】 東北文化学園大学大学院履修規程

【資料 3-2-10】 特定行為研修指定研修機関指定証

【資料 3-2-11】 <欠番>

【資料 3-2-12】 <欠番>

【資料 3-2-13】 東北文化学園大学教務委員会規程

【資料 3-2-14】 東北文化学園大学教学マネジメント委員会規程

【資料 3-2-15】 「T B G U プロジェクトⅠ（輝けるもの）」授業概要

【資料 3-2-16】 第九コンサート開催状況一覧

【資料 3-2-17】 「T B G U プロジェクトⅡ（地域活動・ボランティア）」授業概要

【資料 3-2-18】 「T B G U プロジェクトⅢ（人間形成）」授業概要

【資料 3-2-19】 E サポセミナー一覧

【資料 3-2-20】 東北文化学園大学グローバル・エデュケーション・プロジェクトに関する申合せ

【資料 3-2-21】 教育支援センターコンサルティング&コーチング利用状況

【資料 3-2-22】 平成 30(2018)年度「感謝の日」参加申込要項・参加申込書、ポスター

【資料 3-2-23】 平成 30(2018)年度「パロリンピック」開催要領

【資料 3-2-24】 教育の質改革検討ワーキンググループ答申

【資料 3-2-25】 学長通知文書（平成 29 年 4 月 11 日付）

【資料 3-2-26】 危機管理マニュアル

【資料 3-2-27】 保健医療福祉専門職養成における多職種連携教育検討 WG 報告書

【資料 3-2-28】 授業評価アンケート報告（抜粋）

【資料 3-2-29】 平成 28 年度第 2 回教務委員会議事要録

【資料 3-2-30】 全学合同会議教務委員会報告(平成 28 年 5 月 26 日開催)

【資料 3-2-31】 大学運営会議教務委員会報告(平成 28 年 6 月 8 日開催)

【資料 3-2-32】 教員個人調書、教員研究業績書、教員活動記録票

【資料 3-2-33】 学長通知文書(平成 27 年 12 月 2 日付)

【資料 3-2-34】 東北文化学園大学外部評価委員会規程

3-3. 学修成果の点検・評価

《3-3 の視点》

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善に向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

(1) 3-3 の自己判定

基準項目 3-3 を満たしている。

(2) 3-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

[全学]

学生の課外学修の状況については、教務委員会により、平成 25(2013)年度から全学生を対象に「学修状況調査」を毎年度実施している。学修状況調査では、学生個々の学修の時間、内容、場所、それらに対する自己評価、学修サポート体制に関する要望等を確認している。【資料 3-3-1】

医療福祉学部のリハビリテーション学科、看護学科及び保健福祉学科では、各学科専攻の国家資格試験合格者を全学合同会議や大学運営会議等に報告し、教育目的の達成状況を点検している。【資料 3-3-2】 【資料 3-3-3】

就職内定状況は、学生が就職センターに提出する「内定報告書（兼進路決定報告書）」で把握している。学科専攻ごとに毎月就職内定率としてデータ化され、教育目的の達成状況の一つとして確認している。【資料3-3-4】 【資料3-3-5】

卒業生採用実績のある事業所には「卒業生在職者名簿」の提出協力を依頼し、就業状況を把握し、就職活動の指導や支援を行う際の参考にしている。【資料3-3-6】

「学生による授業評価アンケート」（以下「授業評価アンケート」と言う。）を毎学期実施している。各科目の担当教員は、授業評価アンケートの結果に基づき学期ごとに授業の内容・方法等の点検・評価を行っている。【資料 3-3-7】

本学では、公開授業制度を実施している。原則すべての授業が公開され、見学した教職員は授業についての意見・感想等をまとめ、当該授業を行った教員に開示し、改善の参考としている。【資料 3-3-8】 【資料 3-3-9】

[大学院]

大学院では、修士論文等発表会及び博士論文発表会を公開で開催し、学生の研究・学修成果を確認する場としている。博士学位論文審査には、外部審査員を招聘し、公正性を担保している。【資料 3-3-10】 【資料 3-3-11】

学修状況については少人数教育の特徴を活かし、常に指導教員が把握するよう心掛けている。定期的な調査等は実施していない。

適切な学習状況の把握、院生の心理的・精神的フォローの方法を継続して検討している。遠隔であるため特に精神的サポートに注力した。十分な感染対策を取りながら、指導教員の下で一部学内での研究活動を行えるよう環境を整えた。遠隔地の学生に適宜連絡をとり

学習状況の把握をしながら研究活動、学習の支援を行った。

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善に向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

[全学]

「学修状況調査」の結果は教務課で管理し、IR室が集計分析し、学修指導における基礎資料として各学科専攻等に提供できるようにしている。【資料3-3-10】

「内定報告書（兼進路決定報告書）」及び「卒業生在職者名簿」の各データは、キャリアサポートセンターが集約し、センターの就職情報システムにより集計・分析している。その結果は、就職活動及びその支援に活用するとともに、学校基本調査等の調査、各種アンケートに対応できるよう整備されている。【資料3-3-11】

「授業評価アンケート」の結果は、教務委員会が中心となって集計し、ユニパにおいて公開している。科目担当教員は改善事項等を「学生へのメッセージ」として記載し、点検・評価の結果をフィードバックしている。【資料3-3-12】

平成29(2017)年度から、初年次教育の面から教育目的の達成を図るため、全学で新生を対象に、各自の学習活動を振り返るツールとして「初年次ポートフォリオ」を導入した。

【資料3-3-13】

平成 27(2015) 年度から教員の自己評価ツールとして導入した「教員活動記録票」における「教育活動（学生と向き合うことができているか）」の項目では、授業の実施方法に関する細項目について、改善に向けた努力の達成度を自己評価し点検している。【資料 3-3-14】

[大学院]

定期的に研究指導および面談をしており、院生に対して適時フィードバックを行っている。調査等に基づく指導は行っていない。

(3) 3-3の改善・向上方策（将来計画）

[全学]

①三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

学修状況調査のデータを各学科専攻で具体的にどのように活用しているかを整理してまとめ、参考となる事例を全学で共有する。

公開授業の仕組みを2種類設定する。一つは従来方式。もう一つは、学科専攻毎に前期と後期にそれぞれ1回ずつ実施する方式。2種類の方式を併用させて参加率の向上を図る。

学修状況調査及び授業評価アンケートについては、IR室によるデータ分析を実施し、さらなる活用を検討する。

平成 29(2017)年度から導入された初年次ポートフォリオの教育効果を検証し、改善を検討する。

②教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

授業評価アンケートについては、調査から学生へのフィードバックまでの期間が長いと

の指摘があり、フィードバックまでの期間短縮について検討する。

授業評価アンケート結果の教員へのフィードバックを前期と後期でそれぞれ実施し、教員の授業改善に役立てる。

[大学院]

本大学院の規模にあった、適切な学習状況の把握、院生の心理的・精神的フォローの方法を継続して検討する。

エビデンス集（データ編・資料編）

- 【(PT)資料 3-3-1】 理学療法学専攻国家試験結果推移グラフ
- 【(PT)資料 3-3-2】 理学療法士養成校の実態調査結果（厚生労働省）（最新版差換予定）
- 【(PT)資料 3-3-3】 理学療法学専攻のポートフォリオ
- 【(PT)資料 3-3-4】 理学療法学専攻 HP に掲載した学生表彰
- 【資料 3-3-1】 平成 28 年度学修状況調査票、集計表
- 【資料 3-3-2】 平成 30 年度国家試験受験者/合格者状況
- 【資料 3-3-3】 各国家試験の対策・結果分析報告書
- 【資料 3-3-4】 内定報告書（兼進路決定報告書）（書式）
- 【資料 3-3-5】 平成 30(2018)年度就職内定状況（平成 30(2018)年 5 月 1 日現在）
- 【資料 3-3-6】 求人のご案内送付「求人票・卒業生在職者名簿」
- 【資料 3-3-7】 ユニバーサルパスポートメニュー画面(授業評価アンケート)
- 【資料 3-3-8】 平成 30 年度公開授業科目の推薦依頼文、聴講推奨科目一覧
- 【資料 3-3-9】 学内公開授業聴講者アンケート用紙
- 【資料 3-3-10】 IR 室帳票一覧
- 【資料 3-3-11】 本学ホームページ（就職実績）
- 【資料 3-3-12】 ユニバーサルパスポートメニュー画面（授業評価アンケート）学生へのメッセージ
- 【資料 3-3-13】 初年次ポートフォリオ
- 【資料 3-3-14】 教員活動記録票

[基準 3 の自己評価]

○単位認定、卒業認定、修了認定

建学の精神、教育理念及び学則に掲げる教育目的を踏まえ、卒業及び学位授与の方針をディプロマ・ポリシーとして定め、各学部学科もその教育目的に即したディプロマ・ポリシーを定め、TBGU ハンドブック及び本学ホームページに掲載し周知している。

学則第 29 条及び第 30 条の定めに基づき、単位の認定及び成績の評価に関しては履修規程に具体的な要件を定め、学位の授与に関しては学位規程に具体的な要件を定めて、厳正に運用している。関連規程等は、TBGU ハンドブック等で周知している。

進級については、各学科の「進級及び履修に関する細則」に基づき、各教授会が厳正に判定し、卒業認定については、各学科専攻の教育課程の卒業要件に基づき、各教授会が厳正に判定し、学長が最終決定している。細則や卒業要件は、TBGU ハンドブック等で周知している。

○教育課程及び教授方法

各学部学科は「人材養成その他の教育研究上の目的」及び「学部の教育目標」を踏まえたカリキュラム・ポリシーを定め、学内外に公表している。

本学では、3 つのポリシーを「未来」「実学」「地域」をキーワードとして、一貫性の

あるポリシーとしている。

学則第 26 条に基づく履修規程において、カリキュラム・ポリシーに即した体系的教育課程を定めており、学生には教育課程をロードマップ化した「カリキュラム・ツリー」及び授業科目を学年配置した「カリキュラム配置図」を示している。

本学は、全学共通教養科目として、「TBGU プロジェクトⅠ・Ⅱ・Ⅲ」開講し、各学部学科でも、各教育課程に基づき各学部学科が相互協力して実施している。

基礎教育については、少人数による基礎課程ゼミ等を設け、学修面だけでなく生活面の指導も併せて行っている。また、専門職連携教育、他学部他学科履修制度、グローバル・エデュケーション・プロジェクト等を推進している。

○学修成果の点検・評価

学修成果の点検・評価のために、全学生を対象に「学修状況調査」を毎年度実施している。また、各授業科目に対しては、学生による授業評価アンケートを行い、学期ごとに授業内容・方法等の点検・評価を行っており、科目担当教員は、改善事項等を「学生へのメッセージ」として記載し、フィードバックしている。また、専任教員は「教員活動記録票」においても改善の達成度を自己評価し点検している。

以上のことから、基準 3「教育課程」について、基準を満たしていると判断した。

基準 4. 教員・職員

4-1. 教学マネジメントの機能性

《4-1 の視点》

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

(1) 4-1 の自己判定

基準項目 4-1 を満たしている。

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

○学長

学長の選考については、東北文化学園大学学長選考規程第 3 条に「学長は、本学の建学の精神を体し、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有すると認められる者とする。」と定めている。【資料 4-1-1】

学長は、寄附行為の定めにより理事に選任され、教学運営はもとより、大学・法人運営の両面においても職務遂行に務めている。【資料 4-1-2】

副学長又は学長補佐、研究科長、各学部長、学生部長、教務部長、各センター長、各学科長は、学長が候補者を選考し、理事会の審議を経て理事長が任命する規程となっており、学長のリーダーシップが発揮できる体制としている。【資料 4-1-3】

○大学運営会議

本学では、学則第 12 条に大学運営における最高審議機関として大学運営会議を置くことを定め、第 13 条第 1 項に構成員を規定している。同条第 2 項に「学長が運営会議を招集し議長となる」ことが定められ、学長の権限が明示されている。同条第 3 項には、大学運営会議は教育研究に関わる重要事項を審議し、学長の決定に資することを明確に定めている。【資料 4-1-4】

大学運営会議の構成員は、学長、副学長又は学長補佐、研究科長、各学部長、学生部長、教務部長、総合情報センター長、教育支援センター長、地域連携センター長及び事務局長であり、平成 30(2018)年度から、学長が必要に応じて指名する教授として、総合発達研究センター長及び健康管理センター所長を構成員に加えている。【資料 4-1-4】

なお、大学運営会議の構成員に関する規定（学則第 13 条）は、大学運営会議の議を経て、令和 3（2021）年 1 月 26 日開催の理事会にて学則から削除し、東北文化学園大学大学運営会議規程の第 3 条に規定することとなった。同規程は令和 3（2021）年 4 月 1 日から施行され、大学運営会議の構成員は、学長、研究科長、各学部長、学生部長、教務部長、大学事務局長、及び学長が必要に応じて指名する者となる。

○学長学部長協議会

令和元(2020)年 4 月より学長学部長協議会を設置し、迅速な決定の周知と目的・目標の共有化を行っている。

○学長が委員長を務める委員会

全学に亘る重要な委員会（自己点検及び自己評価運営委員会、予算委員会、入学試験委員会、将来構想委員会、国際交流委員会、教員人事委員会、教学マネジメント委員会、個人情報保護委員会）においては、学長が直接委員長を務めており、重要な教学マネジメントに学長のリーダーシップが発揮できる体制としている。【資料 4-1-5】

学生の賞罰については、学則第 45 条、第 46 条及び第 47 条に定めており、懲戒に関し必要な事項は、「東北文化学園大学学生懲戒規程」（以下「懲戒規程」という。）を定め、第 12 条で学長による懲戒処分の実施手続きを定めている。懲戒処分は、訓告、謹慎、停学及び退学とし、学生委員会、教授会及び大学運営会議の議を経て、学長が決定する。

【資料 4-1-4】 【資料 4-1-6】

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

○教学マネジメントの体制

本学では、平成 28(2016)年度までに、学校教育法の改正を踏まえ、学長のリーダーシップの確立に加え、各学部教授会及び研究科教授会の役割を明確にするために、学則及び関連諸規程の改正を行ってきた。

平成 29(2017)年 4 月には、本学の教育目標の実現、教育の質向上等を目指して、教学マネジメント委員会及び外部評価委員会を設置した。教学マネジメント委員会は、学生の実態を踏まえ、教育課程を編成・実施・評価し、その結果に基づいて改善を図る一連のサイクルを計画的・組織的に推進するために、構成員を学長、副学長、研究科長、各学部長、教務部長、教務委員会から選出された教務委員、事務局長から指名された事務局職員等としている。

迅速な決定の周知と目的・目標の共有を図った業務の遂行方法については、学長から副学長の業務分担を行い、関係部署と連携を取り進められている。さらに、大学事務局の組織改編を行い、教務部、学生部に教員の部長を配置してより円滑な業務が出来るようにした。

○副学長・学長補佐

本学では、学則第 7 条第 2 項に「副学長又は学長補佐を置くことができる。」と定めている。平成 26(2014)年度より、学長の意思決定と業務執行において適切にリーダーシップを発揮できるよう、副学長を任命している。教学マネジメントにおける重要事項に関して、副学長が学長を補佐し、関係部署と連携を取り進めている。【資料 4-1-4】

令和 2(2020)年度において、副学長が補佐する大学教育・運営上の重要事項は、学長からの文書として「2020 年度における副学長への業務依頼について」において、以下の事項が指示され周知されている。【資料 4-1-7】

1 大学将来構想担当の副学長

- (1) 大学新学部・新学科設置構想推進に関する業務
- (2) 入試改革に関する業務
- (3) 奨学金制度に関する業務

- (4) その他学長が必要に応じて指示する業務
- 2 教育・学生担当の副学長
 - (1) 中長期計画に関する業務
 - (2) 教務及び学生に関する業務
 - (3) 学生の卒業後の進路に関する業務
 - (4) 入学試験に関する業務
 - (5) 学生募集に関する業務
 - (6) 国際交流に関する業務
 - (7) 出口戦略に関する業務
 - (8) 地域連携に関する業務
 - (9) その他学長が必要に応じて指示する業務

- 3 施設・設備・組織改革担当の副学長
 - (1) 中長期計画に関する業務
 - (2) 施設・設備に関する業務
 - (3) 職員育成に関する業務
 - (4) 組織改革に関する業務
 - (5) 広報に関する業務
 - (6) 学生募集に関する業務
 - (7) 出口戦略に関する業務
 - (8) その他学長が必要に応じて指示する業務

○教授会

学部教授会は、学則に則り、学部の教育研究に関わる以下の事項について審議し、学長が決定を行うにあたり意見を述べるものとしている。【資料 4-1-4】

- (1) 学生の入学及び卒業に関する事項
- (2) 学位の授与に関する事項
- (3) 前号に掲げるものの他、教育研究に関する事項で、教授会の意見を聞くことが必要なものとして学長が定める重要事項

学則第 14 条第 4 項第 3 号の教育研究に関する事項で、学長が教授会の意見を聞くことが必要な重要事項については、以下の事項を学長があらかじめ申合せとして定め、周知している。【資料 4-1-8】

- (1) 教育研究組織に関する事項
- (2) 教員の資格の基準に関する事項
- (3) 教育課程に関する事項
- (4) 学生の除籍、休学、復学、退学、転学及び留学に関する事項
- (5) 学生の補導に関する事項

大学院研究科教授会では、大学院学則に則り、研究科の教育研究に関わる以下の重要な事項について審議し、学長が決定を行うにあたり意見を述べるものとしている。【資料 4-1-9】

- (1) 学生の入学及び修了に関する事項
- (2) 学位の授与に関する事項

- (3) 前号に掲げるものの他、教育研究に関する事項で、教授会の意見を聞くことが必要なものとして学長が定める重要事項

大学院学則第 14 条第 4 項第 3 号の教育研究に関する事項で、学長が研究科教授会の意見を聞くことが必要な重要事項については、以下の事項を学長があらかじめ申合せとして定め、周知している。【資料 4-1-10】

- (1) 教育研究組織に関する事項
- (2) 大学院担当教員の資格の基準に関する事項
- (3) 教育課程に関する事項
- (4) 学生の留学、休学、復学、除籍、退学及び転学に関する事項
- (5) 学生の補導に関する事項

○研究科長・学部長

大学院研究科及び各学部の教育研究に係る業務執行のため、研究科長及び学部長を置き、各学部の各学科には学科長を置いて、それぞれを統括している。大学院学則第 14 条第 2 項及び学則第 14 条第 2 項に、研究科及び各学部教授会は、それぞれ研究科長及び各学部長が招集し議長となることを定めている。

○学生部長・教務部長

全学的な教学マネジメントに係る業務執行のため、学生部長及び教務部長を置き、教授をもって充てることが学則第 9 条及び第 9 条の 2 に定められている。

なお、平成 31(2019)年度から、大学事務局の組織改編により、教務部に教務課、実習教育計画課及び学生課を置いていた体制から、学生部を新たに設置し学生課を置く体制とした。学生部長が学生部学生課を統括して学生生活全般を担当し、教務部長が教務部教務課及び実習教育計画課を統括して教務関係全般を担当することを明確にした。

○各センター長・所長

全学的な教育研究支援、地域連携及び健康管理に係る業務執行のため、総合発達研究センター長、総合情報センター長、教育支援センター長、地域連携センター長及び健康管理センター所長を置き、それぞれのセンター業務を統括している。

○大学事務局長

大学事務に係る業務執行のため、大学事務局に局長を置き大学事務を統括している。局長は、大学の重要事項を審議する大学運営会議及び学長が委員長を務める委員会等に構成員として出席し、学長のリーダーシップに基づいた大学事務の管理運営を行っている。

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

○学校法人東北文化学園大学の事務組織

本法人の事務組織は、法人の総務、管財を担当する法人事務局、教育研究活動を支援する大学事務局、専門学校事務部及び幼稚園事務課の 2 事務局 1 事務部 2 事務課に加え、内部監査室を理事長の下に、IR 室を学長の下に設置し、構成している。【資料 4-1-11】

事務組織の業務の遂行については、「学校法人東北文化学園大学事務組織規程」（以下「事務組織規程」という。）の定める職制、組織及び事務分掌に基づき、職員を適切に配置し、かつ、組織の各部署が担当する事項を定めている。【資料 4-1-12】

平成 31(2019)年 4 月に改善（組織編制、業務執行体制）状況の点検を実施し、同点検結

果を踏まえ、令和 2(2020)年 4 月、理事長の下に設置していた I R 室を学長の下に再設置し、専門学校・幼稚園事務局を専門学校事務部、幼保連携型認定こども園久慈幼稚園事務室、友愛幼稚園事務室とする事務組織の一部改正を実施した。

○東北文化学園大学の事務組織

平成 29 (2017) 年度大学機関別認証評価調査時の評価員の意見に基づき、平成 30 (2018) 年 4 月から、法人事務局就職センターを東北文化学園大学及び東北文化学園専門学校それぞれに配置した。なお、就職センターは、就職支援業務に限らず、インターンシップなどのキャリア形成への積極的な支援の必要性に鑑み、その名称をキャリアサポートセンターと変更した。

平成 31(2019)年 4 月に組織改正を行い、大学の組織は、大学事務局直下に庶務課、教務部に教務課、実習教育計画課、学生部に学生課、キャリアサポートセンターにキャリアサポート課、アドミッションセンターに入試・広報課、総合情報センターに図書館情報事務室、健康管理センターに同事務室、保健室、学生相談室及び特別支援室、教育支援センターに同事務室、地域連携センターに同事務室を置く構成となった。【資料 4-1-11】

庶務課は、教員の研究活動をサポートするために、科学研究費補助金等の外部資金獲得に関する研修会を開催する等情報を提供し、申請書類作成に係る説明会等も開催し、研究支援の一環として研究倫理審査委員会の庶務業務を行っている。さらに、総合発達研究センター附属国見の杜クリニックの庶務業務も行っている。

教務部教務課は、授業・教育課程に係る事項、学籍・成績の管理及び証明書の発行等を担当し、実習教育計画課は臨床実習等を必要とする学生をサポートし、学生の円滑な実習を支援している。

学生部学生課は、厚生補導業務を統括し、学生支援全般を担当している。【資料 4-1-12】

図書館は、本学の教育と研究活動の向上を使命とし、図書の貸出し及び窓口業務、資料整備等の業務の他、図書館運営委員会の庶務等業務を行っている。【資料 4-1-13】

健康管理センターの保健室には学生の健康管理を担当する専任看護師を配置し、学生の健康診断や日常の健康相談等を行っている。学生相談室には専任職員（1 人）を置き、学生の相談業務を行っている。特別支援室にも専任職員（1 人）を置き、障害等により特別な配慮を必要とする学生の相談及び支援等を行っている。【資料 4-1-14】

教育支援センターは、学生の基礎的な教育支援を行うとともに、全学的な教育の質の向上を図ることを目的としており、事務職員とともに教育アドバイザー・特任教授を配置している。【資料 4-1-15】

地域連携センターは、公開講座、市民講座等の企画・運営や学生のボランティア活動の支援を行っている。【資料 4-1-16】

本学の各種委員会の庶務業務は、それぞれの課が担当し、特に、教務課と教務委員会、学生課と学生委員会、キャリアサポートセンターと就職委員会、アドミッションセンターと入学試験委員会及び広報委員会の関係は密接であり、情報交換を頻繁に行っている。

○事務の組織改善

職員の配置と役割を明確にし、機能性を高めるため、2020 年 4 月の事務組織の一部改正による効果を点検・評価を実施し、長期的な人事体制を見据えた WG を大学に設置し、2021 年 4 月の事務組織改善に反映する。

(3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

①大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

教学マネジメントは学長のリーダーシップのもと円滑に進められている。迅速な決定の周知と目的・目標の共有を図った業務の遂行方法については、状況の変化に応じて常に見直し、改善を図る。

②権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

大学の教育改革を進めるために、学長のリーダーシップが十分発揮できるよう、各役職者等との連携を強化していく。

③職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

令和2(2020)年4月の改善（組織編制、業務執行体制）状況について、点検・評価する。同点検・評価結果（組織編制、業務執行体制、業務効率化）を踏まえ、令和3(2021)年4月以降、事務組織の改善を図る。

エビデンス集（データ編・資料編）

- 【資料 4-1-1】東北文化学園大学学長選任規程
- 【資料 4-1-2】学校法人東北文化学園大学寄附行為
- 【資料 4-1-3】研究科長、各学部長、各学科長、学生部長、教学部長、総合情報センター長、教育支援センター長、地域連携センター長、健康管理センター所長及び総合発達研究センター長の選考規程
- 【資料 4-1-4】東北文化学園大学学則
- 【資料 4-1-5】自己点検及び自己評価運営委員会、予算委員会、入学試験委員会、将来構想委員会、国際交流委員会、教員人事委員会、教学マネジメント委員会、個人情報保護委員会、各規程
- 【資料 4-1-6】東北文化学園大学学生懲戒規程
- 【資料 4-1-7】「平成30年度における副学長への業務依頼について」（平成30(2018)年4月1日付学長文書）
- 【資料 4-1-8】東北文化学園大学学則第14条第4項第3号に規定する教育研究に関する事項に係る申合せ
- 【資料 4-1-9】東北文化学園大学大学院学則
- 【資料 4-1-10】東北文化学園大学大学院学則第14条第4項第3号に規定する教育研究に関する事項に係る申合せ
- 【資料 4-1-11】学校法人東北文化学園大学の事務組織図
- 【資料 4-1-12】学校法人東北文化学園大学事務組織規程
- 【資料 4-1-13】東北文化学園大学総合情報センター規程
- 【資料 4-1-14】東北文化学園大学健康管理センター規程
- 【資料 4-1-15】東北文化学園大学教育支援センター規程
- 【資料 4-1-16】東北文化学園大学地域連携センター規程
- 【資料 4-1-17】東北文化学園大学総合発達研究センター規程

4-2. 教員の配置・職能開発等

《4-2 の視点》

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② F D（Faculty Development）をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

(1) 4-2 の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている。

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

○専任教員の配置

表 4-2-1 学部・学科別教員構成（人数）

（令和 2(2020)年 5 月 1 日現在）

学部・学科		専任教員数					助手	設置基準 上必要専 任教員数	設置基準 上必要専 任教授数	兼任 教員数
		教授	准教授	講師	助教	計				
医療福祉学部	リハビリテーション学科	20	9	7	7	43	8	18	9	157
	看護学科	12	6	5	7	30	2	12	6	
	保健福祉学科	9	9	1	1	20	0	14	7	
医療福祉学部 計		41	24	13	15	93	10	44	22	
総合政策学部	総合政策学科	7	8	0	0	15	0	14	7	44
総合政策学部 計		7	8	0	0	15	0	14	7	
科学技術学部	知能情報システム学科	4	3	1	0	8	0	8	4	46
	建築環境学科	5	2	1	0	8	0	8	4	
	臨床工学科	5	2	0	2	9	0	8	4	
科学技術学部 計		14	7	2	2	25	0	24	12	
大学の全収容定員に依り定める専任教員数		—	—	—	—	—	—	27	14	—
合 計		62	39	15	17	133	10	109	55	247

本学の教員内訳を表 4-2-1 に示す。教員数は、助教以上 133 人、助手 10 人であり、教育を適正に行える体制を整えている。大学設置基準上必要な専任教員数及び専任教授数について、全学部学科で充足している。

専門職養成の教育課程では、演習及び実習の科目等を配置しており、専門性の高い現任者を兼任教員としており、兼任教員数は 247 人である。

専門分野の教育研究に必要な教員については、職業資格関連の指定基準に沿っているか専任教員としての採用時に十分な検討を行っており、各学部学科の教育目的に沿って適切に配置している。

全学の専任教員の職位別の年齢構成を表 4-2-2 に示す。職位に基づく年齢構成は、概ねバランスが取れている。

表 4-2-2 全学の専任教員の年齢構成（人数）（令和 2(2020)年 5 月 1 日現在）

職位	29 歳 以下	30～39 歳	40～49 歳	50～59 歳	60～64 歳	65～69 歳	70 歳 以上	合 計
教授	0	0	5	24	17	11	5	62
准教授	0	2	17	12	8	0	0	39
講師	0	5	5	1	3	1	0	15
助教	0	10	2	4	1	0	0	17
合計	0	17	29	41	29	12	5	133

大学院担当の教員は、博士課程の教育研究指導が十分に行えると判断された学部の特任教員（原則として教授、必要に応じ准教授）から選考しており、設置基準上の必要教員数及び設置基準上必要な指導教員数及び研究指導補助教員数を満たしている。

○教員の採用・昇任等

専任教員の採用・昇任は「学校法人東北文化学園大学就業規則」「東北文化学園大学教員人事委員会規程」「東北文化学園大学教員選考規程」及び「東北文化学園大学大学院教員選考規程」に基づいて、厳格に行われている。【資料 4-2-1】 【資料 4-2-2】 【資料 4-2-3】

各学部学科及び研究科では、それぞれの専門領域に適切に対応する教員を選考するため、職位毎に、学位、教育研究業績、教育・実務経験等に関する選考基準を設けて運用している。【資料 4-2-4】

専任教員の新規採用については、人事委員会が基本方針等に基づいて採用手続きを開始する職位について審議する。学長は、この審議に基づき採用する職位を決定し、理事長に上申する。理事長は、法人の管理運営等を勘案した上で採用手続きの開始を決定する。この決定により、学部及び研究科では教授会に教員選考委員会を設置し、教員候補者の選考を行う。教授会は、選考委員会の書類審査、候補者面接等による選考結果を受けて審議し、選考した候補者を学長に報告する。学長は、人事委員会への報告を経て、理事長に上申する。理事長は、採用の可否を決定する。専任教員の昇任に際しても、新規採用に準じた形で選考している。【資料 4-2-1】 【資料 4-2-2】

学長は、専任教員の新規採用において、本学の運営又は教育研究上必要と認めた場合には、各教授会における候補者の選考によらず、候補者を選考し理事長に上申することができる。【資料 4-2-3】

本学では、客員教授、特別任用教員及び臨床教授等として、それぞれの規程に基づいて、教員任用及び称号付与を行っている。【資料 4-2-5】 【資料 4-2-6】 【資料 4-2-7】

兼任教員は「東北文化学園大学非常勤講師及び授業アシスタントに関する申合せ」に基づいて、任用している。兼任教員任用の妥当性については、毎年度開催する「非常勤講師等任用審査会」において検証している。【資料 4-2-8】

4-2-② F D (Faculty Development) をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

本学では、教育研究活動の向上を図るために、学生による授業評価アンケートを実施し、教員個々が授業改善に活用している他、評価結果を学内で公開することにより授業の改善促進につなげている。【資料 4-2-9】

本学では、教職員を対象とした F D 研修会を実施し、教員の教育研究活動の改善の場としている。この研修会は、学内教育研究活動を公開する役割を担っており、教員には、学部の枠を超えた情報交換の場として、職員には、教員の教育研究活動の一端を知り、「教職協働」を目指す上で重要な場として実施しており、平成 27(2015)年度から令和 2(2020)年度までの実施状況は、表 4-2-3 のとおりである。

表 4-2-3 F D 研修 2015 年度～2020 年度実施状況

実施年度	実施日	テーマ	参加者数
平成 27(2015)年度	平成 27 年 5 月 20 日(水)	IR (Institutional Research) を教育にどのように活かすか	117 人
	平成 27 年 6 月 24 日(水)	成績評価の厳正化とGPAの活用について	85 人
	平成 27 年 9 月 1 日(火)	授業デザインとシラバス作成	13 人
	平成 27 年 11 月 4 日(水)	メンタル面の不調を抱えた学生との関わり	73 人
	平成 27 年 11 月 25 日(水)	CAP制、GPA導入から1年半の現状	77 人
平成 28(2016)年度	平成 28 年 6 月 8 日(水)	本学の入学前教育	125 人
	平成 28 年 6 月 29 日(水)	学生の生活実態を知る	128 人
	平成 28 年 7 月 20 日(水)	ポジティブティーチング～学生のやる気を引き出す教育法	155 人
	平成 28 年 9 月 14 日(水)	地域連携教育の可能性を探る	104 人
	平成 29 年 3 月 28 日(火)	初年次ポートフォリオ、修学指導記録システムの取組みについて	101 人
平成 29(2017)年度	平成 29 年 7 月 26 日(水)	『学修成果の可視化について』～前編～	100 人
	平成 29 年 8 月 30 日(水)	『学修成果の可視化について』～後編～	93 人
平成 30(2018)年度	平成 30 年 7 月 18 日(水)	『教育の質改善に向けた GPA データの活用』～平成 29 年度卒業生データに基づく実態把握～	115 人
	平成 30 年 8 月 23 日(木)	『科目成績評価の試行的検証』～GPA の信頼性担保を目指して～	78 人
	平成 30 年 12 月 26 日(水)	『シラバス作成と成績評価』	102 人
	平成 31 年 2 月 27 日(水)	「2020 年度以降の全学的教育の枠組みについて」(仮)	104 人
令和元(2019)年度	2019 年 9 月 25 日(水)	「本学における学生による授業評価の経緯と傾向」	127 人
令和 2(2020)年度	2020 年 4 月 20 日	・遠隔授業のための G Suite ツールの紹介と利用法	45 人

○教員活動記録票について

本学では、教員自らが、教育研究に関する今年度の活動を振り返り、次年度に向けた課題を認識し、改善に向けた取り組みを検討する自己点検・自己評価ツールとして、教員活動記録票を作成している。この記録票をもとに、作成者（教員）と学科長との面談及び意見交換を行い、学部長及び学長が閲覧し、教員の自己点検・自己評価内容を確認している。

【資料 4-2-10】

○教員評価及び教員の資質・能力向上への取り組み

本学は、教員が毎年度作成する「教員個人調書」「教育研究業績書」及び「教員活動記録票」に基づき、教員自身による自己評価、それに対する学科長等の上長による面談を実施し、次年度以降の活動の改善に向けた取り組みを行っている。

また、教員の教育・研究活動を評価し、人材育成と大学の活性化を図ることを目的とし、平成 30(2018)年度に「教員評価に関する規程」を施行し、令和 2(2020)年度に「教員評価に関する申合せ」第 3 条に規定する評価基準に基づき教員評価を行い、特に評価の高い教員 7 人に対し顕彰を行った。

教員の資質・能力向上を目指す取り組みの一環として、全教職員を対象に、F D 研修会を毎年度 5 回程度開催しており、「教育の質向上」及び「教職協働」を図る上で重要な機会となっている。【資料 4-2-11】

本学は、教員の資質・能力向上のため、「東北文化学園大学サバティカル制度規程」を

平成 25(2013)年度に施行した。規程では「サバティカルとは、本学に勤務する教授、准教授、講師、助教及び助手（以下「教員」という。）に対して、本学の教育・研究・管理運営の向上に寄与する目的で職務を一定期間免除し、国内外の研究機関及び臨床機関、企業等において教員が自己研修に専念することをいう。」としており、これまで 6 人の教員がこの制度による自己研修を行っている。【資料 4-2-12】

本学では、「東北文化学園大学研究倫理規程」及び「東北文化学園大学研究倫理審査委員会規程」に基づき、研究倫理に関する講習会（開催状況は、基準 4 の 4-4-②参照）を開催し、研究倫理に関する教職員の資質の向上に努めている。【資料 4-2-13】

（3） 4-2 の改善・向上方策（将来計画）

①教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

教員数と配置については、退職予定教員等の状況を考慮し、中長期的な人事計画を勘案した上で、各学部・研究科教授会及び事務局間で情報共有しながら、大学設置基準、国家資格関係の養成に係る指定規則上で定める教員数及び本学の教育研究上に必要な教員数を確保する。

兼任教員については、

非常勤講師等任用審査会等で、人数も含めて採用の妥当性について継続的に検証する。

グローバル教育の充実を図る。従来の海外研修やイングリッシュブートキャンプの実施に加えて、海外チャレンジプログラム（研究部門、インターシップ部門）を拡大実施する。そのための英語話者の常住など国内・学内で実施可能なグローバル教育プログラムの充実を図る。

②FD をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

探求・理解プロジェクト（全学共通教養教育）の「輝ける者」を教育支援センターが、「地域活動・ボランティア」及び「ボランティア探求」を地域連携センターが主管する。2020 年度からの運用に向けて、各センター長のリーダーシップの下で準備を進める。

これまでの議論を踏まえて策定した全学共通教育プロジェクト「輝ける者 Principle（初年次教育：育みプロジェクト＋共通教養教育：探求・理解プロジェクト）」の 2020 年度施行に向けた準備を整える。

エビデンス集（データ編・資料編）

- 【資料 4-2-1】学校法人東北文化学園大学就業規則
- 【資料 4-2-2】東北文化学園大学教員人事委員会規程
- 【資料 4-2-3】東北文化学園大学教員選考規程、東北文化学園大学大学院教員選考規程
- 【資料 4-2-4】各学部学科の教員の資格の基準に関する申合せ
- 【資料 4-2-5】東北文化学園大学客員教授規程、東北文化学園大学大学院客員教授規程
- 【資料 4-2-6】東北文化学園大学特別任用教員に関する規程
- 【資料 4-2-7】東北文化学園大学医療福祉学部臨床教授等称号付与規程、東北文化学園大学大学院健康社会システム研究科臨床教授等称号付与規程
- 【資料 4-2-8】東北文化学園大学非常勤講師及び授業アシスタントに関する申合せ
- 【資料 4-2-9】授業評価アンケート
- 【資料 4-2-10】教員個人調書、教育研究業績書、教員活動記録票
- 【資料 4-2-11】FD 研修会開催状況(平成 25 年度～平成 28 年度)
- 【資料 4-2-12】東北文化学園大学サバティカル制度規程

【資料 4-2-13】 東北文化学園大学研究倫理規程、東北文化学園大学研究倫理審査委員会規程

4-3. 職員の研修

《4-3 の視点》

4-3-① SD (Staff Development) をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取り組み

(1) 4-3 の自己判定

基準項目 4-3 を満たしている。

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-3-① SD (Staff Development) をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取り組み

OSD研修

本法人では、平成 26(2014)年度から令和 2(2020)年度において、全教職員を対象とした PC スキルアップ研修及びビジネススキルアップ研修に加え、専任職員のうち課長代理以上の管理職を対象としたマネジメントスキルアップ研修を実施している。SD 研修（学内）の実施状況は、表 4-3-1 のとおりである。

表 4-3-1 SD 研修（学内） 平成 26(2014)～令和 2(2020)年度実施状況

実施年度	テーマ
平成 26(2014)年度	・ PC スキルアップ研修 18 回（マイクロソフトエクセル） ・ ビジネススキルアップ研修 7 回（CS・接遇、クレーム対応、プレゼンテーション等） ・ 管理職（課長職）対象研修 1 回（タイムマネジメント） ・ ハラスメント防止研修 1 回（セクハラ、パワハラ、アカハラの防止）
平成 27(2015)年度	・ PC スキルアップ研修 5 回（データ解析、マイクロソフトエクセル・パワーポイント） ・ ビジネススキルアップ研修 8 回（窓口対応、問題解決、コミュニケーション等） ・ 管理職（課長職以上）研修 1 回（私立学校法人の業務） ・ ハラスメント防止研修 1 回（ハラスメントの防止対策、加害者・被害者の事例研究） ・ 目標管理制度導入（目標設定）研修 1 回 ・ 人事考課導入に伴う考課者スキルアップ研修 2 回
平成 28(2016)年度	・ 第 1 回「学校法人東北文化学園大学は、今、何をすべきか」 柿本静志監事 ・ 第 2 回「目標達成のための『PDCA サイクル』」 私学事業団経営支援室 瀬戸主幹
平成 29(2017)年度	・ 平成 28 年度入試結果と平成 29 年度に向けての目標 ・ 平成 28 年度における研究費追加配分及び教育改革支援費に係る研究成果発表会 ・ 自己点検に関すること ・ 障がいのある学生の支援～岩手県立大学の取組～ ・ データ活用研修 ・ アカデミック・ハラスメントの特徴と対策
平成 30(2018)年度	・ 学校法人東北文化学園大学「輝ける者を育むために－未来に向けての改革－」 ・ 平成 29 年度研究費追加配分等の研究成果報告会 ・ 平成 29 年度自己点検・自己評価結果について ・ 教学マネジメントの確立に向けて～教職協働と職員の能力育成～ ・ 本学における障がい学生支援と特別支援室の役割について ・ 教職員と学生相談室との連携・協働を考える

令和元(2019)年度	・中期目標・中期計画「輝ける者を育むⅡ」について ・大学の新学部新学科構想について ・2019年度入学試験の結果について ・2018年度国家試験の結果について ・「大学教員評価に関する規程」の教員評価について ・平成30年度研究費追加配分等の研究成果報告会 ・2019年度改善計画 ・平成30年度自己点検・自己評価結果について
令和2(2020)年度	・遠隔授業のためのG Suiteツールの紹介と利用法

本学では、教職員の資質・能力の向上を図るため、外部研修への参加を推奨している。
 本学教職員の学外SD研修等への参加状況は、表3-5-3のとおりである。

表4-3-2 SD研修（学外） 平成26(2014)～令和2(2020)年度実施状況

実施年度	テーマ
平成26(2014)年度	・機関リポジトリ新任担当者研修・若年者メンタルヘルス対策研修会 ・学校教育法改正の考え方説明会・不正行為ガイドライン説明会 ・私大協事務局長相当者研修会・大学ガバナンスの進化・規則改訂説明会 ・私学高等教育研究所公開研究会・CITI Japan 研究理論 e-learning 説明会 ・東北地区学生指導研究会・事務局長相当者研修会 ・日本私立大学協会東北支部事務研修会・大学設置等に関する事務担当者説明会 ・大学教育改革フォーラム・大学教務部課長相当研修会 等
平成27(2015)年度	・私学経営研究会学生支援制度研究講座・東北地区学生指導担当者部・課長研究会 ・大学人コミュニケーション力養成セミナー・高等教育フォーラム ・認証評価と大学が行う自己点検セミナー・評価充実協議会・大学質保証フォーラム ・大学入学者選抜・教務関係事項連絡協議会・事務局長相当者研修会 ・日本私立大学協会東北支部事務研修会・大学設置等に関する事務担当者説明会 ・大学教育改革フォーラム・大学教務部課長相当研修会 等
平成28(2016)年度	・全国学生相談研修会・研究活動における不正行為への対応等説明会 ・対応困難学生への相談支援スキル実践講座・認証評価・自己評価担当者説明会 ・大学の効用と大学教育の質保証・最近の大学学部等の設置基準と審査のポイント ・大学入試改革研究会講演会・日本私立大学協会文教研修会 ・大学入学者選抜・教務関係事項連絡協議会・事務局長相当者研修会 ・日本私立大学協会東北支部事務研修会・大学設置等に関する事務担当者説明会 ・大学教育改革フォーラム・大学教務部課長相当研修会 等
平成29(2017)年度	・全国学生相談研修会・研究活動における不正行為への対応等説明会 ・大学入学者選抜・教務関係事項連絡協議会・事務局長相当者研修会 ・日本私立大学協会東北支部事務研修会・大学設置等に関する事務担当者説明会 ・大学教務部課長相当研修会 等
平成30(2018)年度	・全国学生相談研修会・研究活動における不正行為への対応等説明会 ・大学入学者選抜・教務関係事項連絡協議会・事務局長相当者研修会 ・日本私立大学協会東北支部事務研修会・大学設置等に関する事務担当者説明会 ・大学教務部課長相当研修会 等
令和元(2019)年度	・全国学生相談研修会・東北地域大学輸出管理ネットワーク会議 ・大学入学者選抜・教務関係事項連絡協議会・事務局長相当者研修会 ・日本私立大学協会東北支部事務研修会 ・大学教務部課長相当研修会 等
令和2(2020)年度	・東北地域大学輸出管理ネットワーク会議 <<確認中>> 等

本法人では、平成28(2016)年度、本法人の財務状況に対する共通理解、事業目標・中期計画に対するPDCAアプローチの実践を目的とした教員を含む全教職員を対象としたSD

研修を実施した。

本学では、これまで FD 研修会を教員と職員を対象に実施してきたが、平成 29(2017)年 4 月の大学設置基準改正に伴い、独自の SD 研修の体系的な実施を計画し、教職協働を鍵概念とした SD プログラム策定の検討を行っている。

2020 年度末までの 1 年間、日本私立学校振興・共済事業団へ研修生 1 名の派遣を行っており、帰任後、成果を評価し、活用する。

○専任職員を対象とした目標管理制度の導入

本法人では、平成 27(2015)年度から専任職員を対象として、目標管理制度を中心とした人事考課制度を導入し、被考課者への目標設定研修及び考課者の考課スキルアップ研修を重ねた。さらに、同制度の定着化及び効果向上を継続的に行い、組織としての目標達成を目指し、取り組んでいる。【資料 4-3-1】

(3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

①SD をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組

教職協働及び職員力の向上を目指し、総合的な SD の実施計画を策定し、令和 3(2021)年度後半から実施するとともに、引き続き、実施結果に基づく実施計画の評価・改善を行う。また、日本私立学校振興・共済事業団への研修生派遣の成果を評価し、活用する。

エビデンス集(データ編・資料編)

【資料 4-3-1】学校法人東北文化学園大学 2020 年度人事考課スケジュール

4-4. 研究支援

《4-4 の視点》

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

(1) 4-4 の自己判定

基準項目 4-4 を満たしている。

(2) 4-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

本学では、教育研究環境の整備等を目的に、毎年度各学部・事務局から要望のあった機器設備の新規購入や更新を行っている。また、老朽化による設備の更新も行っている。

表 4-4-1 平成 30(2018)年度～令和 2(2020)年度購入機器備品

平成 30(2018)年度		
N o	学部等	機器備品等
1	理学療法学専攻	電動ベッド・マットレス 1 台、多機能車椅子 1 台、超音波画像装置一式
2	作業療法学専攻	腕支持用装具一式、装着型エア・マウス一式
3	看護学科	C P S 実習装置（オクトパス）1 台、高齢者体験セット一式、産褥子宮触診

東北文化学園大学

		シミュレーション 1 台
4	保健福祉学科	床走行式リフト 1 台、介護用モデルケース 2 箱
5	総合政策学科	可動式テーブル・椅子一式(テーブル 18 台 椅子 36 脚)
6	建築環境学科	A T D G S / M S 1 式、オートクレーブ 1 台、電力消費量の計測システム一式、クリーンベンチ 1 台、自転車搭載型緊急用浄水装置 1 台
7	臨床工学科	PowerLab26 実習用システム 1 台
8	大学院	視線追尾システム ViewTracker1 台、自動体外式除細動器(A E D)1 台
9	教務課	修学支援システムカスタマイズ
10	健康管理センター	A E D 1 台
11	入試課	インターネット出願システム導入費用一式、
12	教育支援センター	備付けプロジェクター 1 台
13	図書館	書架用除湿機 1 台
14	大学事務局	ノートパソコン 2 台、デスクトップパソコン 2 台

令和元(2019)年度

N o	学部等	機器備品等
1	理学療法学専攻	超短波治療器 1 台、半導体レーザー治療器 1 台、多運動訓練装置 CPM 一式、重度障害者意思伝達装置一式、バイオデックス機器のシステム更新、NITTA BPMS のシステム更新、Dartfish TeamProDateV10 導入・更新、パソコン 2 台
2	作業療法学専攻	把持装具 2 台、指装具 2 台
3	言語聴覚学専攻	ハイパワー吸引器ミニック 2 台、パルスオキシメーター 4 台
4	視覚機能学専攻	検眼レンズセット一式
5	看護学科	パルスオキシメーター 29 個、高齢者体験セット 1 体、スチール保管庫 4 台、点滴処置車 1 台、オクトパス 1 台
6	総合政策学科	可動式テーブル・椅子一式
7	建築環境学科	インキュベーター一式、騒音計測一式、製図板 50 台
8	臨床工学科	除細動装置 1 台
9	大学院	PowerLab1 台、可動式テーブル・椅子一式、講義用機器一式
10	教務課	修学支援システムカスタマイズ
11	大学共通	ジェットヒーターエコサイレンス 3 台、アクティブラーニング机・椅子一式
12	発達支援教室	SI 用ソフトマット 1 枚

令和 2(2020)年度

N o	学部等	機器備品等
1	理学療法学専攻	標準型骨格モデル 吊り下げ型スタンド 5 台、マグネット式頭蓋骨模型 5 台
2	作業療法学専攻	ノートパソコン 10 台
3	視覚機能学専攻	ノートパソコン 2 台、レンズメーター 2 台
4	看護学科	ナースングアンシュミレーター 1 台、介護実習モデル 2 台、バイタルサインベビー II 3 台、乳児看護実習モデル 2 台、経管栄養シミュレーター 2 台、周産期全身実習モデル 4 台、搾乳トレーニングモデル 5 個、授乳指導モデル 1 台、昇降式ストレッチャー 1 台
5	総合政策学科	Wi-Fi ルーター 2 個
6	知能情報システム学科	ワイヤレス書画カメラ 1 台、ビデオカメラ (三脚付属) 1 台
7	建築環境学科	ペンタブレット 2 台、iPad Air 4 台
8	臨床工学科	ビデオカメラ (三脚付属) 2 台、スキャナ 2 台
9	健康管理センター	留守番電話切替システム一式

表 4-4-2 平成 30(2018)年度～令和 2 (2020) 度購入機器備品 (老朽化)

平成 30(2018)年度		
N o	学部等	機器備品等
1	理学療法学専攻	股義足(カナディアン式)骨格構造 1 台,大腿ソケット(ライナー式ソケット) 1 台,ライナー 1 台,膝継手 (油圧式) 1 台, 8 Ch EMG AMP 一式,治療用ベッド 44 台,プレダスMD-1000 ノート P C 更新一式, B I M U T A S II 一式, 重心動揺計一式
2	保健福祉学科	エアロバイク 1 台
3	建築環境学科	ディスプレイ及び一部本体一式,騒音計測システム一式
4	臨床工学科	オープン実習装置 11 台, デジタルストレージオシロスコープ 30 台
5	大学院	三次元動作解析一式
6	リハビリテーション学科 共通	生体信号記録装置 3 台
7	学部共通	科学技術計算およびシミュレーション用ソフトウェア 1 式 (保守料金含む) 及びサーバー
8	教務課	音響映像設備一式 (階段教室 1.2) 一式, プロジェクタ 1 台, A V ラック配線整備及び撤去作業一式
9	大学事務局	N A S 1 台
令和元(2019)年度		
N o	学部等	機器備品等
1	視覚機能学専攻	ヘススクリーン一式
2	看護学科	吸引シミュレーター Q ちゃん交換部品皮膚気管部 1 個、注射モデル注射用パッド 3 個、皮内注射シミュレーター 3 個、沐浴人形 5 体
3	知能情報システム学科	講義・演習・実験用計算機 (OptiPlex 3070) 60 台
4	建築環境学科	V O C リアルタイムモニター式、アネモマスタープロフェッショナル・スタンダード 2 台、ガスクロマトグラフシステム (A T D G S / M S) 一式
5	臨床工学科	A D ・ D A 変換実習装置 14 台
6	リハビリテーション学科共通	生体信号記録装置一式
7	図書館	書庫用除湿機 1 台
8	スポーツ	トレーニングマシン一式
令和 2(2020)年度		
N o	学部等	機器備品等
1	視覚機能学専攻	生体信号記録装置一式 (アンプ・刺激装置等) 2 台
2	理学療法学専攻	温性温熱療法バック加温装置 1 台
3	作業療法学専攻	動作解析システムソフト更新「F r a m e - D I A S 6」 1 ライセンス
4	視覚機能学専攻	キャスター付テーブル 40 台
5	看護学科	高齢者疑似体験セット 1 セット
6	総合政策学科	デスクトップパソコン 12 台
7	知能情報システム学科	サーバー一式
8	建築環境学科	製図デスク 50 台
9	臨床工学科	整流・平滑実習装置 8 台
10	健康社会システム研究科	無散瞳眼底カメラセット 1 セット
11	教務課	講義室機器更新
12	総合情報センター	書庫用除湿機
13	健康管理センター	保健室内備品更新

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

研究倫理については、平成 20(2008)年 7 月に「東北文化学園大学研究倫理規程」(以下「研究倫理規程」という。)を制定しており、平成 26(2014)年文部科学省・厚生労働省告示第 3 号「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」(以下「告示」という。)に基

づき、平成 28(2016)年 1 月に改正し、本学における人を対象とする医学系研究を適切に実施している。【資料 4-4-1】

研究倫理の審査については「東北文化学園大学研究倫理委員会規程」を制定し、告示に基づき研究倫理規程と同様、平成 28(2016)年 1 月に改正し、人を対象とする医学系研究に関し必要な事項の審査を行っている。【資料 4-4-2】

「東北文化学園大学研究倫理委員会規程」第 2 条第 3 項では、人を対象とする医学系研究の倫理に関する講習その他必要な教育を行うことを定め、「東北文化学園大学における研究活動に係る不正行為防止等に関する規程」（以下「不正行為防止規程」とい。）第 3 条第 2 項では、研究者等は研究者倫理及び研究活動に係る法令等に関する研修又は講習会等の受講義務を定めていることから、定期的に研究倫理講習会を開催してきており、科学研究費の申請も含め研究倫理審査申請を行う場合は、講習会の受講を申請条件としている。

令和元(2019)年度からは、研究倫理やコンプライアンスに関する講習会や研修会の受講の徹底がより一層求められていることから、東北文化学園大学研究倫理審査委員会が選定した研究倫理 e ラーニングを導入した。

表 4-4-3 研究倫理に関する講習会

実施月日	講習会題目	講師（所属）
平成 26(2014)年 11 月 6 日	臨床研究と疫学研究について ～研究対象者の保護と円滑な研究を目指して～	福士 審 東北大学大学院 医学系研究科
平成 27(2015)年 9 月 9 日	研究倫理とは何か	西村高宏 医療福祉学部保健福祉学科
平成 28(2016)年 3 月 14 日	研究活動における不正行為	古林 俊晃 科学技術学部臨床工学科
平成 29(2017)年 3 月 24 日	人を対象とする研究の倫理指針	津田丈秀 医療福祉学部リハビリテーション学科
平成 30(2018)年 10 月 1 日	研究者を守る研究倫理とその審査申請の要	古林 俊晃 科学技術学部臨床工学科
令和元(2019)年 9 月 10 日	本学の研究倫理規定の概要と審査申請の要点	古林 俊晃 科学技術学部臨床工学科
令和 2(2020)年 9 月 16 日	研究倫理とコンプライアンスの概要及び倫理申請の条件と要点	古林 俊晃 科学技術学部臨床工学科

4-4-③ 研究活動への資源の配分

個人研究費において、積極的な科研費等の外部資金獲得を目的に、以下に該当する教員に対して個人研究費を 5 万円加算し配分した。【資料 4-4-3】

- ①令和元(2019)年度中に科研費等の外部資金に研究代表者として申請した者
- ②令和元(2019)年度において科研費等の外部資金の研究代表者であり、かつ、令和 2(2020)年度においても継続課題を有する者
- ③令和元(2019)年 4 月以降に新任教員として着任する者

また、本学では、RA(Research Assistant)は制度化されていないが、各教員が個人研究費等で、補助員を採用している。

(3) 4-4 の改善・向上方策（将来計画）

①研究環境の整備と適切な運営・管理

本学では、計画的な教育研究に係る機器備品の更新、研究活動への資源配分等を行っており、これを継続し、さらなる研究活動の推進に努める。

②研究倫理の確立と厳正な運用

③研究活動への資源の配分

エビデンス集(データ編・資料編)

【資料 4-4-1】東北文化学園大学研究倫理規程

【資料 4-4-2】東北文化学園大学研究倫理委員会規程

【資料 4-4-3】教員（個人）研究費配分についての新しい方針

【資料 4-4-4】国際学会及び国際会議出席に伴う旅費の支給に関する申合せ

[基準 4 の自己評価]

○教学マネジメントの機能性

大学の意思決定と教学マネジメントにおいて、学長の適切なリーダーシップを確立し、発揮している。

副学長、研究科長、各学部長、学生部長、教務部長、総合情報センター長、教育支援センター長、地域連携センター長、総合発達研究センター長及び健康管理センター所長を置いて、権限の適切な分散と責任を明確にした教学マネジメントの体制を構築している。

事務組織は、大学事務局直下に庶務課、教務部に教務課、実習教育計画課、学生部に学生課、キャリアサポートセンターにキャリアサポート課、アドミッションセンターに入試・広報課、総合情報センターに図書館情報事務室、健康管理センターに同事務室、保健室、学生相談室及び特別支援室、教育支援センターに同事務室、地域連携センターに同事務室を置いて、役割を明確化しており、教学マネジメントにおける機能性を確保している。

○教員の配置・職能開発等

学則に定める教育目的及び教育課程に即し、大学設置基準を満たす教員を配置している。

教員の採用・昇任等については、「学校法人東北文化学園大学就業規則」「東北文化学園大学教員人事委員会規程」「東北文化学園大学教員選考規程」及び「東北文化学園大学大学院教員選考規程」に基づき厳格に行われている。

教職員を対象とした FD 研修会は、教員の教育研究活動の改善の場として、職員には、教員の教育研究活動の一端を知り「教職協働」を目指す上で重要な場となっている。教員は、毎年度「教員個人調書」「教育研究業績書」及び「教員活動記録票」に基づき、教員自身による自己評価及び学科長等上長による面談により、次年度以降の活動の改善に向けた取り組みを行っている。

○職員の研修

教職員協働の FD 研修会の他、独自の SD プログラム策定の検討を行っている。専任職員を対象として、目標管理制度を中心とした人事考課制度を導入し、組織としての目標達成を目指し、取り組んでいる。

○研究支援

教育研究環境の整備等を目的に、毎年度各学部・事務局から要望のあった機器設備の新規購入や更新を行って、研究環境の整備と適切な運営・管理に努めている。

研究倫理については、研究倫理規程や不正行為防止規程に基づき厳正に対応しており、講習会の実施や研究倫理 e ラーニングの導入も行っている。

研究活動への支援として、個人研究費を配分する他、積極的な外部資金獲得、新着任教員及び国際会議等における研究発表者に対して、研究費の追加配分を行っている。

以上のことから、基準 4「教員・職員」について、基準を満たしていると判断した。

基準 5 経営・管理と財務

5-1 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

(1) 5-1 の自己判定

基準項目 5-1 を満たしている。

(2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

学校法人東北文化学園大学（以下「本法人」という。）の目的については、「学校法人東北文化学園大学寄附行為」（以下「寄附行為」という。）第 3 条に「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、建学の精神・理念に基づき、学校教育を行い、人類社会の発展に貢献する人材を育成することを目的とする。」と明確に定め、規律と誠実性をもって本法人の健全な運営の維持に努めている。【資料 5-1-1】

令和 2(2020)年 4 月 1 日の改正私立学校法に伴い、学校法人東北文化学園大学監事監査規程を改正した。また、学校法人東北文化学園大学常勤理事会規程を改正し、法人内の諸課題を円滑に解決することを目的に、常勤理事会の運営方法を定めた。

評議員会については、理事長・副理事長以外の評議員が議長を務め、寄附行為に定める内容で開催している。

○学校教育法及び大学設置基準等の関連法令の遵守

本法人の寄附行為、本学の学則及び諸規程については、「学校教育法」、「私立学校法」、「大学設置基準」、「私立学校振興助成法」及び「学校法人会計基準」等の関係法令に基づき作成しており、全教職員は、就業規則を含めこれらの規程を遵守している。

各法令等が定める届出事項については、計画的かつ遅滞なく行っており、本法人及び本学等の設置及び管理運営は、法令遵守のもとに円滑に行っている。【資料 5-1-1】

令和元(2019)年度には、令和 2(2020)年度に施行される私立学校法改正に伴い、寄附行為等の関係規程の改正を行った。

○業務状況及び財務状況の監査

内部監査については、平成 24(2012)年 6 月 21 日に「学校法人東北文化学園大学内部監査規程」（以下「監査規程」という。）を制定、第 1 条に「本法人が設置する各学校における業務の適正化、経営の効率化を図り、もって本法人の健全な発展と社会的信頼の保持に資することを目的とする。」とし、第 5 条に「理事長の下に内部監査室を設置する。」と定め、同年 7 月 1 日から施行している。【資料 5-1-2】

内部監査の実施に必要な事項については、「学校法人東北文化学園大学内部監査実施細則」に定めている。【資料 5-1-3】

内部監査は、監査規程に基づき、本法人の業務全般について、平成 27（2015）年度に 5 件、平成 28(2016)年度に 6 件、平成 29（2017）年度に 5 件、平成 30（2018）年度に 5 件、令和元（2019）年度は 4 件実施し、令和 2（2020）年度は 3 件の監査を行って

いる。【資料 5-1-4】

監事は、毎年開催される文部科学省主催の監事研修会に必ず参加し、最新の情報収集及び研鑽に努めている。

会計監査については、毎年 5 月の理事会開催前の約 2 週間にわたる決算監査に加え、約 50 日の月次財務状況監査を監査法人に依頼し行っている。【資料 5-1-5】

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

○事業計画及び事業報告

当該年度の業務は、本法人全体及び本法人が設置する学校ごとに、教育研究、広報及び管理運営面等の課題と事業計画の詳細をまとめ、理事長から前年度 3 月開催の評議員会に諮問された後、理事会における審議承認を得て、執行される。各学校にあつては各学校の長を通じて、各事務局にあつては各事務局長を通じて、全教職員に周知され、事業計画に基づく課題の共有が行われている。【資料 5-1-8】

事業計画書の管理運営状況は、各学校の長、各事務局長がその履行状況を評価し、翌年度の事業計画書に反映するとともに、監事による決算監査報告及び独立監査法人による計算書類の監査報告を付した当該年度の「学校法人東北文化学園大学事業報告書」として、5 月開催の理事会における審議承認を得て、全教職員に周知される他、学校教育法施行規則に基づく教育情報として、財務情報と共に本学ホームページで公表している。【資料 5-1-9】

各部署における事業計画の進捗状況は、原則月 1 回「学校法人東北文化学園大学月例報告」においてイントラネット上で報告し、全教職員の意思統一を行っている。

○中期目標・中期計画

平成 27(2015)年 7 月に、4 年間にわたる中期目標・中期計画「輝ける者を育む」を策定し、学校法人としての使命及び目的の実現に取り組んできた。【資料 5-1-10】

平成 30(2018)年度をもって 4 年間の計画が終了し、令和元(2019)年 5 月 28 日開催の評議員会において実施結果を報告した。

平成 31(2019)年度からは、これまでの中期目標・中期計画からの継続課題に今後取り組むべき課題を加えて、中期目標・中期計画「輝ける者を育むⅡ」を策定し、平成 31(2019)年 3 月 19 日開催の理事会において承認された。【資料 5-1-12】

中期目標・中期計画「輝ける者を育むⅡ」を推進するために、平成 31(2019)年 4 月 10 日の 2019 年度第 1 回 FD・SD 研修会において、基本理念、総合改革プラン及び重点的に取り組む事項について説明を行い、全教職員に課題等の共有を図った。【資料 5-1-12】

中期目標・中期計画「輝ける者を育むⅡ」の総合改革プランに基づく重点的に取り組む事項の実施は、各事項に担当の常勤理事において、各事務局の担当部署を中心に行っている。その進捗状況については、法人事務局総務部総務課で集約した報告書に基づき、常勤理事会において確認している。各年度の事業は中期目標・中期計画を基に事業計画書を策定し、理事会の承認を受けて事業を遂行している。【資料 5-1-11】

中期目標・中期計画については、総務部総務課が達成状況の点検評価を取りまとめ、

状況を確認しながらPDCAサイクルを回している。

令和元(2019)年度の中期計画「進捗管理表」の内容を、事業計画書及び事業報告書に反映させた。令和2(2020)年7月までに、「進捗管理表」に基づき、令和元(2019)年度の進捗状況を考慮し、令和2(2020)年度以降の計画の実施状況、達成水準及び担当理事の見直しを行った。

○教育情報・財務情報の公表

教育情報については、平成23(2011)年4月1日から改正施行された「学校教育法施行規則」が定めている教育情報を、本学ホームページ上に公開している。【資料5-1-13】

財務情報については、本学ホームページに情報公開することにより、公共性、健全性、規律及び誠実性の確保に努めている。【資料5-1-14】

日本私立学校振興・共済事業団の大学ポートレート（私学版）にも、本学のポートレートを掲載し、本学の特色や学生生活支援等に係る情報を公開している。

学校教育法施行規則172条の2で指定している教育情報の9項目及び自己点検・評価に係る情報の更新や公開については、関係部署と連携し、適切に行っている。

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

○環境保全への配慮について

環境保全については、CO₂削減や節電を目的とした省エネルギーに積極的に取り組んでおり、平成27(2015)年11月には屋外空調機を制御するデマンド監視装置を設置した。

また、平成27(2015)年度から、本学施設の照明器具のLED化を推進している。これにより令和元(2019)年度の消費電力量は、平成28(2016)年度の349万kWhから329万kWhに削減した。令和2(2020)年度は、11月までに各号館の実験・実習室58室のLED化を図った。直管の蛍光灯2,511本、調光タイプ73本を交換することにより、月間約991kwhの消費電力及び約89.9tのCO₂の削減が期待できる。【資料5-1-15】

夏季期間のクールビズについては、平成23(2011)年度から実行しており、令和2(2020)年度も5月～10月を実施期間とし、省エネルギー啓発も行っている。

平成29(2017)年度の消費電力量は349万kWhから345万kWhに削減した。平成30(2018)年度は、9月までに各号館の廊下及び17の講義室のLED化を図った。直管の蛍光灯1,864本、ボックス型581ヶ所を交換することにより、月間約65kwhの消費電力及び約5.9tのCO₂の削減が期待できる。【資料5-1-15】

夏季期間のクールビズについては、平成23(2011)年度から実行しており、平成元(2019)年度も5月～10月を実施期間とし、省エネルギー啓発も行っている。

○人権への配慮について

人権への配慮については、平成26(2014)年2月に「学校法人東北文化学園大学ハラスメントの防止等に関する規程」（以下「ハラスメント防止規程」という。）を制定し、本法人内におけるハラスメントの防止のための措置及び問題が発生した場合への適切な対応のための措置を行っている。【資料5-1-15】

このハラスメント防止規程は、ハラスメント防止委員会の機能及び情報集約の強化、理事長の責任の明確化及びハラスメント相談員の公示を明文化したものであり、教職員の就労及び学生の修学における健全で快適な環境等の維持に努めている。【資料5-1-16】

平成 29（2017）年 1 月、同規程を一部改正、マタニティ・ハラスメントの定義等の条項を追加し、妊娠、出産、育児休業、介護休業等を理由とした不利益な取り扱いの禁止を定めた。

ハラスメントの相談窓口は、教職員に委嘱した「ハラスメント相談員」（以下「相談員」という。）をイントラへ公示し、学生にはハンドブックに掲載して周知を図り、平成 30（2018）年 3 月 9 日に教職員 SD 研修「テーマ：アカデミック・ハラスメントの特徴と対策」を実施した。

令和元（2019）年 11 月、同規程を一部改正し、「労働施策総合推進法」の改正に基づき、相談窓口の明確化、ハラスメント防止に関する各委員会の構成等を見直し、ハラスメントの防止及びハラスメント問題の迅速かつ適切な対応について強化した。

○個人情報への配慮

個人情報への配慮については、平成 29 年（2017）5 月の「個人情報の保護に関する法律」の大幅な改正に伴い、同年 5 月 30 日、新たに「学校法人東北文化学園大学個人情報保護規程」を制定、個人情報の定義の明確化、適切な規律の下で個人情報等の有効性を確保、個人情報の流通の適正性の確保及び個人情報の取扱いのグローバル化への対応等、改正法の主旨を汲んだ規程とし、個人情報の保護及び適切な取扱いについて定め、同規程に則した対応を行っている。【資料 5-1-17】

公益通報については、平成 21(2009)年 3 月 26 日に制定した「学校法人東北文化学園大学公益通報者保護規程」を平成 30 年（2018）9 月 25 日に改正し、令和元(2019)年 10 月に公益通報に関する相談、通報方法を大学等のホームページへ掲載し、公益通報者の保護及び公益通報の処理体制をとっている。【資料 5-1-18】

個人番号及び特定個人情報については、「特定個人情報の適正な取扱いのガイドライン」に基づき、平成 28(2016)年 3 月 22 日に「学校法人東北文化学園大学個人番号及び特定個人情報取扱規程」を制定し、同年 3 月 1 日から適用し、適正な取扱いを確保している。【資料 5-1-19】

○安全衛生

安全衛生については、「学校法人東北文化学園大学安全衛生管理規程」（以下「安全管理規程」という。）を制定し、教職員の健康及び安全確保に努めている。平成 27(2015)年 12 月 1 日には、ストレスチェックの実施を規定した条項を加える改正を行った。【資料 5-1-23】

ストレスチェックについては、令和元(2019)年度より Web 受検を実施し、受検率の向上に努めている。

安全衛生委員会は、「学校法人東北文化学園大学安全衛生委員会規程」に基づいて、原則として毎月 1 回開催し、安全衛生管理の円滑な推進に努めている。【資料 5-1-24】

自動体外式除細動器（AED）については、警備室、1 号館、2 号館、3 号館及び 5 号館に計 5 台を設置し、本学ホームページに掲載し、公表している。また、月一度の消耗品及びバッテリーチェック等のメンテナンスに加え、使用方法について、講習会を開催している。【資料 5-1-25】

令和元(2019)年 6 月に「健康情報等の取扱規程」を制定し、業務上知り得た教職員の心身の状態に関する情報を適切かつ有効に取扱っている。【資料 5-1-26】

新型コロナウイルス感染症拡大防止の措置として、教職員が罹患及び濃厚接触者等となった場合の就業上の取扱いについて決定し、教職員へ周知した。

また、新型コロナウイルス感染予防対策として、飛沫感染予防の亚克力板パーテーションを各学生食堂に設置した。

○安全への配慮及び管理

消防設備については、毎年 2 回 3 月と 9 月に法定点検を専門業者に委託し実施するとともに、改善等を指摘された箇所については随時対処し、その結果を 3 年ごとに仙台市青葉消防署予防課指導係へ提出している。

防火及び防災については、「学校法人東北文化学園大学防火・防災管理規程」に基づき適正に対応している。【資料 5-1-20】

震災への対応については、平成 23(2011)年 3 月 11 日に発生した東日本大震災を教訓として、翌年に「震災対応マニュアルーもしもの時にあなたの身を守るー」（以下「震災対応マニュアル」という。）を作成、学生及び教職員に配付するとともに、毎年開催する新入生ガイダンスにおいて、震災対応マニュアルの解説をしている。【資料 5-1-21】

平成 28(2016)年 3 月 14 日に「防火・防災危機管理マニュアル」を策定し、それをイントラに掲載することにより周知を図った。【資料 5-1-22】

令和元（2019）年 9 月 11 日には、専門学校生も含む全学生を対象とした避難訓練及び対策本部立ち上げ訓練を実施した。

令和 2（2020）年度は、「新型コロナウイルス感染症」の影響により、避難訓練は未実施である。

平成 29(2017)年 5 月 25 日に仙台市と「妊産婦福祉避難所の設置及び管理運営に係る協力に関する協定」を締結し、平成 30(2018)年 1 月 31 日にそれに伴う「仙台市防災行政用無線局設置等に関する覚書」を締結した。令和元(2019)年 6 月 12 日及び 6 月 14 日に、令和元年度第 1 回周産期福祉避難所開設訓練を仙台市と共に本学で実施した。外部からの参加者からはおおむね好評を得た。実際の運用等については、まだ周知等が不十分である。地域住民の受け入れ等に関しては、検討を進めているがまだマニュアル等の作成には至っていない。

防災対策としては、体育館ドライエリアに災害緊急時水中ポンプ設備の設置が 6 月に完了した。

○学内の警備

学内の警備については、警備会社警備員が常駐しており、24 時間定期的に構内を巡回し、学生及び教職員の安全確保に努めている。また、夜間時においては、機械警備により不法侵入等の防止に努めている。

令和元(2019)年 9 月 10 日には、不審者の構内への侵入抑止力として、9 月上旬に防犯カメラを主要出入り口 4 ヶ所に設置した。また、台風により浸水被害を受けた体育館入口に土嚢袋を整備した。夜間防犯対策として、西側道路及び 2 号館南側道路に LED 外灯を設置した。

防犯対策として、体育館正面出入り口防犯カメラの設置が令和 2(2020)年 7 月に完了した。

(3) 5-1 の改善・向上方策（将来計画）

①経営の規律と誠実性の維持

法令の改正を踏まえた本学及び大学院の規程等の改正については、各関係委員会や教授会等で草案を作成し対応しているが、未整備のものもあるため引き続き進める。

令和 2(2020)年 4 月の文部科学省の寄付行為改正認可書を受理した後、私立学校法の改正及び寄附行為の改正に基づき、情報の公開を行う。

令和元(2019)年度からの新たな中期目標・中期計画「輝ける者を育むⅡ」に基づく、組織ガバナンスの強化施策として、理事会及び常勤理事会決定事項の明確化、監事機能の強化、評議員会の議事運営方法の改善を実施し、経営の規律と誠実性の維持、使命・目的の実現を目指す。

情報公開については、引き続き、学校教育法施行規則 172 条の 2 で指定している教育情報の 9 項目及び自己点検・評価を含め、積極的に進めている。社会への説明責任を果たし、信頼を維持するために、より一層の工夫を進め、迅速な公開に努める。

②使命・目的の実現への継続的努力

令和元(2019)年度からの新たな中期目標・中期計画「輝ける者を育むⅡ」に基づき、継続して、事業計画の実施状況、達成状況を点検評価し、PDCAサイクルにより本法人、本学及び大学院の使命・目的を実現するように努める。

令和 2(2020)年度から中期計画「進捗管理表」により、PDCAサイクルの視点で、1 月末及び年度末に計画の実施及び達成状況の点検評価を行うとともに、事業計画書及び事業報告書にもその内容を反映させる。

中期目標・中期計画の確実な進展を図るため、中期計画「進捗管理表」及び学校法人東北文化学園大学月例報告を活用し、実施状況の把握と課題に基づいた見直しによる PDCAサイクルを履行していく。

大学ポートレートについては、適時対応することになっているが、担当部署が不明確で、十分に機能していないので新たに検討を進める。

③環境保全、人権、安全への配慮

危機管理については、危機そのものが多様化しており、自然災害に限らず、考え得る様々なリスクを想定し、対応に努める。

災害発生時には、大学としての使命から、学生及び教職員に限らず、地域住民の避難場所としての役割を担うため、本学の特徴を活かした対応策を計画的に検討する。

災害発生時に対応する避難訓練を、定期的に全学で行うための実施計画を検討する。

防火防災管理委員会を中心に災害発生時に対応する避難訓練と対策本部の在り方を検証し、全学で災害発生時の対応を共有する。また、2019年度に起きた台風等の自然災害、ウイルス感染等の危機管理についてもマニュアル化を図り対応する。

GEP 委員会を中心として、海外渡航に関する危機管理マニュアルの改訂を実施する。渡航届けの制度化を検討する。

エビデンス集(データ編・資料編)

【資料 5-1-1】学校法人東北文化学園大学寄附行為【資料 F-1】と同じ

【資料 5-1-2】学校法人東北文化学園大学内部監査規程

【資料 5-1-3】学校法人東北文化学園大学内部監査実施細則

- 【資料 5-1-4】 内部監査実施報告（平成 27 年度～令和元年度）
- 【資料 5-1-5】 独立監査人の監査報告書
- 【資料 5-1-6】 学校法人東北文化学園大学理事会運営規程
- 【資料 5-1-7】 学校法人東北文化学園大学常任理事会設置規程
- 【資料 5-1-8】 2020 年度事業計画書
- 【資料 5-1-9】 本学ホームページ（財務諸表・事業報告書）
- 【資料 5-1-10】 中期目標・中期計画「輝ける者を育む」平成 27 年度・平成 30 年度
- 【資料 5-1-11】 事業ミッションシート（中期目標・中期計画）【継続的に取り組んでいく事項】・平成 27～30 年度）
- 【資料 5-1-12】 中期目標・中期計画「輝ける者を育むⅡ」2019 年度～2021 年度
- 【資料 5-1-13】 本学ホームページ（学校教育法施行規則に基づく教育情報の公開）
- 【資料 5-1-14】 本学ホームページ（情報公開）
- 【資料 5-1-15】 電気使用量比較グラフ
- 【資料 5-1-15】 学校法人東北文化学園大学ハラスメントの防止等に関する規程
- 【資料 5-1-16】 学校法人東北文化学園大学ハラスメントの防止等に関する規程に基づくハラスメント相談員の公示について
- 【資料 5-1-17】 学校法人東北文化学園大学個人情報保護規程
- 【資料 5-1-18】 学校法人東北文化学園大学公益通報者保護規程
- 【資料 5-1-19】 学校法人東北文化学園大学個人番号及び特定個人情報取扱規程
- 【資料 5-1-20】 学校法人東北文化学園大学防火・防災管理規程
- 【資料 5-1-21】 震災対応マニュアルーもしもの時にあなたの身を守るー
- 【資料 5-1-22】 防火・防災危機管理マニュアル
- 【資料 5-1-23】 学校法人東北文化学園大学安全衛生管理規程
- 【資料 5-1-24】 学校法人東北文化学園大学安全衛生委員会規程
- 【資料 5-1-25】 国見キャンパス A E D 設置場所
- 【資料 5-1-26】 学校法人東北文化学園大学健康情報等の取扱規程

5-2 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 5-2 の自己判定

「基準項目 5-2 を満たしている。」

(2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

○理事会

本学の目的を達成するための学校法人としての管理運営は、寄附行為及び理事会運営規程に基づいて行われている。寄附行為に、理事会の運営方針と監事の職務等について明確に規定しており、学校法人としての適正で円滑な業務を遂行するための方針を明記している。【資料 5-2-1】、【資料 5-2-2】

寄附行為第 17 条第 1 項に「この法人に理事をもって組織する理事会を置く。」とし、同条第 2 項に「理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。」と定め、その運営については、「学校法人東北文化学園大学理事会運営規程」（以下「理事会運営規程」という。）を制定し、理事会の適正かつ円滑な運営に努めている。【資料 5-1-1】 【資料 5-1-6】

寄附行為第 5 条第 1 号の規定で理事 8～10 人及び監事 2 人の役員を置き、理事会が本法人の業務を決し、監事が理事の職務の執行を監督している。学校法人の運営に多様な

意見を取り入れる観点から、平成 29(2017)年 4 月 1 日、外部理事を適切に任用するため第 3 号理事定数（1 人）を 4～5 人に増やし、第 2 号理事定数（6～8 人）を 3～4 人に減らす見直しを行った。

平成 29(2017)年度に改正した寄附行為に基づき、平成 31(2019)年度からの理事の改選を行った。令和 2(2020)年 4 月現在の理事総数は 9 人（理事 9 人のうち、本学専任教員 5 人及び本法人専任職員 1 人並びに外部理事 3 人）である。【資料 5-2-1】

理事会は、表 5-2-1 のとおり各年度において開催し、寄附行為の定めにより、予算、決算をはじめとする重要事項について審議している。

表 5-2-1 理事会の開催

年度	平成 28(2016) 年度	平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度	令和元(2019) 年度	令和 2(2020)年 度
回数	20 回	15 回	15 回	11 回	13 回

○常勤理事会

使命・目的の達成に向けて意思決定を迅速化する体制の整備として、平成 28（2016）年 2 月に常任理事会設置規程を定めた。平成 28（2016）年度から常任理事会を定期的に開催し、理事会及び評議員会の議案の整理及び決定、本法人が設置する学校の管理運営に関する総合調整を行ってきた。しかし、平成 29（2017）年度大学機関別認証評価において、「寄附行為に常任理事会に関する事項を定める改善が必要である」との改善意見が付されたことを受け、常任理事会設置規程を「学校法人東北文化学園大学常勤理事会規程」と改め、寄附行為に常勤理事会の設置を定めることについて文部科学省に寄附行為変更認可申請（平成 31(2019)年 4 月 1 日施行）を行い、平成 31(2019)年 1 月 18 日付で「学校法人寄附行為変更認可許可書」が送達された。これにより、常勤理事会の権限が明確化され、使命・目的の達成に向けて意思決定をより迅速に行える体制で運営している。【資料 5-2-3】

常勤理事の担当制については、他法人の事例及び中期目標・中期計画の担当を考慮し、規程の策定の検討を進めている。

○監事

本法人の業務及び財産を監査する監事は、令和 2(2020)年度に開催した理事会全てに出席し、私立学校法及び寄附行為の定めにより、本法人の業務及び財産の状況について適切な助言を行っている。

監事 1 人は平成 28(2016)年度から、可能な限り常勤理事会（平成 31(2019)年 3 月までは常任理事会）にも出席し、理事会・常勤理事会の円滑な運営と監事の機能強化を図り、本法人の適切な運営に貢献している。

○評議員会

評議員会は、寄附行為第 20 条第 1 項に「この法人に、評議員会を置く。」と定め、第 22 条に諮問事項を、第 23 条に意見具申等を定め、本法人における諮問機関としての役割を果たしている。【資料 5-1-1】

評議員会は、表 3-2-2 のとおり各年度において開催し、寄附行為第 22 条に定められた

諮問事項に関する意見聴取のほか、寄附行為第 23 条（評議員会の意見具申等）の定めにより理事会に対して意見を述べている。【資料 5-2-1】

評議員会の定数は、寄附行為第 20 条第 2 項の規定で 17～21 人と定められており、令和 2（2020）年 4 月現在の評議員総数は 21 人である。評議員会の機能を強化するため、平成 29(2017)年以降外部評議員の枠を原則 6 人体制としている。【資料 5-2-1】

表 5-2-2 評議員会の開催回数

年度	平成 28(2016) 年度	平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度	令和元(2019) 年度	令和 2(2020) 年度
回数	11 回	6 回	7 回	5 回	3 回

○役員を選任等の方法

理事の選任については、寄附行為第 6 条で定めており、監事の選任については、寄附行為第 7 条に定めている。役員の任期、解任・退任・補充等についても、寄附行為第 8 条、第 9 条及び第 10 条に定めている。【資料 5-2-1】

役員及び監事の候補者の選考は「学校法人東北文化学園大学役員及び評議員候補者選考規程」の規定に基づき、適正に行っている。【資料 5-2-4】

（3）5-2 の改善・向上方策（将来計画）

①使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

常勤理事の担当制について、他法人の実施状況等も調査分析し、中期目標・中期計画「輝ける者を育むⅡ」の令和 2(2020)年度の担当割及び目標達成のための施策を反映できる規程案の作成を進める。

エビデンス集（データ編・資料編）

【資料 5-2-1】学校法人東北文化学園大学寄附行為

【資料 5-2-2】学校法人東北文化学園大学理事会運営規程

【資料 5-2-3】学校法人東北文化学園大学常勤理事会規程

【資料 5-2-4】学校法人東北文化学園大学役員及び評議員候補者選考規程

5-3 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

（1）5-3 の自己判定

基準項目 5-3 を満たしている。

（2）5-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

○理事会

法人の最高意思決定機関である理事会は、平成 30 年(2018)年度から、原則 5、7、9、12、2、3 月の 6 回開催することとし、理事会運営規程第 2 条に規定する付議事項

を寄附行為の規定に基づき、審議及び決定を行っている。理事会の基本的な決定事項については、理事会運営規程第 2 条において定めている。【資料 5-3-1】

寄附行為第 6 条第 1 項によって学長は理事に選任されており、学長が出席する理事会で教学の運営についての承認を受けている。法人と大学の目標を共有し、意思統一を図るため連携を円滑に行っている。【資料 5-3-1】

理事会及び評議員会等の円滑な管理運営については、法人事務局総務部総務課が庶務を担当し、目的達成のための運営体制を整えている。

○大学運営会議・各教授会

教学の運営に関する意思決定については、学長が議長を務める大学運営会議において審議し、学長が最終決定している。また、教授会への諮問事項を学長が定めており、重要事項については教授会の意見を聞き、学長が最終決定している。

大学運営会議や各教授会の円滑な管理運営については、大学事務局庶務課が庶務を担当し、目的達成のための運営体制を整えている。【資料 5-3-2】

○月例報告による周知

理事会の決定事項は、従来の全学合同会議において理事長が伝える方法から、平成 30(2018)年 10 月より学内イントラネットで共有し、各学校及び事務局の教職員に周知する方法に変更した。

また、理事会及び評議員会の決定事項等の報告と共に、各組織から組織運営・事業運営、教育及び研究の諸問題、法人事務局管財部経理課からの月次決算報告等についても、月例報告として学内イントラネットで教職員に共有しており、各管理運営機関並びに各部門間の円滑な連携を図ることができている。【資料 5-3-】

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

○理事会

学長は、寄附行為第 6 条第 1 項第 1 号に基づき、理事として選任される。また、寄附行為第 6 条第 1 項第 2 号に基づき、評議員のうちから 3～4 人の理事が選任される。評議員会は、寄附行為第 24 条第 1 項第 1 号に基づき、教職員 4～6 人を評議員として選任する規定となっており、十分な審議の上に意思決定が行われている。【資料 5-3-1】

○常勤理事会

理事会で審議する内容は、本学からの議題を含めて、理事会または評議員会に提案する前に、常勤理事会において議題整理を行っている。また、法人内における日常的な業務について、本法人が設置する学校と部局間における運営上の調整を行っている。【資料 5-3-4】

○監事

監事の職務は寄附行為第 16 条に規定している。監事定数は 2 人であり、寄附行為第 7 条で「監事は、この法人の理事、職員（学長、園長、教員その他の職員を含む。以下同じ。）又は評議員以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。」と定めている。監事は理事会、常勤理事会及び評議員会に出席し、本法人の業務及び財産状況を監査するとともに、それぞれの専門的な立場で法人及び本学の運営に関する案件について確認し、意見を述べている。【資料

5-3-1】

監事の理事会及び評議員会への令和 2（2020）年度の出席率は **96.2%**であり、良好な出席状況のもとに適切なチェック機能を果たしている。【資料 5-3-5】

○評議員会

評議員会は、寄附行為第 20 条に設置を定め、第 23 条で「この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を申し述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。」と定めている。【資料 3-4-4】

評議員会は理事長が招集するが、議長は評議員のうちから評議員会において選任する。

【資料 5-3-5】

評議員の任期は 2 年で、定数は 17 人～21 人とし、現に在職する理事数の 2 倍を超える人数の評議員をもって組織している。選任区分は、寄附行為第 24 条で、第 1 号評議員「この法人の職員で理事会において推薦された者のうちから、評議員会において選任した者 4～6 人」、第 2 号評議員「この法人の設置する学校を卒業した者で年齢 25 歳以上の者のうちから理事会において選任した者 2 人」、第 3 号評議員「学識経験者のうちから理事会において選任した者 11～13 人」と定めており、現員(平成 31(2019)年 4 月現在)は、第 1 号評議員 6 人、第 2 号評議員 2 人、第 3 号評議員 13 人の合計 21 人で、令和元(2019)年度中に開催された評議員会の出席率は **86.5%**であった。【資料 5-3-1】

寄附行為第 22 条に定める諮問事項については、理事長が評議員会の意見を聴取し理事会で審議・決定している。評議員会は、各学部長、研究科長、教授等も構成員となっており、前述の諮問事項以外の案件も適宜審議・報告を行っており、理事会や法人へのチェック機能も担っている。

○法人及び大学の相互チェック

「学校法人東北文化学園大学月例報告」による各部門の業務の確認を行い、互いの情報を共有することにより、連携強化を図っている。また、大学・専門学校・幼稚園の教職員が評議員の構成員となっており、法人へのチェック機能を果たしている。

また、法人事務局長が大学運営会議等大学の会議に列席し、大学事務局長が常勤理事会に列席する等、相互の会議体に列席することにより、円滑な管理運営を行っている。

(3) 5-3 の改善・向上方策（将来計画）

①法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

令和元(2019)年度に設置した常勤理事会は、「学校法人東北文化学園大学常勤理事会規程」及び「学校法人東北文化学園大学常勤理事会運営に関する細則」に基づき、週 1 回程度、理事長、学長を含めた常勤理事、監事、法人事務局長及び大学事務局長が出席し、本法人の業務のうち日常の業務執行に関する事項の審議を行うと共に、情報共有を図っている。また、令和 2(2020)年度から学長学部長協議会をスタートさせたので、その運用について再検討する。

各部署の P D C A サイクル機能性の向上に焦点をあてた内部監査の実施、報告及び集約することにより、法人全体の P D C A サイクルによる業務改善を行う。

②法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

「学校法人東北文化学園大学月例報告」による各部門の業務の確認を継続し、情報の共有による相互チェック体制を維持する。また、各学部長が構成員となっている評議員会におけるチェック機能を維持する。

法人事務局長による大学運営会議への列席等により、法人部門と各部門との連携の強化し、円滑な管理運営を実現する。

エビデンス集(データ編・資料編)

【資料 5-3-1】学校法人東北文化学園大学寄附行為

【資料 5-3-2】東北文化学園大学学則

【資料 5-3-3】学校法人東北文化学園大学月例報告（イントラネット画面）

【資料 5-3-4】学校法人東北文化学園大学 常勤理事会規程

【資料 5-3-5】理事会・評議員会出席状況

5-4 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 5-4 の自己判定

基準項目 5-4 を満たしている。

(2) 5-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

○適切な財務運営の確立

平成 27(2015)年度からは中期目標・中期計画「輝ける者を育む」に基づき、資金収支計画を作成し予算ヒアリングを行い事業計画・収支予算書を作成しており、平成 30(2018)年度予算まで同様に実施した。令和元(2019)年度予算からは、第 2 期中期目標・中期計画である「輝ける者を育むⅡ」に基づき事業計画・収支予算書を作成し、令和 3 (2021) 年度予算も同様に実施した。【資料 5-4-1】 【資料 5-4-2】

資金収支計画は、学生募集状況及び施設設備計画等の変更により随時見直しており、中長期的な資金状況を管理・予測している。【資料 5-4-3】

資金運用については、将来に向けた資金の充実として特定預金への繰入を平成 27 (2015) より計画的に実行している。令和 2 (2020) 年度は当初予定額から毎年度の決算における減価償却額及び退職給与引当金繰入見込相当額に増額し、3 月に積立を実行した。【資料 5-4-2】 【資料 5-4-3】

○定員充足のための学部等再編計画

令和 3(2021)年 4 月の学部等再編計画により入学定員の全学的見直しを行った。令和 4 (2022) 年度の入学定員充足を充たすための学生募集計画について、アドミッションセンターを中心に検討し、令和 4(2022)年度における募集計画を策定し予算案を提示した。

また、退学者の減少に向けた教育活動として初年次からの学生指導の重要性、これま

での退学者の特性要因（入試種別、高校種別、高校評定、欠席数など）から見た指導上留意する特性を持つ学生のデータを各学科専攻に提供し、学修指導上の参考に付した。

令和 2(2020)年度から各学科専攻において初年次教育の重要性に鑑み、育みプロジェクトに取り組むこととなった。

また、令和 3(2021)年度からの新学部学科における志願者増加、入学定員確保のための教育の特色として、アクティブ・ラーニングの利用やフィールドワークによる地域課題探求型学習、インターンシップによる学生のキャリア形成を打ち出し、教職員が一丸となって取り組むために各学科で検討を重ねている。

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

○安定した財務基盤の確立

本学では、入学定員の充足が喫緊の課題である。平成 28（2016）年度には、大学として東北地方初の臨床工学科を、収容定員振替により科学技術学部を設置した。また、令和 3(2021)年 4 月の学部等再編を行い入学定員の確保に努めている。大学全体としての入学定員充足率も令和元（2019）年度からは 90%を超えているが、依然として厳しい状況である。【資料 5-4-4】

また、入学定員確保と退学防止の一環として、平成 30(2018)年 6 月 13 日開催の「大学教職員対象全体集会（兼 SD 研修会）『輝ける者を育むために一未来に向けての改革』」において、各学科専攻が①国家試験合格率 100%②就職率 100%③退学率 0%を最重要課題として捉え、その取り組みを公表することにより、大学教職員が情報を共有し、その実現に努めている。

外部の研究資金獲得については、教員への外部資金情報の公開及び申請手続等に係る研修会の開催により獲得の支援に努めている。【資料 5-4-5】

平成 26(2014)年度まで退職給与引当金及び減価償却累計額といった要積立額を確保することが出来ていなかったが、平成 27(2015)年度からは特定預金での積立を実施している。

○安定した収支バランスの確保

本法人では、収容定員充足が十分でないものの、収入に応じた予算執行を行うことで、収支バランスを確保している。

令和元(2019)年度の財務比率で全国平均と比較すると、人件費比率は 52.1%と全国平均 49.0%より若干高い。【資料 5-4-6】【資料 5-4-7】

教育研究経費は 35.3%と全国平均 40.0%より低い数値となっているが、30%以上を維持している。【資料 5-4-8】【資料 5-4-9】

総負債比率 8.6%及び負債比率 9.4%は、全国平均 14.3%、16.7%と比較し良好な値となっている。

収支バランスは、学生生徒等納付金については、平成 30(2018)年度以降上昇傾向で推移している。令和 3(2021)年度の大学の学部学科再編により、更なる安定収入を見込んでいる。支出面においても、収入に見合った予算編成により、経常収支差額は毎年度黒字で推移している。また、中長期計画の 1 期及び 2 期の事業計画実施においてもすべて自己資金で賄っている。

資産運用については、平成 26(2014)年度まで退職給与引当金及び減価償却累計額といった要積立額を確保することが出来ていなかったが、平成 27(2015)年度以降特定預金での積立を継続して実施しており、令和 2 (2020)年度においては、その額をさらに増額し実施した。

学生生徒等納付金、補助金以外の収入確保のため、法人全体として寄付金獲得体制の強化に努めている。

○経費削減に向けた取り組み

令和 2 (2020) 年度の電気料削減方策の計画的な照明のLED化工事は、専門学校分について 9 月に実施し、大学分については 11 月に実施した。固定経費の削減に向けては、警備料金、施設管理契約、図書館業務委託について検討を行っている。利用の少ない駐輪場の一部の賃貸借契約を解約し経費を削減した。

また、固定経費の削減方策として、国見キャンパスの借地地代の減額について協議を進めた結果、令和 2(2020)年 4 月分から減額となった。

(3) 5-4 の改善・向上方策（将来計画）

①中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

法人全体としての第 2 期の中期目標・中期計画「輝ける者を育むⅡ」は、令和元(2019)年度から令和 3(2021)年度までの 3 ヶ年計画として、施設・設備、修繕計画、人事計画及び積立計画を策定し、財務運営を実施している。令和 2(2020)年度は主に、体育施設関係の整備、消防防災設備の更新、空調設備の更新及び給与体系の整備を行った。

今後も安定した財務運営のため資金収支計画による資金状況に留意して行く。

②安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保平成

大学としての入学定員充足率は学生生徒等納付金とともに上昇傾向にあるが、さらなる安定化を目指して、令和 3(2021)年度に学科再編により、4 学部体制に移行する。

主に固定的な経費削減に向けた取り組みを行っており、これを継続して行く。

エビデンス集（データ編・資料編）

【資料 5-4-1】中期目標・中期計画「輝ける者を育む」平成 27 年度▶平成 30 年度

【資料 5-4-2】資金収支計画（見込）

【資料 5-4-3】要積立額に対する金融資産の状況（過去 5 年間）

【資料 5-4-4】学部、学科別の志願者数、合格者数、入学者数の推移（過去 5 年間）

【表 2-1】と同じ

【資料 5-4-5】東北文化学園大学 外部資金獲得状況表

【資料 5-4-6】消費収支計算書関係比率（法人全体のもの）【表 3-5】と同じ

【資料 5-4-7】事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）【表 5-4】と同じ

5-5 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 5-5 の自己判定

基準項目 5-5 を満たしている。

(2) 5-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-5-① 会計処理の適正な実施

○学校会計基準等に基づく会計処理

会計処理は、学校会計基準、「学校法人東北文化学園大学 経理規程」「学校法人東北文化学園大学 予算管理規程」及び「学校法人東北文化学園大学 資金運用規程」等に基づき適正に処理している。不明点等は、監査法人に適宜相談しており、月次決算については、毎月、理事会、評議員会に報告するとともに月例報告としてイントラネットに掲載し、教職員に周知している。【資料 5-5-1】 【資料 5-5-2】 【資料 5-5-3】

予算執行にあたっては、予算支出申請書の精査を日常的に努めている。また、予算執行担当者の意識向上を目的として勉強会を 9 月に実施、15 人がこれに参加した。

○補正予算の編成

予算執行は当初予算に基づき行われているが、緊急の対応が必要な場合には、評議員会の意見を聞いた上で、理事会の議を経て補正予算を組み対応している。

資金運用については、「学校法人東北文化学園大学 資産運用規程」を遵守し、運用を実施している。【資料 5-5-3】

予算支出申請書の精査を日常的に努めている。また、予算執行担当者の意識向上を目的として勉強会を 9 月に実施予定である。

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

「私立学校法」第 37 条第 3 項の規定に基づく監事による監査及び「私立学校振興助成法」第 14 条第 3 項の規定に基づく監査法人による会計監査を、毎年確実に実施している。【資料 5-5-4】

監事による監査内容については、決算監査に加え週 1 回の意見交換、月 1 回のミーティングを実施し、財務状況に限らず本学の経営状況等について管財部長から定期的に報告している。【資料 5-5-5】

監査法人監査については、毎年監査法人と契約し、期中監査、決算監査（令和元(2019)年度は延べ 50.5 日間）を実施し、会計帳簿・帳票伝票等の確認、適正な処理を行っているかについて担当者へのヒアリング、会計処理の妥当性の検証、理事会・評議員会の議事録の内容確認等が行われている。【資料 5-5-4】

監査法人による監査時には、公認会計士から監査状況の報告を受け、5 月の理事会の前には、監事に対する管財部長による決算状況報告に加え、事業報告の説明と質疑応答を行っており、監事はその結果を踏まえ、5 月の理事会及び評議員会で監査報告を行っている。【資料 5-5-4】 【資料 5-5-5】

平成 28(2016)年度から、三様監査連絡会を年 3 回開催している。三様監査連絡会では、監査法人から会計監査における気付事項等の報告、内部監査室から内部監査実施報告を行い、情報を共有することで連携を図っている。平成 30(2018)年度は、5 月 21 日及び 11 月 26 日及び 3 月 5 日に開催した。令和元(2019)年度は、5 月 20 日及び 11 月 5 日に実施した。第 3 回目は 3 月 31 日に開催を予定していたが、新型コロナウイルス感染症予防ため開催を中止した。令和 2(2020)年度は、6 月 30 日、11 月 24 日及び 3 月 30 日に

開催した。【資料 5-5-6】

2020 年度の会計事務所との監査契約を締結した。今後の計画として監査計画時、期中監査時及び監査報告時に際して、監事と公認会計士の連携が図れる監査体制を目指す。

(3) 5-5 の改善・向上方策（将来計画）

①会計処理の適正な実施

中期目標・中期計画「輝ける者を育むⅡ」の大項目の一つが「財政基盤の確立」である。財政基盤の安定化のために、予算管理の厳正な実施と、無駄な経費支出の削減の強化、支出管理の徹底を目指していく。

②会計監査の体制整備と厳正な実施

中期目標・中期計画を実施する上で、引き続き法令遵守の精神に則り、会計処理の適正な実施を行い、会計監査の厳正な実施が継続されるよう体制の堅持に努めていく。

エビデンス集（データ編・資料編）

【資料 5-5-1】学校法人東北文化学園大学 経理規程

【資料 5-5-2】学校法人東北文化学園大学 予算管理規程

【資料 5-5-3】学校法人東北文化学園大学 資産運用規程

【資料 5-5-4】独立監査人の監査報告書

【資料 5-5-5】平成 30 年度決算監査報告書

【資料 5-5-6】学校法人東北文化学園大学三様監査連絡会議議事録

〔基準 5 の自己評価〕

○経営の規律と誠実性

本法人は、教育基本法及び学校教育法に準拠した寄附行為を定め、学校法人として適切な管理運営体制や関係諸規程を整備している。監査規程に基づき、内部監査室及び監事が法人の業務全般について監査を誠実に実行し、毎年 5 月の理事会開催前の決算監査に加え、月次財務状況監査を監査法人に依頼し、経営の規律と誠実性を維持している。

使命・目的の実現のために、中期目標・中期計画を定め、その進捗をエビデンスとした事業計画及び事業報告とすることで、継続的な PDCA サイクルを構築し努力している。

環境保全、人権、安全への配慮においては、それぞれに対応した規程を整備するとともに各委員会を設置し、適宜連携を図りながら具体的な対策を講じている。

○理事会の機能

本法人の最高意思決定機関である理事会は法令及び寄附行為に基づき、設置学校全般にわたる重要事項を審議し、また理事会を補完する機関としての常勤理事会、諮問機関である評議員会等により、本法人の管理運営体制は整備されおり、適切に機能している。

○管理運営の円滑化と相互チェック

法人の最高意思決定機関である理事会には学長が理事として選任され、学部長や教授等が評議員会に選任されており、法人事務局長は大学運営会議に列席しており、法人と大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化が図られているとともに相互チェックの機能も

果てしている。

○財務基盤と収支

中期計画・中期目標においても、重要項目として「財政基盤の確立」を掲げており、財政基盤の安定化のために、予算管理の厳正な実施と、支出管理の徹底に取り組んでいる。積立の実施や借地代減額など、経費削減にも取り組み収支バランスを確保している。

○会計

会計処理は学校会計基準、経理規程、予算管理規程及び資金運用規程等を遵守し、適正に実施している。会計監査の私立立学校法に基づく監事による監査、私立学校振興助成法に基づく監査法人による会計監査及び内部監査室による監査を毎年確実に厳正に実施している。

以上のことから、基準 5「経営・管理と財務」について、基準を満たしていると判断した。

基準 6 内部質保証

6-1 内部質保証の組織体制

《6-1 の視点》

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 6-1 の自己判定

基準項目 6-1 を満たしている。

(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

本法人では、「学校法人東北文化学園大学内部監査規程」（以下「内部監査規程」という。）を定め、本法人が設置する各学校における業務の適正化、経営の効率化を図り、もって本法人の健全な発展と社会的信頼の保持に資することを目的として監査を行うことを定めている。理事長の下に内部監査室を設置し、業務監査、財務監査、情報システム監査及びその他理事長が必要と認める精査・検証に当たって内部質保証に努めている。

【資料 6-1-1】

また、「学校法人東北文化学園大学監事監査規程」（以下「監事監査規程」という。）を定めて、監事の職務を明確化し、監事は、理事長と定期的に会合をもち、理事長の経営方針を確かめるとともに、本法人が対処すべき課題、本法人を取り巻くリスクのほか、監事監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換し、理事長との相互認識と信頼関係を深めるように努めている。【資料 6-1-2】

本法人では、自ら掲げる目標に向けて教育研究活動を行う中で、定期的な自己点検・評価の取り組みを踏まえた自主的・自律的な内部質保証を行うために、大学組織のみならず、法人として「学校法人東北文化学園大学 自己点検及び自己評価規程」（以下「法人自己点検規程」という。）を定め、内部質保証に関与する組織体制を整備している。法人自己点検規程に則り、理事長、常勤の理事、学長、副学長、東北文化学園専門学校長、同副校長、各幼稚園長、各事務局長及び理事長が必要と認めた者を構成員とする学校法人東北文化学園大学自己点検・自己評価委員会（以下「法人自己点検委員会」という。）を設置している。【資料 6-1-3】

法人自己点検委員会は、各学校の教学、教育、研究、社会貢献等の質的向上を図り、本法人全般の改善・改革や将来構想・経営戦略に資するとともに、学校法人としての使命、理念及び目標を達成し、社会的責任を果たすことを目的に、各学校における自己点検及び自己評価の基本方針を決定し、毎年度各学校において作成される自己点検・自己評価報告書を精査し、理事会に報告している。

大学の自己点検・自己評価については、「東北文化学園大学自己点検及び自己評価規程」（以下「自己点検規程」という。）を制定し、第 4 条に「点検及び評価を行うため、自己点検及び自己評価運営委員会（以下、「運営委員会」という。）を置く。」と規定している。同規程第 5 条に「運営委員会は、学長、副学長又は学長補佐、研究科長、各学部長、学生部長、教学部長、総合情報センター長、教育支援センター長、地域連携セン

ター長、事務局長及びその他学長が必要と認めた者によって組織する」と規定し、第 6 条に「委員長は、学長を持って充てる。」として、責任体制を明確にしている。【資料 6-1-4】

エビデンス集（データ編・資料編）

【資料 6-1-1】学校法人東北文化学園大学内部監査規程

【資料 6-1-2】学校法人東北文化学園大学監事監査規程

【資料 6-1-3】学校法人東北文化学園大学自己点検及び自己評価規程

【資料 6-1-4】東北文化学園大学自己点検及び自己評価規程

（3）6-1 の改善・向上方策（将来計画）

①内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

内部質保証を継続して行うための学内の方針・手続き・体制等の仕組みを構築する必要がある。

具体的には、(1) 内部質保証に関する全学の方針・責任体制、(2) 教育プログラムの承認・定期的点検・改善、(3) 教職員の点検・能力開発、(4) 学習環境や学生支援の点検・改善、(5) 大学や部局の教育に関する目的・目標に対する点検・改善、(6) 質保証への学生や外部者の関与、(7) 教育に関する情報の収集・分析、(8) 教育情報等の公表、等についてである。

本学の教育・地域貢献等に係る取り組みについて、学外の有識者の評価と提言を得て、それを本学の諸活動の質改善につなげる仕組みとして外部評価委員会を位置付け、年 2 回開催している。

6-2 内部質保証のための自己点検・評価

《6-2 の視点》

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

（1）6-2 の自己判定

基準項目 6-2 を満たしている。

（2）6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有 [大学]

○自主的・自律的な自己点検・評価の実施

大学の自己点検・自己評価の実施については、自己点検規程第 7 条第 1 項に「各学部及び研究科並びに大学事務局に、自己点検及び自己評価実施委員会（以下「実施委員会」という。）を置く。」と定め、同条第 2 項に「実施委員会は、必要に応じて作業部会を置くことができる。」と規定しており、各部局が自主的・自律的に自己点検・自己評価を

行っている。【資料 6-1-2】

認証評価に係る対応については、「東北文化学園大学自己点検及び自己評価に関する申合せ」を定めており、第 4 条に「報告書の具体的な実施方針の策定、報告書作成・精

20200629_ver5

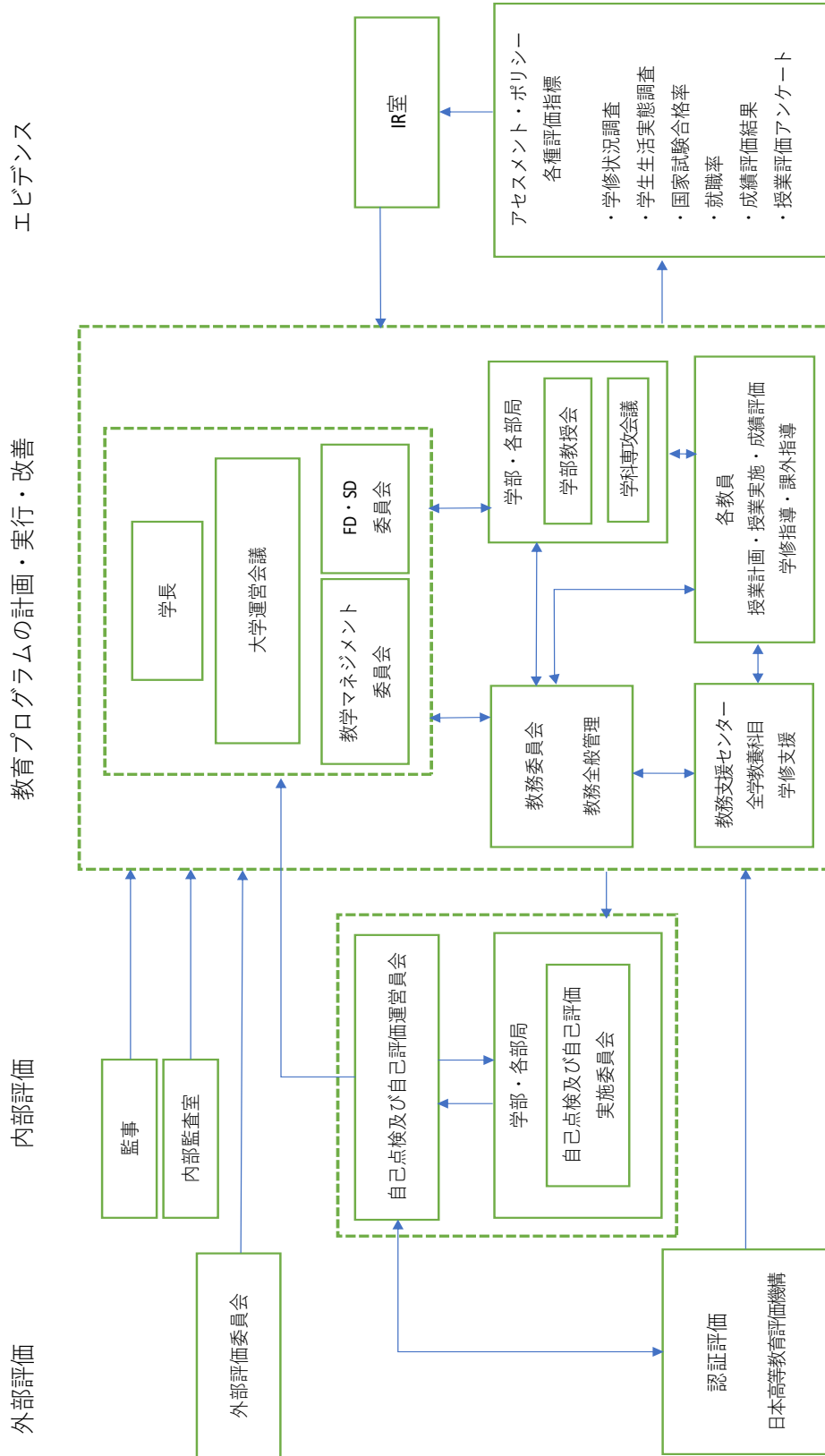


図6-1-1 教育プログラムの内部質保証に関する組織体系

査、各種データ及び資料の取りまとめ等をするために、自己点検総括ワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）を置く。」、第 5 条に「報告書の各基準項目に点検及び評価の検討、各種データ及び資料の作成・取りまとめ等を行う作業部会を置く。」と規定している。【資料 6-2-1】

以上のように、本学では、自己点検・評価を行う適切な体制を整えている。

○自己点検・自己評価の定期的な実施と公表

本学の自己点検・評価は、法人自己点検規程第 9 条において「各学校は、大学点検評価、幼稚園点検評価及び専門学校点検評価について、原則として毎年実施する。」としており、この規定に従って各学校が毎年度定期的に実施している。【資料 6-2-2】

自己点検・自己評価を進める年間スケジュールが定着してきている。特に、定員充足、休退学対応、国家試験対策及び就職対策にかかわる各学科専攻の改善の取り組みについては、各学期に大学幹部による改善の進捗ヒアリングを実施しており、自己点検による改善と連動している。

平成 29(2017)年 9 月からは、1 か月おきに運営委員会を開催し、改善事項については、進捗確認を行いながら進めている。

その結果を大学運営会議、各学部教授会等を通じて学内で共有するとともに、点検及び評価規程第 11 条において、「運営委員会は、理事会において決定された自己点検・自己評価報告書を速やかにホームページ等で広く公表する。」と定めており、この規定に基づき本学ホームページ等で公表している。【資料 6-2-2】

本学独自で実施し作成した、平成 13(2001)年度、平成 17(2005)年度、平成 25(2013)年度及び平成 28(2016)年度の報告書は、いずれも客観的データによるエビデンスに基づいた報告書となっている。【資料 6-2-3】【資料 6-2-4】【資料 6-2-5】【資料 6-2-6】

本学では、平成 22(2010)年度に日本高等教育評価機構による大学機関別認証評価を初受審し、これ以降、同機構の評価項目及び評価基準項目に準拠した「自己点検・自己評価書」を作成し、資料編等にまとめられたエビデンス等に基づいた自己点検・評価となっている。【資料 6-2-7】【資料 6-2-8】

平成 29(2017)年度には、第 2 期の大学機関別認証評価を受審し、適合の認証を受けた。【資料 6-2-9】

令和 2(2020)年 7 月には、平成 29(2017)年度大学機関別認証評価において改善を要する点として指摘された基準項目 2-1（収容定員充足率）及び基準項目 3-2（常勤理事会規程）についての改善状況を報告書としてまとめ、大学ホームページに公開するとともに日本高等教育評価機構に提出した。日本高等教育評価機構からは、令和 2(2020)年 12 月 22 日付け文書にて改善が認められた旨の審査結果が通知された。【資料 6-2-10】【資料 6-2-11】

これまでに本学が作成した自己点検及び自己評価報告書及び機構による評価結果報告書についても、すべてホームページ等により学内外に公表している。【資料 6-2-12】

エビデンス集（データ編・資料編）

【資料 6-2-1】東北文化学園大学自己点検及び自己評価に関する申合せ

- 【資料 6-2-3】平成 13 年度自己点検及び自己評価報告書
- 【資料 6-2-4】平成 17 年度自己点検及び自己評価報告書
- 【資料 6-2-5】平成 25 年度自己点検・自己評価報告書
- 【資料 6-2-6】平成 28 年度自己点検・自己評価報告書
- 【資料 6-2-7】平成 22 年度大学機関別認証評価自己評価報告書・本編及びデータ編
- 【資料 6-2-8】平成 25 年度大学機関別認証評価自己評価報告書(再評価)・本編及びデータ編
- 【資料 6-2-9】平成 29 年度大学機関別認証評価自己評価報告書・本編及びデータ
- 【資料 6-2-10】平成 29 年度大学機関別認証評価に基づく改善報告書
- 【資料 6-2-11】改善報告等に対する審査の結果について（通知）（令和 2 年 12 月 22 日）
- 【資料 6-2-12】大学ホームページ（第三者機関大学評価）

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

平成 26（2014）年 4 月に理事長直轄組織として IR 室を設置し、大学教育面等について詳細な調査・データ収集を行い、分析を行えるようになっている。【資料 6-2-11】

IR 室では、教学・経営に寄与することを目的に、これまで表 6-2-1 に示すような データ分析を行ってきた。分析の結果は、理事長が指名したメンバーによる IR 室会議を開催し、IR 室員による分析結果の報告を受け、検討を行っている。

表 6-2-1 IR 室帳票一覧（一部抜粋） 【平成 30(2019)年 1 月 31 日現在】

入試状況（志願者・合格者・入学者）推移	学修状況調査アンケート集計
入試状況（志願者 出身高校別内訳）	卒業生満足度調査アンケート集計
TBGU ベーシックテスト集計	国家試験状況
中途退学者状況	東北地区各大学学納金状況まとめ
中途退学者要因分析	東北地区各大学財務状況比較
1 年前期 GPA と通算 GPA、ベーシックテストの関連性について	TBG IR-Report

平成 28(2016)年 6 月からは IR 室主催で SD 研修「データ活用の技術」を実施し、その後も毎年 1 回 IR 室主催で SD 研修を実施している。平成 30(2018)年 12 月には、全教職員に周知すべき内容をまとめた「TBG IR-Report」の刊行を開始（年 4 回発行予定）した。令和元(2019)年 8 月には学外にも公開の「オープン SD セミナー：地方大学の IR 活動」を開催した。

令和元(2019)年度は、卒業生調査、在学生調査、入学生調査の結果を集計し、教育活動の改善の資料として各学科に提示した。また、IR 室のイントラネットページを開設し、これまでに蓄積したデータを公開し、各学科でのデータ分析に供した。さらに、より教学に密着した組織としての位置づけを明確にすることを検討し、令和 2（2020）年 5 月 26 日開催の理事会にて「東北文化学園大学 IR 室規程」（同日施行、令和 2（2020）年 4 月 1 日から適用）を定め、IR 室を、理事長付き組織から学長付き組織とすることを決定した。【資料 6-2-11】

エビデンス集（データ編・資料編）

【資料 6-2-11】東北文化学園大学 I R 室規程

(3) 6-2 の改善・向上方策（将来計画）

①内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

今後も客観的な自己点検・評価を実施するために、各種データの収集・分析に努め、学内全体で共有するとともに、外部への公表を促進する。

各学科専攻が自己点検と連動させて検討した、学生募集、国家試験指導・就職指導及び休学・退学防止に対する戦略的取り組みを継続する。

②IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

IR 室では、大学の自己点検・評価に必要なデータの分析を行うなどの機能をさらに充実させ、大学の教育活動等に活かしていく。

6-3 内部質保証の機能性

《6-3 の視点》

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 6-3 の自己判定

基準項目 6-3 を満たしている。

(2) 6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

○三つのポリシーに即した内部質保証の実施

点検及び評価規程第 4 条に「自己点検及び自己評価を行うため、自己点検及び自己評価運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。」、同第 13 条に「学長、研究科長及び各学部長並びに事務局長は、運営委員会から報告された点検及び評価の結果に基づき、改善が必要と認められるものについて、大学及び大学院並びに大学事務局の将来的な計画に反映されるように努めるものとする。」と定めている。【資料 6-3-1】

これを受け、平成 24(2012)年 6 月に、「東北文化学園大学将来構想委員会規程」の制定により「将来構想委員会」を設置し、大学運営の改善・向上につながる体制を整備した。この将来構想委員会は、学長、研究科長、各学部長、学生部長、教務部長、各センター長、各学科長及び大学事務局長で組織され、PDCA サイクルを意識し、自己評価報告書に記載した改善・向上方策について検討を行い、それを教育研究活動等の大学の運営に反映させるべく活動している。【資料 6-3-2】

平成 30(2018)年度には、三つのポリシーに基づくアセスメント・ポリシーを定めた。

○中期計画等による大学運営の改善・向上

平成 27(2015)年度からは、学校法人東北文化学園大学中期目標・中期計画「輝ける者を育む（平成 27 年度から平成 30 年度）」に基づき、「総合改革プラン」の一つである「大学における改革」に掲げた 8 つの事項について、将来構想委員会及び各担当委員会を中心に検討等を進めた。【資料 6-3-3】

平成 29(2017)年度においては、平成 28(2016)年度のワーキンググループを整理し、表 4-3-3 のワーキンググループ等を立ち上げ、本学の教育面における更なる充実及び改革を目指している。【資料 6-3-4】【資料 6-3-5】

平成 27(2015)年度に中期目標・中期計画「輝ける者を育む」(平成 27 年度～平成 30 年度)を策定し、中長期的な計画を踏まえた大学運営の改善・向上を教学マネジメント委員会が中心となって図っており、組織としての内部質保証の仕組みが機能している。【資料 6-3-6】

エビデンス集(データ編・資料編)

【資料 6-3-1】東北文化学園大学自己点検及び自己評価規程

【資料 6-3-2】東北文化学園大学将来構想委員会規程

【資料 6-3-3】中期目標・中期計画「輝ける者を育む」平成 27 年度・平成 30 年度

【資料 6-3-4】学長通知文書(平成 29 年 4 月 11 日付)

【資料 6-3-5】2018 年度将来構想委員会各種専門委員会の検討テーマ

【資料 6-3-6】教学マネジメント委員会規程

(3) 6-3 の改善・向上方策(将来計画)

①内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

平成 31(2019)年 3 月新たな中期目標・中期計画「輝ける者を育むⅡ」(2019 年度～2021 年度)を策定しており、今後もその実現に向け、常勤理事会を中心として、各担当委員会及びワーキンググループ等で取組み、大学全体の PDCA サイクルの仕組みを構築する。

[基準 6 の自己評価]

○内部質保証の組織体制

法人として、内部監査規程、監事監査規程等を制定し、内部監査や監事監査等の内部質保証に関与する組織体制を整備し、自己点検・自己評価についても法人全体で取組み、責任体制も明確である。

○内部質保証のための自己点検・評価

自己点検・評価の実施のために、各部局に実施委員会をおいて、自主的・自律的な自己点検・評価を毎年度行っており、その結果は、すべてホームページ等により学内外に公表しており、役員、大学幹部及び教職員が共有できるようにしている。

学長付きの IR 室を設置しており、大学教育面等について詳細な調査・データ収集を行い、分析を行っている。

○内部質保証の機能性

自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルは、学長のリーダーシップの下、総合改革プランを策定し、改革のためのワーキンググループを組織した。本学は、教育面における更なる充実及び改革を目指している。

以上のことから、基準 6「内部質保証」について、基準を満たしていると判断した。

Ⅳ. 大学が使命・目的に基づいて独自に設定した基準による自己評価

基準 A 地域・社会との連携

A-1 大学の有する資源の提供

《A-1 の視点》

A-1-① 大学施設の開放

A-1-② 大学の教育研究資源の提供

(1) A-1 の自己判定

基準項目 A-1 を満たしている。

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-1-① 大学施設の開放

[全学]

本学は、教育理念のひとつとして「地域社会とともに発展する大学」を掲げており、地域社会との交流を活発に行うことを標榜していることを踏まえ、本学の施設等を地域・社会に積極的に提供している。

○近隣地域への施設の開放

本学が位置する国見六丁目の「国見町内会」の会員との間で、本学の施設利用等について平成 27(2015)年 9 月に「東北文化学園友の会（以下「友の会」という。）」を結成し、二者で申合せの文書を取り交した。

友の会会員は、図書館・学生食堂の利用の他、国見町内会主体のイベントについては、本学の施設を無料で利用できるようになっている。【資料 A-1-1】

令和元(2019)年度、「東北文化学園友の会」については、新たに国見五丁目町内会と覚書を締結し会員数が 28 名増え、総計で 257 名となった。しかし、県内の新型コロナウイルス感染拡大傾向を鑑み、「東北文化学園友の会」会員向けに本学への入構禁止を告知する文書を作成し、国見六丁目ならびに五丁目町内会内の各掲示板を利用して周知した。今年度は感染防止を鑑みて両町内会との懇談会や意見交換会を行うことができていないが、町内会幹部とは折に触れ連絡を取ることで連携を維持しており、次年度は懇談会や共同活動などを再開できれば継続的に入会促進を図るとともに、本学施設の更なる利用を働きかけていく。

近隣の高等学校には定期的に施設の貸与を行っている。また、中学校総合体育大会・インターハイ等、宮城県で開催されるスポーツ大会等の練習会場としても、運動場や体育館を、地域の中学・高校及び障害者スポーツ団体等へ貸与している。【資料 A-1-2】

○災害等緊急時における対応

緊急避難等を余儀なくされる大災害に際して、避難場所として本学の敷地・施設については、安全性が確保できる限り開放することとしている。

本学南端には「災害時緊急給水システム」が、災害時に地域住民に水の提供を行うことを目的に設置されており、毎年の本学行事「感謝の日」に合わせて設置訓練活動を行って

いる。【資料 A-1-3】

平成 29(2017)年 5 月に「妊産婦福祉避難所の設置及び管理運営に係る協力に関する協定」を仙台市と締結した。学内に避難所用物資保管の倉庫を確保し、災害用無線は警備室に設置されている。避難所開設の際は、附属国見の杜クリニックにおいて妊産婦を受け入れる体制としている。

○学会・研究会等への施設の貸与

主に本学の教職員が会員となっている学会・研究会等を開催する折には積極的に施設を提供している。【資料 A-1-4】【資料 A-1-5】【資料 A-1-6】【資料 A-1-7】

エビデンス集（データ編・資料編）

【(PT) 資料 A-1-1】第 2 回日本運動器理学療法学会ブロック学術小集会

【(PT) 資料 A-1-2】第 24 回日本物理療法学会学術集会

【(PT) 資料 A-1-3】第 20 回宮城県理学療法学会学術大会案内

【(PT) 資料 A-1-4】第 21 回宮城県理学療法学会学術大会案内

【(PT) 資料 A-1-5】第 22 回宮城県理学療法学会学術大会案内

【(PT) 資料 A-1-6】第 23 回宮城県理学療法学会学術大会案内

【(PT)資料 A-1-7】第 25 回日本基礎理学療法学会学術大会案内ポスター

【(PT)資料 A-1-8】第 24 回宮城県理学療法学会学術大会案内

【資料臨前 A-1-1】H30JaSECT 実技セミナー開催要項】

【資料臨後 A-1-1】日程表_日本 NP 学会第 4 回学術集会

【資料臨後 A-1-2】お知らせ_宮城県腎臓協会 H.P.

【資料（理）A-1-①】第 28 回教育研究大会・教員研修会

【資料（理）A-1-②】日本物理療法学会学術集会

【資料（理）A-1-③】宮城県理学療法学会学術大会案内

A-1-② 大学の教育研究資源の提供

[全学]

本学は、教育理念のひとつとして「社会の一員としての自覚と問題解決能力による貢献」を掲げており、地域社会の一員としての役割、責任を自覚し、社会に対する洞察力と問題解決能力をもって、進んで社会貢献に参加する人材の育成を標榜していることを踏まえ、本学の教育研究資源を地域・社会に積極的に提供している。

地域連携センターが窓口となって、学内調整を行い、教育研究資源の提供を含む地域貢献、社会連携等を行っている。

○公開講座（地域連携センター）

市民向けに「学びのお手伝い 市民学習講座 ～講師派遣のご案内～」というパンフレットを発行し、市民等からの要請により教員を派遣して公開講座を実施している。令和 2(2020)年度前期は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から要請があった派遣をすべて中止または延期としたが、後期には派遣を再開し、ほぼ昨年度並みの 20 講座を提供した。【資料 A-1-8】

○「学都仙台コンソーシアムサテライトキャンパス講座」（地域連携センター）

この講座は、仙台圏の大学等による連携組織「学都仙台コンソーシアム」が主催しており、学生のみならず、社会人や一般市民を対象に開催している市民公開講座で、これに本学の教員を派遣している（会場：仙台市市民活動サポートセンター）。令和 2 (2020)年度についてはコロナ禍により全面的に中止となったが、次年度の再開に向けて講座実施方法な

どの検討を重ねている。【資料 A-1-9】

○みやぎ県民大学推進事業への連携（地域連携センター）

宮城県教育委員会主導のみやぎ県民大学では、本学キャンパスを会場に本学教員を講師とした公開講座を開催している。今年度も5月から6月にかけて計4回にわたり健康増進をテーマとした講座開講を予定していたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から主管となる宮城県教育委員会の判断により中止となった。次年度についても同内容での開講を計画している。【資料 A-1-10】

○石巻市河南地域住民自治協議会広瀬地区部会の健康促進事業（地域連携センター）

2019 年度から実施している石巻市河南地域住民自治協議会広瀬地区部会の健康促進事業については、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から従来実施していた現地での対面による講演や運動実践活動を回避し、コロナ感染予防を含めた健康維持啓蒙チラシを作成し住民への配布を計5回にわたり行った。同活動を通じて地域との連携状態を維持し、対面活動再開後の展開について併せて検討していく。

○「発達支援教室」の設置

発達支援教室は、本学の教育研究資源を活用した、地域の発達障害児・者と言語障害児・者及びその家族の支援を目的として、平成 20(2008)年 5 月に開設した。専門家、保護者、地域住民及び学生が発達支援を学び実践する場として講演会の開催や各種催しを計画し、地域に開かれた取り組みを実施している。一人ひとりの多様なあり方を支援する専門職を目指す教育の一環としても、重要な意味を有している。【資料 A-1-11】【資料 A-1-12】

教室は週 3 日程度開講し、自閉症スペクトラムのこどもと保護者を中心に支援を行っている。また、支援の必要なこどもを持つ保護者や支援者を対象に、発達支援教室講演会「ひろば」を毎年 3 回開講してきた。【資料 A-1-13】

表 A-1-2 発達支援教室講演会「ひろば」開催概要（平成 29(2017)～令和 2(2020) 年度）

年度	講演会「ひろば」講演タイトル	講師	参加者
平成 29 年	①ST の立場から考える、生きる力をつける療育	木伏 結：東北文化学園大学	172 名
	②医師の立場から考える、生きる力をつける療育	今 公弥：五十嵐小児科	171 名
	③OT の立場から考える、生きる力をつける療育	酒井康利：うめだ・あけぼの学園	141 名
平成 30 年	明日からの支援に活かす～学びのためのユニバーサル・デザイン	納富恵子：福岡教育大学大学院	119 名
令和元年	子どもの芽をみつけ、みとめ、育てよう	小西紀一：姫路獨協大学	84 名
令和 2 年	「やりたくない！」を「やれるかも?!」に変える作業療法～その気にさせる感覚統合～	酒井康利：うめだ・あけぼの学園	89 名

平成 29 年 9 月に大学附属のクリニックを開設し、発達支援教室での個別支援は、作業療法部門のみで行うこととなった。そのため、講演会「ひろば」は、平成 30（2018）年以降、年 1 回開講している。

○附属クリニックの開設

平成 29(2017)年 9 月に開設した東北文化学園大学総合発達研究センター附属国見の杜クリニックは開設の目的達成を目指し、運営を行った。クリニック標榜科はリハビリテーション科（言語聴覚療法のみ）、耳鼻咽喉科である。【資料 A-1-14】

表 A-1-2-① クリニックの概要

開設の趣旨	①地域のニーズに応える 医療・福祉にかかわる専門職養成の大学として 1) 地域における訓練・支援などのニーズに応える
-------	--

	2) 地域の多専門職への支援と連携 ②専門職養成教育の充実 1) 臨床実習施設としての機能、臨床実習補習の場 2) 臨床場面・経験を通して学びを深める 臨床場面の見学や演習としての参加などを通して専門職に求められる基本的技能・態度を養う ③教員の臨床力向上と研究・開発 研究・開発や臨床力の向上による教育へのフィードバック
対象障害	脳血管疾患等リハの対象障害 発達障害、構音障害（機能性・器質性・運動障害性）、音声障害、吃音、言語発達障害、失語症、高次脳機能障害、聴覚障害など

2021年3月末における1か月あたりの平均受診患者数（延べ患者）は約156名である。新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う1か月間の休診、患者数を制限しての運用などから前年度に比べ低下している。主な対象者は開設時と著変なく、発達障害を中心に構音障害、きつ音、言語発達の遅れ、聴覚障害など小児領域系の障害が多い。特に発達障害は全受診者の約90%を占め、現在も診察・訓練・相談を希望する患者からの問い合わせが非常に多い状況にある。そのほか、成人系の各障害、小児の構音障害・きつ音などへの問い合わせも多くなっており、特に小児の構音障害やきつ音については枠を設けて新規患者募集を行った。なお、成人系障害については、リハビリテーション訓練のニーズが多いにもかかわらず、制度上から期待に応えられていない現状にある。地域のニーズに応えるための運用体制などを検討している。

また、教育面への活用としては、昨年度に引き続き令和3（2021）年1月に臨床実習生1名の受入れを行った。その他、2020年10月～12月にかけて言語聴覚学専攻の2年生35名の見学実習を行った。さらに、希望する言語聴覚学専攻学生の実習場面の見学や補助などによる臨床指導を行っている。今後は初年次教育として臨床場面の見学（見学実習）などを行うこととしており、一層の教育的活用を目指す。

専攻教員の臨床参加については、新型コロナウイルス感染症の影響などもあり発達障害、構音障害、聴覚障害を中心に月平均の訓練件数は約8名と前年度よりやや低下している。なお、専任教員の臨床実践は養成教育にも関連することから今後臨床参加を推進していく予定である。更に2021年5月より新規患者の随時受入れを行うとともに標榜科に小児科を加え発達外来など更なる地域ニーズに応える体制による運用を行うほか、総合発達研究センター附属クリニックとして研究面での積極的な活用も図る予定である。

○「国見介護予防大学」

医療福祉学部保健福祉学科では、大学近隣の国見地区にて「国見介護予防大学」を毎年開講している。

講座参加者が元気な生活を身に付けることが目的であるが、将来的には介護予防の学びを友人同士や町内会で共有し、地域の要介護者の減少が目標である。【資料 A-1-19】 参加する学生にとっては、厚生労働省の介護予防事業プログラムの基本的な内容を理解し、実際に高齢者支援技術を習得できる機会となっている。令和元（2019）年度は、表 A-1-3 に示すプログラムで開催した。【資料 A-1-15】

本年度は新型コロナ禍により、様々な公開講座等が中止となったため「国見介護予防大学」も中止とせざるを得なかった。今後はより早い再開を目標に準備に取り組む。

○「いきいき健康教室」

東日本大震災後、医療福祉学部看護学科では、看護の立場で復興支援を行うため、仮設住宅におけるボランティア活動を教員と学生により開始し、継続している。当初は、仮設住宅の集会所で血圧測定、ハンドマッサージ等を実施していたが、現在では、本学内で健康教室を開催し、栄養指導、介護予防等を実施している。【資料 A-1-16】

(3) A-1 の改善・向上方策（将来計画）

①大学施設の開放

大学に隣接する国見六丁目ならびに五丁目の各町内会と年 2 回の意見交換会ならびに懇談会を通じて協働活動の更なる推進と「東北文化学園友の会」への入会促進を確認していたが、今年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から会を設けることができず、折に触れ町内会幹部との連絡連携に留まった。次年度も各種会合などの際に積極的に周知を図り、参加者および利用者の増加に結びつける。

②大学の教育研究資源の提供

今年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から提供機会を削がれることが多分にあったが、次年度も各事業について継続実施を計画及び実践していくと共に、コロナ禍でも実施できる活動内容の検討や、オンラインを活用した講座開講なども計画していきたい。

エビデンス集（データ編・資料編）

- 【資料 A-1-1】東北文化学園友の会申合せ <H27.9.11 版>
- 【資料 A-1-2】学校法人東北文化学園大学施設管理規程
- 【資料 A-1-3】本学の災害時における地域支援の可能性その 3 報告書
- 【資料 A-1-4】施設貸出実績表（平成 28 年度～平成 30 年度）
- 【資料 A-1-5】日本インテリア学会第 24 回大会(仙台)ポスター
- 【資料 A-1-6】第 32 回電気設備学会全国大会 2014 ポスター
- 【資料 A-1-7】東北心理学会第 69 回大会プログラム
- 【資料 A-1-8】「学びのお手伝い市民学習講座」パンフレット
- 【資料 A-1-9】サテライトキャンパス「公開講座」パンフレット
- 【資料 A-1-10】平成 28 年度東北文化学園大学・せんだい豊齢学園 連続市民講座
- 【資料 A-1-11】東北文化学園大学発達支援教室規程
- 【資料 A-1-12】発達支援教室講演会(平成 28 年度)・発達支援教室パンフレット
- 【資料 A-1-13】発達支援教室講演会「ひろば」(平成 30 年度)
- 【資料 A-1-14】東北文化学園大学総合発達研究センター附属国見の杜クリニック開設準備委員会規程
- 【資料 A-1-15】国見介護予防大学の開催について（平成 28 年）
- 【資料 A-1-16】東北文化学園大学看護学科健康教室実施スケジュール

A-2 地域・社会と協働するイベントの開催

《A-2 の視点》

A-2-① 東北文化学園フォーラムの開催

A-2-② 感謝の日・地域との協働

A-2-③ 高校生スピーチコンテスト

A-2-④ パロリンピック・車いすツインバスケットボール「東北 DREAMEs CUP」

A-2-⑤ 第九コンサート

(1) A-2 の自己判定

基準項目 A-2 を満たしている。

(2) A-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-2-① 東北文化学園フォーラムの開催

本法人主催で毎年一回程度開催する「東北文化学園フォーラム」は、平成 30（2018）年度で 17 回目の開催となった。このフォーラムは、外部講師による基調講演とパネルディスカッションからなる公開フォーラムであり、毎回、数百人の市民が聴講に訪れる。

表 A-2-1 東北文化学園フォーラム（平成 24（2005）～令和 2（2020）年度）

回数	開催日	テーマ	場所
第 10 回	平成 24 年 9 月 23 日	明日:を拓く原動力 ～震災ニモマケズー見よ!東北の底力～	江陽グランドホテル
第 11 回	平成 25 年 9 月 8 日	『我々が力試さん!いまが正念場』	江陽グランドホテル
第 12 回	平成 26 年 6 月 15 日	医療・福祉における“こころ”との対話	江陽グランドホテル
第 13 回	平成 27 年 5 月 24 日	高齢化社会における地域再生へのロードマップ ーあなたの終の棲家はどこですか？	江陽グランドホテル
第 14 回	平成 28 年 5 月 22 日	いつまでも食事を楽しむために ～みて、きいて、たべて、美味しくあじわうための秘訣おしえます～	江陽グランドホテル
第 15 回	平成 29 年 5 月 28 日	地域を活かす 地域を創る ー女性が紡ぐ想いー	江陽グランドホテル
第 16 回	平成 30 年 8 月 19 日	べえ語 ポジティブ メッセージ	東北文化学園大学
第 17 回	平成 30 年 10 月 13 日	高次脳機能障害の理解と受容 ー脳梗塞、脳障害と向き合うー	東北文化学園大学
第 18 回	令和元年 2 月 22 日	感染症の知識と予防	東北文化学園大学
第 19 回	令和 2 年 8 月 30 日	感染症の時代により良く生きるためにできることーwith コロナの世界: 感染症学、社会学、経済学、心理学のエキスパートによる緊急提言ー	東北文化学園大学

当フォーラムは第 1 回から第 8 回まではテーマを「医療福祉フォーラム」として開催してきたが、東日本大震災の発災した平成 23(2011)年度の第 9 回から第 11 回は「震災復興支援フォーラム」として開催した。第 12 回以降、再び医療福祉や健康をテーマとし、また、第 15 回は「輝く（きらきら）みちのくフォーラム」として開催した。【資料 A-2-1】

平成 30(2018)年度からは、「東北文化学園フォーラム」の見直しを図り、会場を本学に置いて、若い学生層も参加しやすいテーマを選定するようにした。

なお、令和元（2019）年度は、「感染症の知識と予防」、令和 2（2020）年度は、「感染症の時代により良く生きるためにできることーwith コロナの世界：感染症学、社会学、経済学、心理学のエキスパートによる緊急提言ー」をテーマに、昨今の新型コロナウイルス感染症を始めとする感染症について本学に所属する専門家が解説し、医療関係者を始め幅広い年齢層からの参加があった。

A-2-② 感謝の日・地域との協働

○「感謝の日」地域清掃活動

平成 17(2005)年 6 月 25 日に、第 1 回目の「感謝の日」地域清掃活動を実施し、令和元（2019）年度には第 15 回目を迎えた。近隣の国見町内会、国見五丁目町内会の地域住民と共に国見キャンパス周辺の公園・福祉施設等計 15 箇所の清掃活動を行い、周辺地域住民と本学の教職員・学生との協働



図 A-2-1 感謝の日 2019 ポスター

行事に育っている。【資料 A-2-2】

令和 2（2020）年度の「感謝の日」地域清掃活動は新型コロナウイルス感染防止の観点から中止とし、各町内会へも事情を説明し理解を得ることができた。前年度後半に町内会から本学園の避難訓練等への参加希望があり実施に向け検討していたが、次年度以降の実現に向け今後も関係各部署との調整を図っていく。



写真 A-2-2 感謝の日 2019 地域清掃活動

○地域イベント等へ参加

国見町内会主催の防災訓練を兼ねた「国見町内会親睦レクリエーション大会」や「グラウンドゴルフ大会」に、本学学生が学生ボランティアとして参加しているが、今年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から大会が中止となった。町内会等から要請を受けて自主的に学生がボランティア活動に従事する中で、社会性を養い、自発的な社会参加のスキルを学ぶ機会であることから、次年度も要請に応えていきたい。

また、町内会の定期的なイベントである、夏祭りや運動会、懇談会等へも参加し、良好な関係を続けていきたい。【資料 A-2-3】

その他、「元気健康フェア（東北大学など主催）」の共催協力、「東北みやぎ復興マラソン（仙台放送主催）」運営ボランティアや「石巻赤十字病院防災訓練」ボランティアの派遣協力等、今年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止となったが、次年度以降も積極的な社会貢献活動に取り組んでいきたい。

A-2-③ 高校生スピーチコンテスト

本学では、高大連携事業の一環として、平成 17(2005)年から高校生らしい瑞々しい感性を表現する場として“T B G 高校生スピーチコンテスト”を開催しており、これまで 14 回の開催で宮城県内のみならず東北各県から 28 校述べ 126 人の高校生がこの大会に参加した。

【資料 A-2-4】【資料 A-2-5】

コンテストを通じて、参加した高校生たちは聴講者の前に立ってスピーチを行うことや質疑応答などを行うことでプレゼンテーション能力を育むことができ、当初の目的は達成できたものと考え、平成 30(2018)年度をもって本事業は終了とした。



写真 A-2-2 T B G 高校生スピーチコンテスト

A-2-④ パロリンピック・車いすツインバスケットボール「東北 DREAMs CUP」

本学では、知的障がいのある方を対象としたスポーツレクリエーションイベント「パロリンピック」を開催し、この催しを通じて日頃あまり体を動かす機会が少ない障がいのある方々の心身の健康を支援している。また、車いすツインバスケットボールチームが試合を通じて競技力の向上を図ると共に大学および地域住民との交流によりツインバスケットボールの普及と啓発を期している。運営として参加する本学学生には、障がいのある人を含めすべての参加者へのホスピタリティマインドやコミュニケーション能力の醸成、障害のあるアスリートに対する深い理解と関心の高揚等、医療や福祉専門職としての資質向上を図る機会となっている。【資料 A-2-7】

令和元(2019)年度は、10月に開催した「パロリンピック」が地元マスコミに記事掲載された。競技進行や参加者サポートなどに学生も参画していることが報じられ、イベントの意義が紹介された。

今年度は両競技共に新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から開催を中止としたが、次年度の開催に向け、実現性を探るべく参加見込施設および団体に対し、現状についての情報収集中である。

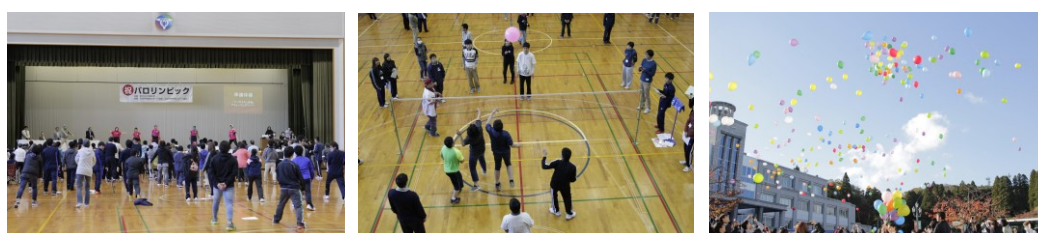


写真 A-2-3 第 15 回パロリンピック（開会式、ふうせんバレー、バルーンリリース）

A-2-⑤ 第九コンサート

本学では、東日本大震災後の平成 23(2011)年 12 月に被災地大船渡でベートーヴェンの「交響曲第 9 番」を歌う復興支援コンサートを実現した。これを契機として始まった「学校法人東北文化学園大学第九コンサート」は、令和元年(2019)年度が 9 回目の開催となり、学生達が第 4 楽章の合唱に参加し、震災からの心の復興を祈念する本学の特色ある教育の一つとして定



写真 A-2-4 第 9 回学校法人東北文化学園大学「第九コンサート」

着している。なお、平成 28(2016)年および平成 30(2018)年には「ウィーンフィル&サントリ音楽復興祈念賞」を受賞し、コンサートに併せて授賞式が行われた。【資料 A-2-8】

令和 2 (2020) 年度は新型コロナウイルス感染症の影響で中止となり、令和 3 (2021) 年度以降も新型コロナウイルス感染症の終息が見通せない状況にあることから、令和元(2019)年度をもって本事業は終了することとした。

(3) A-2 の改善・向上方策（将来計画）

①東北文化学園フォーラムの開催 ⑤第九コンサート

東北文化学園フォーラムは、市民も聴衆として訪れるイベントであり、今後も企画運営を工夫し継続して行く。

②感謝の日・地域との協働 ④パロリンピック・車いすツインバスケットボール「東北 DREAMEs CUP」

感謝の日やパロリンピック等は、各町内会との意見交換会や懇談会などを通じた各行事への参加要請を継続するが、次年度以降の新規事業として学生と地域住民とが相互交流を図ることができる行事を模索していくことで意見が一致しており、今後検討していく。

障がい者スポーツ関係の2大会は、次年度も継続した実施に向けて関係団体ならびに担当教員との連携を密に保つとともに、早期に計画しマスコミへ情報提供することにより紹介機会が得られるよう準備する。

エビデンス集（データ編・資料編）

【資料 A-2-1】「東北文化学園フォーラム」パンフレット

【資料 A-2-2】「感謝の日」ポスター

【資料 A-2-3】「国見町内会親睦レリエーション大会」「国見町内会グランドゴルフ大会」

【資料 A-2-4】T B G 高校生コンテスト 2018

【資料 A-2-5】高校生スピーチコンテスト参加数一覧

【資料 A-2-6】第 14 回高校生スピーチコンテスト 2018 実施報告書(抜粋)

【資料 A-2-7】平成 28(2016)年度「パロリンピック」開催要領

【資料 A-2-8】「第九コンサート」チラシ、プログラム

A-3 地域・社会との連携基盤の構築

《A-3 の視点》

A-3-① キャンパス全面禁煙化と T B G + M 活動の推進

A-3-② 地域・社会との連携協定・事業

A-3-③ 他大学との連携協力

(1) A-3 の自己判定

基準項目 A-3 を満たしている。

(2) A-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-3-① キャンパス全面禁煙化と T B G + M 活動の推進

本学は、平成 19(2007)年 4 月から全国の大学にさきがけてキャンパス内全面禁煙とし、その実施のため全学禁煙委員会を設置した。禁煙委員会では、禁煙に関するルールやマナー周知の P R、禁煙支援活動及び指導を行っている。【資料 A-3-1】

入学時には全学生に「禁煙に係る宣誓書」の提出を求めており、喫煙習慣のある学生がマナーを守りながら禁煙に移行できるように、禁煙支援室を設置している。【資料 A-3-2】

教職員が交代制で禁煙巡回指導を実施しており、キャンパス周辺の地域を禁煙推進区域とし、歩きたばこやポイ捨て等を行わないよう指導している。

平成 25(2013)年度からオリジナルキャラクターを用いたマナーアッププロジェクト「TBGM (マナー)」活動を展開し、構内及び近隣における美化意識向上を目指している。【資料 A-3-3】

平成 29 (2017) 年度から、5 月 31 日の世界禁煙デーには、禁煙委員会と健康管理センターの共催で禁煙キャンペーンを実施している。平成元 (2019) 年度もテレビ局の取材を受け、取り組みが紹介された。また、同年 7 月施行の健康増進法の一部改正への対応として、禁煙支援室周りにプランターを設置して非喫煙者のためのゲートとすることとし、禁煙啓発を兼ねた学生を交えての設置作業イベントを行った。【写真追加】

コロナウイルス感染症の影響で、令和 2 (2020) 年度前期は入構制限が行われ、例年行っている世界禁煙デーに合わせたイベントを開催することが出来なかった。

後期より対面授業が再開されることから、2 年生以上の学生には入学時に「禁煙に係わる宣誓書」を提出していることを確認させるため後期ガイダンスに於いて確認書を提出させることとし、禁煙巡回を実施し禁煙教育や指導を継続的に実施することとした。



写真 A-3-1 禁煙推進区域看板

A-3-② 地域・社会との連携協力

○宮城県登米市との保健福祉事業における連携協力

本学は、宮城県登米市と「保健福祉事業における連携協力に関する覚書」を締結し、医療福祉学部保健福祉学科を中心として、介護予防に係る研究モデル事業を進めてきた。【資料 A-3-4】

地域在住高齢者を対象にした健康・生活実態調査を実施、現状と問題点を把握し、自治体と市民にフィードバックしている。また、これまでに養成された介護予防高齢ボランティア（登米市全体で 700 人超）の上位リーダーの研修会を新たに開始している。企画・運営を市の担当者とともに本学教員が連携、支援している。

○宮城県富谷市との保健福祉事業における連携協力

本学では、平成 30(2018)年度より宮城県富谷市の福祉健康センターで実施されている介護予防事業に保健福祉学科が中心となって事業協力している。【資料（保）A-3-②】広報とみや 8 P19

○宮城県村田町との保健福祉事業における連携協力

本学は、宮城県村田町と「保健福祉事業における連携協力に関する覚書」を締結し、医療福祉学部リハビリテーション学科作業療法学専攻を中心として、活動を行っている。

町と大学の協力による高齢者の介護予防や生きがい活動事業、事業をとおしての介護予防や生きがい活動に関する研究、学生の教育の場としての地域高齢者とかかわりの機会の設定などを行ってきている。【資料 A-3-5】

○仙台市青葉区・国見町内会連合会との連携協定

本学の地域連携センターが窓口となって、平成 23(2011)年 2 月 17 日に、国見地区町内

会連合会、本学及び仙台市青葉区の 3 者が国見地域の課題解決に向けて協定を締結した。東北福祉大学も同様の協定を締結した。【資料 A-3-6】

協定書締結以降、国見地区社会福祉協議会を核として、国見地区町内会連合会、国見地区民生委員児童委員協議会、青葉区社会福祉協議会及び国見地区赤十字奉仕団等の地域組織の他、協定の一翼を担った本学及び東北福祉大等が地域課題の解決に向けて国見地区ふくし活動連絡会」などの場で協議を進めている。

今年度も年 3 回の会合を予定していたが、うち 1 回は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点により開催中止となった。

○東松島市との包括連携協定に基づく活動

平成 28(2016)年度から保健福祉学科の教員が中心となり、東松島市あおい地区（被災者の集団移転地域）のまちづくり支援を継続的に行っており、住民主体の見守りシステム構築、行事の企画運営等を、学生とともに支援してきた。

平成 29(2017)年 8 月には東松島市との包括連携協定が締結され、本学との間で新たな事業の取組のための定期的な協議が進められている。【資料 A-3-7】

まちづくり支援の他、同市教育委員会からの要請もあって長期休業中の児童・生徒の学習・生活指導への本学学生の参画や、イベントへの本学学生サークルの参加等、積極的な協力体制による支援が継続的に行われている。【資料 A-3-8】

○女川町との震災復興事業における連携協力

平成 25(2013)年 5 月、本学は、保健福祉学科の教員が中心となり、女川町社会福祉協議会と女川町の震災復興に向け相互に協力するための協定を締結した。本学は、震災発生後、女川応援プロジェクト“あなたのお話をお聞きし隊！”を立ち上げ、女川町内の仮設住宅への定期的な訪問、地元住民と共催の秋祭を開催するなど、様々な支援活動を継続的に行ってきた。この協定により、平成 30（2018）年から令和令和 2（2020）年にかけて「女川町地域福祉計画」（女川町）と「女川町地域福祉活動計画」（女川町社会福祉協議会）の策定に関わるなど、女川町内の保健・医療・地域福祉等の分野で、さらなる相互協力を図っている。【資料 A-3-9】

○障害者就労支援事業「障害者によるコピー機清掃」

障害者就労支援事業「障害者によるコピー機清掃」は、本法人と複合プリンター関連会社 2 社が平成 25(2013)年に協定を結び、同年 6 月から開始した。

協定会社の社員の方が本学の複合プリンターを使用して、複合プリンター清掃認定試験を目指す障害のある方に清掃業務の実習指導を行う事業である。【資料 A-3-10】

○障害者就労支援事業「大学内でのジェラート販売」

本学では、医療福祉学部保健福祉学科が窓口となって、平成 28(2016)年 7 月から、仙台市若林区の障害福祉サービス事業所が製造するジェラートやシャーベットを、事業所で働く障害者が本学で販売する就労支援を行っている。【資料 A-3-11】

○八幡町商店街ファン・コミュニティとの地域連携協定の締結

以前から本学の教職員が中心となって「東北文化学園八幡町応援団」と名乗り、八幡町商店街ファン・コミュニティとの協働事業を実施してきており、両者の組織的な連携活動を模索する中、平成 30（2018）年 7 月 30 日に地域連携協定の締結、今後の活動については「東北文化学園八幡町応援団」が中心となっていく予定。【資料 A-3-12】

○宮城県教育委員会との包括連携協定の締結

本学と宮城県教育委員会は、連携のもと相互に協力し、学校教育・学術振興及び地域社会の発展と人材育成に寄与することを目的に「包括連携協力協定」を平成 30(2018)年 12 月 20 日に締結した。今後は、これまで実施していた、高大連携事業、みやぎ県民大学推進事業他、双方が連携協力し、人材の育成や地域発展、計画事業の発展的な実施が期待されるが、今年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から各事業が中止とされた。【資料 A-3-13】

○仙台市社会福祉協議会とのパートナーシップ協約の締結

本学と社会福祉法人仙台市社会福祉協議会は組織的・継続的な連携を深め、福祉・教育資源をより効果的に活用することなどにより、ボランティア活動を軸とした地域支援体制の構築や誰もが安心して暮らすことのできる地域社会づくりの実現および教員・学生の資質向上を進めていくことを目的に「パートナーシップ協約」を令和 3(2021)年 3 月 29 日に締結した。今後はボランティア活動に関わる情報提供やイベント等の開催、人材育成やボランティア活動を軸とした地域支援体制の確立に向け、情報交換会や連絡調整会議などを通じて協力関係を深めていきたい。【資料 A-3-14】

A-3-③ 他大学等との連携

○学都仙台・単位互換ネットワーク

本学は、「学都仙台・単位互換ネットワーク」に参加している。この制度に参加する大学、短期大学、高等専門学校に在籍する学生が、他の参加校の授業科目を履修し、そこで取得した単位を在籍する大学等の単位として認定する制度であり、各校が提供する専門性の高い科目、特色のある科目を自由に受講することができる制度である。

令和元(2019)年度も、各大学等とともに本学も開講科目の一部を単位互換ネットワークの科目として提供するとともに、受講者を派遣している。【資料 A-3-15】

令和 2(2020)年度は学都仙台コンソーシアム会長校として、運営委員会および年次総会についてコロナ禍における適切な開催方法を検討し、実践した。今年度は各事業の中止または延期を余儀なくされたが、事務局とも緊密な連携を図り、各部会事務局大学との調整を滞りなく行うことができています。

○台湾大学との覚書の締結

本学では、医療福祉学部リハビリテーション学科作業療法学専攻が中心となって、台湾で最も歴史のある大学である国立台湾大学作業療法学科と国際交流を行ってきた。

平成 26(2014)年 6 月には、台湾大学医学部作業療法学科との間に学術交流の覚書を締結し、作業療学分野における教員や学生の交流を展開している。【資料 A-3-16】

○アジア大学との覚書の締結

医療福祉学部リハビリテーション学科視覚機能学専攻は、国際交流として、台湾の中山医学大学から視光系学生及び教員の短期研修を、平成 26(2014)年 2 月に受入れた。

台湾の窓口となっていた教員が台湾のアジア大学に移籍したことから、平成 28 (2016)年度には、本学と同大学のとの間で研究及び教育における協力を発展させ、また相互理解を促進することを目的に覚書を締結した。【資料 A-3-17】

平成 30 年 2 月 27 日(火)から 3 月 2 日(金)の期間、国際交流の一環として、台湾アジア

大学の教員 2 人、学生 6 人が本学視覚機能学専攻で研修のため来学。交流と親睦を深めた。

○比治山大学との相互評価協定

平成 28(2016)年度において、本学と比治山大学（広島市東区）との間で、それぞれの大学で行っている I R に関する取り組みについて「相互評価」を行うことを目的に、相互評価協定承諾書を締結した。【資料 A-3-18】

両大学における I R の充実を図るとともに、教育の一層の質向上を図ることを目的として、平成 26(2014)年度から平成 28(2016)年度の 3 年間を評価対象として相互評価を実施した。【資料 A-3-19】

(3) A-3 の改善・向上方策（将来計画）

①キャンパス全面禁煙化と T B G + M 活動の推進

キャンパス内外の環境整備の一つとして全面禁煙を継続し、禁煙教育や指導を継続的に推進していく。

②地域・社会との連携協定・事業

国見六丁目ならびに五丁目との意見交換会は次年度も年 2 回開催することを申し合わせており、連合町内会の各種会合等への参加についても次年度も継続することで円滑な関係の維持に努める。

仙台市社会福祉協議会との協約を締結したことにより具体的な事業推進に向けて協議を進めるとともに、同じく協約を締結している他大学との情報交換を図りたい。

③他大学等との連携

次年度も学都仙台コンソーシアム会長校として他大学との連携を密に行い、会長校業務を滞りなく実践する。

エビデンス集（データ編・資料編）

【資料 A-3-1】東北文化学園大学禁煙委員会規程

【資料 A-3-2】東北文化学園大学受動喫煙の防止に関する規程

【資料 A-3-3】T B G + M タオル

【資料 A-3-4】登米市保健福祉事業における連携協力に関する覚書

【資料 A-3-5】村田町保健福祉事業における連携協力に関する覚書

【資料 A-3-6】国見地区連合町内会・東北文化学園大学及び青葉区の地域連携に関する協定書

【資料 A-3-7】東北文化学園大学と東松島市との包括連携に関する協定書

【資料 A-3-8】夏休み学生ボランティア募集ポスター

【資料 A-3-9】女川町社会福祉協議会と東北文化学園大学との連携に関する協定書

【資料 A-3-10】障がい者就労支援宣言書「複合機清掃作業就労支援プロジェクト」

【資料 A-3-11】大学構内における障害福祉サービス事業所による製品販売について、施設使用許可書

【資料 A-3-12】八幡町商店街ファン・コミュニティとの地域連携協定書

【資料 A-3-13】東北文化学園大学と宮城県教育委員会との包括連携協力協定書

【資料 A-3-14】ボランティア活動の連携・協力に関する協約（パートナーシップ協約）

【資料 A-3-15】平成 30 年度学都仙台単位互換ネットワーク 提供科目一覧

【資料 A-3-16】東北文化学園大学医療福祉学部リハビリテーション学科作業療法学専攻と台湾大学医学部作業療法学科との間における学術交流に関する覚書

【資料 A-3-17】Memorandum of Understanding Between Asia University, Taiwan And

【基準 A の自己判定】

本学は、本学の教育理念を踏まえ、大学の施設や教育研究資源を地域・社会に積極的に提供しており、保健医療福祉分野での地域連携・社会貢献を中心に、全学各部署が取り組みを行っている。

本学は、東北文化学園フォーラム、第九コンサート、感謝の日、パロリンピック等、市民と協働する特徴あるイベントを開催しており、定着させている。

キャンパス内外の環境整備の一つとして、全面的な禁煙推進を全国の大学にさきがけて実行しており、禁煙教育や指導を継続的に推進している。

地域・社会との連携事業として、保健福祉事業、震災復興支援事業及び障害者就労支援事業等に取り組んでおり、協定等を締結して進めている。海外を含め他大学との連携についても、進めている。

以上のことから、基準 A「地域・社会との連携」について、基準を満たしていると判断した。